

PDFの表示設定について

2019年4月5日 教育推進課

「履修要覧」WEB版について、PDFをダウンロードした際、Adobe Acrobatの表示設定によっては、表の罫線の太さにばらつきが生じる場合があります。罫線の太さにばらつきが生じる場合は、以下のとおり設定の変更をお試してください。

- ① 「編集」タブ → 環境設定
- ② 分類：ページ表示 → レンダリング → 「細い線を拡張」のチェックを外す
- ③ 「OK」を押して設定を完了

1. 筑波大学学群学則

	〔平成16年4月1日〕
	〔法人規則第10号〕
改正	平成16年法人規則第24号
	平成16年法人規則第27号
	平成17年法人規則第2号
	平成17年法人規則第36号
	平成17年法人規則第47号
	平成17年法人規則第51号
	平成17年法人規則第65号
	平成18年法人規則第4号
	平成19年法人規則第27号
	平成19年法人規則第43号
	平成20年法人規則第24号
	平成21年法人規則第1号
	平成21年法人規則第5号
	平成21年法人規則第29号
	平成21年法人規則第32号
	平成22年法人規則第24号
	平成23年法人規則第38号
	平成23年法人規則第47号
	平成23年法人規則第61号
	平成24年法人規則第29号
	平成24年法人規則第56号
	平成25年法人規則第36号
	平成26年法人規則第24号
	平成27年法人規則第24号
	平成28年法人規則第34号
	平成29年法人規則第21号
	平成30年法人規則第6号
	平成30年法人規則第52号
	平成31年法人規則第11号

筑波大学学群学則

目次

第1章	目的（第1条）
第2章	学群・学類・学位プログラムの目的、修業年限及び在学年限、教育研究活動等状況の公表（第1条の2―第4条の2）
第3章	学年、学期及び休業日（第5条―第7条）
第4章	入学等（第8条―第22条）
第5章	教育課程、履修方法等（第23条―第38条）
第6章	卒業及び学位授与（第39条―第41条）
第7章	授業料（第42条―第46条）
第8章	休学、転学、留学及び退学（第47条―第54条）
第9章	収容定員等（第55条）
第10章	修学及び学生生活の支援等（第56条―第58条の2）
第11章	賞罰（第59条―第64条）
第12章	学生居住施設（第65条―第68条）
第13章	科目等履修生等（第69条―第72条）
	附則

第1章 目的

(目的)

第1条 この法人規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条に規定する国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）が設置する筑波大学の学群の修業年限、教育課程、収容定員その他学生の修学上必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 学群・学類・学位プログラムの目的、修業年限及び在学年限、教育研究活動等状況の公表

(学群・学類・学位プログラムの目的)

第1条の2 学群又は学類ごとの人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的（次項において「人材養成目的」という。）は、学群長が、部局細則で定める。

2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則第46条の2に規定する学位プログラム（以下「学位プログラム」という。）ごとの人材養成目的は、法人細則で定める。

3 学群長が、第1項の人材養成目的を定め、又は改廃する場合には、教育を担当する副学長（以下「担当副学長」という。）の承認を得なければならない。

4 学群長が、第1項の部局細則を定め、又は改廃する場合は、人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群及び医学群にあっては学類教育会議及び学群運営委員会、体育専門学群及び芸術専門学群にあっては専門学群教育会議の議を経なければならない。

5 第2項の法人細則を定め、又は改廃する場合には、グローバル教育院会議の議を経なければならない。

6 学群長は、第1項の部局細則を定め、又は改廃した場合は、学長に報告しなければならない。

7 第25条以下において、部局細則を定める場合及び法人細則を定める場合は、前4項の規定を準用する。

(修業年限)

第2条 学群の修業年限は、4年とする。

2 前項の規定にかかわらず、医学群に置かれる学校教育法（昭和22年法律第26号）第87条第2項に定める医学を履修する課程（以下「医学類」という。）にあっては、6年とする。

(長期履修学生の修業年限)

第2条の2 学群において、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、法人細則で定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項の規定により計画的な履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）に係る修業年限は、当該課程の在学年限を超えることができない。

(修業年限の通算)

第3条 前2条の規定にかかわらず、第19条に規定する場合を除き、第69条に規定する科目等履修生として筑波大学において一定の単位（学校教育法第90条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した者が筑波大学に入学する場合において、当該単位の修得により筑波大学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、教育会議の議を経て、学群長又はグローバル教育院長（以下「学群長等」という。）が修得した単位数その他の事項を勘案して定める期間を前条に定める修業年限に算入することができる。ただし、その期間は、同条に定める修業年限の2分の1を超えてはならない。

(在学年限)

第4条 学群の在学年限は、6年とする。

2 前項の規定にかかわらず、医学類の在学年限は、9年とする。

(教育研究活動等状況の公表)

第4条の2 筑波大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動等の状況を公表するものとする。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を次の2学期に分ける。

- (1) 春学期 4月1日から9月30日まで
- (2) 秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 土曜日
 - (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (4) 開学記念日 10月1日
 - (5) 春季休業 2月1日から4月6日まで
 - (6) 夏季休業 8月1日から9月30日まで
 - (7) 冬季休業 12月27日から翌年1月6日まで
- 2 教育研究上必要な場合には、学長は、教育研究評議会の議を経て、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 教育研究上必要な場合には、学長は、教育研究評議会の議を経て、第1項に規定するもののほか、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学等

(入学の時期)

第8条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、教育上支障がないときは、法人細則で定めるところにより、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第9条 筑波大学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校を卒業した者
- (3) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条第3号の規定により、文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)を文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 学校教育法施行規則第150条第4号の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者として文部科学大臣が指定した者
- (8) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (9) 筑波大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学者選抜に関する基本方針等)

第10条 学長は、教育研究評議会の議を経て、入学者選抜に関する基本方針を定める。

- 2 学長は、毎年度、前項で定めた基本方針に基づき、入学者選抜の実施方法の概要を告示する。

(入学の出願)

第11条 筑波大学への入学を志願する者(次項において「入学志願者」という。)は、入学願書に法人細則で定める書類を添えて、願い出なければならない。

- 2 入学志願者は、前項の出願に当たっては、別表第1に定める額の検定料を納付しなければならない。ただし、学長が特に定める場合は、この限りでない。

(入学者選抜)

第12条 前条の出願をした者について、法人細則で定めるところにより、入学者選抜を行う。

- 2 入学者選抜の種類は、一般入試及び特別入試とする。
- 3 入学者選抜の方法は、書類審査、学力試験、小論文、面接又は実技試験によるものとする。
(法人細則への委任)

第13条 第8条から前条まで及び次条第1項に規定するもののほか、入学者選抜に関し必要な事項は、法人細則で定める。

(特別な組織)

第14条 第10条各項に規定する入学者選抜に関する基本方針及び入学者選抜の実施方法の概要に基づき入学者選抜を円滑に行い、第23条第3項に規定する学群及び学類並びにグローバル教育院及び学位プログラム（以下「学群等」という。）の教育課程の編成方針に基づき適切な教育課程を編成し、並びに第56条第2項に規定する学生の円滑な修学及び学生生活の支援並びに指導助言に関する基本方針に基づき必要な措置及び指導助言を効果的に行うため、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項に規定する特別な組織を置くものとする。

- 2 前項の特別な組織の組織及び運営については、法人規程で定める。

(入学手続及び入学許可)

第15条 入学者選抜の結果に基づき合格の通知を受けた者であって筑波大学への入学を希望するものは、所定の期日までに法人細則で定める書類を提出するとともに、別表第1に定める額の入学料を納付しなければならない。ただし、入学料の納付について学長が特に定める場合は、この限りでない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者（次条に規定する入学料の免除又は第17条に規定する入学料の徴収猶予を申請している者を含む。）に入学を許可する。
- 3 納付された入学料は、返付しない。ただし、次条の規定により入学料を免除された場合には、免除の額に相当する額を返付することができる。

(入学料の免除)

第16条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入学料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められる場合
- (2) その他学長が相当と認める事由があるものとして法人規程で定めるものに該当する場合

(入学料の徴収猶予)

第17条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入学料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる場合
- (3) その他学長が相当と認める事由があるものとして法人規程で定めるものに該当する場合

(法人規程への委任)

第18条 前2条に規定するもののほか、入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(国費外国人留学生等の入学の特例)

第18条の2 第11条から第13条まで及び第15条から前条までの規定にかかわらず、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文科大臣裁定）に基づく国費外国人留学生及び日韓共同理工系学部留学生事業実施要項（平成12年8月1日文科省学術国際局長裁定）に基づく日韓理工系国費留学生（以下「国費外国人留学生等」という。）の入学については、別に定める。

(編入学、転入学及び再入学)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者が、編入学（医学群に置かれる学類への編入学を除く。）を志願したときは、選考の上、相当年次に編入学を許可することができる。

- (1) 大学（短期大学を除く。以下この号及び第3項において同じ。）を卒業した者又は大学に2年以上在学し、62単位以上修得し退学した者
- (2) 短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
- (3) 外国の大学又は短期大学を卒業した者
- (4) 学校教育法第58条の2又は第132条の規定に該当する者
- (5) 学校教育法施行規則附則第7条の規定に該当する者

- 2 医学群に置かれる学類への編入学については、法人規程で定める。
- 3 他の大学(外国の大学を含む。)に現に2年以上在学し、62単位以上修得している者が、転入学を志願したときは、選考の上、相当年次に転入学を許可することができる。
- 4 筑波大学を卒業した者又は退学した者のうち筑波大学に1年以上在学したものが、再入学を志願したときは、選考の上、相当年次に再入学を許可することができる。ただし、退学した者にあつては、退学してから2年を経過していない場合であつて、退学時に所属していた学群又は学類に再入学を志望するときその他法人規則等で定める要件に該当するときに限る。
- 5 前各項に規定する編入学、転入学及び再入学に係る入学手続及び入学許可については、第15条の規定を準用する。
- 6 第1項から第4項までに規定する編入学、転入学及び再入学に係る第16条に規定する入学料の免除及び第17条に規定する入学料の徴収猶予については、第15条第1項の入学者選抜の結果に基づき合格の通知を受けた者であつて筑波大学への入学を希望するものの例による。

(学群等間の移籍)

第20条 学生が、現に所属する学群等以外の学群等に移籍を志願した場合には、選考の上、現に所属する学群等の学群長等及び移籍を志願する学群等の学群長等の許可を得て、当該学群等の相当年次に移籍することができる。

第21条 削除

(編入学者等の既に履修した授業科目等の取扱い)

第22条 第19条の規定により入学を許可された学生及び前2条の規定により移籍を許可された学生の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数及び在学年限については、教育会議の議を経て、学群長等が決定する。

第5章 教育課程、履修方法等

(教育課程の編成方針)

- 第23条 教育課程は、筑波大学、学群等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設して、体系的に編成しなければならない。
- 2 教育課程の編成に当たっては、学群等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう配慮するものとする。
 - 3 学長は、教育研究評議会の議を経て、学群の教育課程の編成方針を定めるものとする。

(教育課程の編成方法等)

- 第24条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。
- 2 授業科目の区分は、専門科目、専門基礎科目並びに共通科目及び関連科目からなる基礎科目とし、各学群等が当該年度ごとに開設する授業科目の名称、単位数及び履修方法等については、別に定める。
 - 3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技又はこれらの併用による多様な方法により実施するものとする。
 - 4 授業は、教育会議の議を経て、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で実施することができる。
 - 5 授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。
 - 6 授業の一部を、筑波大学の校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(特別の課程の編成)

- 第24条の2 学長は、必要があると認めるときは、学校教育法第105条の規定に基づく筑波大学の学生以外の者を対象とした特別の課程(次項において「特別の課程」という。)を編成するものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、特別の課程の編成に関し必要な事項は、別に法人規則で定める。

(主専攻分野)

- 第25条 学群長等は、学生が重点的に履修すべき授業科目の範囲を定めた主専攻分野を置く。
- 2 前項の主専攻分野は、部局細則(学位プログラムにあつては法人細則。以下同じ。)で定めるものとする。

(主専攻及び副専攻)

- 第25条の2 学生は、前条第1項の主専攻分野のうちから、入学した年次終了時以降に主専攻を選択するものとする。ただし、入学した年次において主専攻が決定している者にあつてはこの限りでない。

- 2 主専攻の決定は、部局細則で定めるところにより、学群長等が行う。
- 3 学群長等は、教育上有益と認めるときは、部局細則で定めるところにより、当該学群等の他の主専攻分野の一つを副専攻として学生に履修させることができる。

(教育職員の免許等に関する授業科目等)

第26条 第24条の授業科目に加えて、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。

- (1) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)の定める教員の免許状で、別に示す種類及び教科の免許状の取得に必要な授業科目
- (2) 社会教育法(昭和24年法律第207号)に定める社会教育主事資格の取得に必要な授業科目
- (3) 図書館法(昭和25年法律第118号)に定める司書資格の取得に必要な授業科目
- (4) 博物館法(昭和26年法律第285号)に定める学芸員の資格の取得に必要な授業科目
- (5) 学校図書館法(昭和28年法律第185号)に定める司書教諭の資格の取得に必要な授業科目

2 前項の授業科目及びその履修方法については、別に定める。

第27条 削除

(部局細則への委任)

第28条 この法人規則及びこれに基づく法人規程又は法人細則等に定めるもののほか、教育課程の編成及びその履修に必要な事項は、部局細則で定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第28条の2 学群等は、当該学群等の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究(次項において「教育改善研修等」という。)を実施しなければならない。

2 学群等は、教育改善研修等の実施結果について、毎年度、担当副学長に報告しなければならない。

(社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制)

第28条の3 筑波大学は、大学及び学群等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの能力を発揮し、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第28条の4 学群長等は、学生に対して、授業科目の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学群長等は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(単位の授与に関する基本方針)

第29条 学長は、教育研究評議会の議を経て、授業科目の単位の授与等に関する基本方針を定めるものとする。

(単位の計算方法)

第30条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別表第2に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別表第2に定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、各学群が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 学群長等は、一つの授業科目について、講義、演習、実習及び実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して、部局細則で定める時間の授業をもって1単位とする。

(卒業論文、卒業研究等の授業科目の単位の取扱い)

第31条 前条の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、学群長等がこれらに必要な学修等を考慮して、部局細則で適当な数の単位を定めることができる。

(履修に関する基本方針等)

第32条 学長は、教育研究評議会の議を経て、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するための履修に関する

基本方針を定める。

2 学長は、前項で定めた基本方針に基づき、毎年度、前項の方針に基づく履修に関する統一的な取扱いを告示する。

(履修科目の登録の上限)

第33条 学群長等は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を部局細則で定めるものとする。

2 学群長等は、部局細則で定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(単位の授与)

第34条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を授与する。

2 前項の規定にかかわらず、第31条に規定する授業科目については、試験に代えて適切な方法により学修の成果を評価して単位を授与することができる。

(成績の評価)

第35条 授業科目の試験の成績は、次の各号のいずれかの評語を用いるものとする。

(1) A+、A、B、C又はD

(2) P又はF

2 前項の評語のうち、A+、A、B、及びC並びにPを合格とし、D及びFを不合格とする。

3 第1項第2号に定める評語を用いて評価する場合は、部局細則で定めるものとする。

4 第1項に定める評語の評価基準は、別に定める。

(他大学等における授業科目の履修等の取扱い)

第36条 学群長等は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協議に基づき、他大学等の授業科目の履修を許可した学生が当該他大学等において修得した単位を、法人細則で定めるところにより、筑波大学における授業科目の履修により修得したものとみなす。

2 前項の規定は、外国の大学又は短期大学（以下「外国の大学等」という。）が行う通信教育による授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3 学群長等は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他法人細則で定める学修を、教育会議の議を経て、筑波大学における授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。

4 学群長等は、前3項の規定により修得したものとみなし、又は授与した単位について、教育会議の議を経て、合わせて60単位を限度として、卒業の要件となる単位として認めることができる。

(休学期間中の外国の大学等の修得単位の取扱い)

第36条の2 学群長等は、教育上有益と認めるときは、休学期間中に外国の大学等において修得した単位について、本学において修得したものとみなし、認定することができる。

2 前項の規定により本学において修得したものとみなすことのできる単位は、前条第4項の規定を準用する。

(入学前の既修得単位等の取扱い)

第37条 学群長等は、教育上有益と認めるときは、学生が筑波大学入学前に筑波大学若しくは他大学等において履修した授業科目について修得した単位その他法人細則で定める単位を、教育会議の議を経て、筑波大学入学後の筑波大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学群長等は、教育上有益と認めるときは、学生が筑波大学入学前に行った前条第3項に規定する学修を、教育会議の議を経て、筑波大学入学後の筑波大学における授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は授与することができる単位については、第19条に規定する編入学等の場合を除き、筑波大学において修得した単位以外のものについて、第36条第1項から第3項まで及び前条第2項並びに第51条第5項の規定により筑波大学における授業科目の履修により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(履修関係資料の提供)

第38条 学生が、自己の学習目的に沿って体系的に授業科目を履修し、十分な学習成果をあげて円滑に卒業することに資するため、教育課程、履修方法、卒業要件等を一覧的に記した資料を作成して、学生に提供するものとする。

第6章 卒業及び学位授与

(卒業)

第39条 学長は、筑波大学に4年以上（医学類にあつては6年以上）在学し、所属する学群等に係る部局細則に規定する卒業の要件として必要な授業科目を履修し、及びその単位を修得した学生について、人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群及び医学群にあつては学類教育会議及び学群運営委員会、体育専門学群及び芸術専門学群にあつては専門学群教育会議、グローバル教育院にあつては学位プログラム教育会議及びグローバル教育院教育会議の議を経て、その卒業を認定する。

2 前項の部局細則（学位プログラムにあつては法人細則）で定める卒業の要件として必要な単位数は、124単位以上（医学類にあつては196単位以上）でなければならない。

3 第1項の規定により、部局細則を定めるにあつては、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第24条第4項に定める授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

（早期卒業）

第40条 前条第1項の規定にかかわらず、学長は筑波大学に3年以上在学した学生（医学類に在学するものを除き、学校教育法施行規則第149条の規定に該当する者を含む。）が、卒業の要件として同条第2項に定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合であつて、かつ、当該学生が卒業を希望する場合には、人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群及び医学群にあつては学類教育会議及び学群運営委員会、体育専門学群及び芸術専門学群にあつては専門学群教育会議、グローバル教育院にあつては学位プログラム教育会議及びグローバル教育院教育会議の議を経て、その卒業を認定することができる。

（学位授与）

第41条 学群を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 前項の学位に付記する専攻分野の名称は別表第3のとおりとする。

3 前2項に規定するもののほか、学位に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、法人規程で定める。

第7章 授業料

（授業料の納付）

第42条 学生は、毎年度、別表第1に定める額の授業料を納付しなければならない。ただし、学生が国費外国人留学生等である場合又は学長が特に定める場合は、この限りでない。

2 授業料の納付は、各年度に係る授業料について2期に区分して行うものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

3 授業料の納付の時期は、第1期に係るものにあつては5月、第2期に係るものにあつては11月とする。ただし、学生が申し出た場合には、第1期に係る授業料を納付するときに、第2期に係る授業料を併せて納付することができる。

4 納付された授業料は、返付しない。ただし、第44条の規定により授業料を免除された場合には、免除の額に相当する額を返付することができる。

5 前項本文の規定にかかわらず、第3項ただし書の規定により授業料を納付した学生の授業料の返付については、次のとおりとする。

(1) 第2期に係る授業料の納付の時期前に休学した場合には、当該授業料に相当する額を返付することができる。

(2) 第1期中に退学した場合には、第2期に係る授業料に相当する額を返付することができる。

（休学者の授業料）

第43条 休学を許可され、又は命ぜられた学生については、法人規程で定めるところにより、休学した日の属する月の翌月（休学した日が月の初日に当たるときは、その月）から復学した日の属する月の前月までの授業料を免除することができる。

（授業料の免除）

第44条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、授業料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 授業料の各期ごとの納付の時期前6月以内（新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合

(3) その他学長が相当と認める事由があるものとして法人規程で定めるものに該当する場合

（授業料の徴収猶予）

第45条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、授業料の徴収を猶予することができる。

(1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

- (2) 行方不明の場合
- (3) 学生又は学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合
- (4) その他学長が相当と認める事由があるものとして法人規程で定めるものに該当する場合

(法人規程への委任)

第46条 前3条に規定するもののほか、授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、法人規程で定める。

第8章 休学、転学、留学及び退学

(休学)

第47条 疾病その他特別の理由により、引き続き2月以上修学することができない学生は、所属する学群等の学群長等の許可を得て、休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる学生については、法人細則で定めるところにより、学群長等が休学を命ずる。

(休学期間)

第48条 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

3 休学期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。

(復学)

第49条 休学期間中にその理由が消滅したときは、学群長等の許可を得て、復学することができる。

(転学)

第50条 他の大学へ入学又は転入学を志願しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第51条 学群長等は、教育上有益と認めるときは、外国の大学等との協議に基づき、学生が当該外国の大学等で学修することを目的とする留学を許可することができる。

2 前項の許可により留学できる期間（以下「留学期間」という。）は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、学群長等は、さらに1年以内に限り、留学期間の延長を許可することができる。

3 留学期間は、通算して2年を超えることができない。

4 留学期間は、第39条第1項に定める在学期間に含めることができる。

5 外国の大学等へ留学し修得した単位の取扱いについては、第36条第4項の規定を準用する。

(退学)

第52条 退学しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

(法人細則への委任)

第53条 第47条から前条までに規定するもののほか、休学、復学、転学、留学及び退学に関し必要な事項は法人細則で定める。

(除籍)

第54条 次の各号のいずれかに該当する学生は、学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
 - (2) 在学年限を超えた者
 - (3) 年間15単位以上（医学類にあっては、これに相当する単位又は授業科目の履修）を修得することができない者（特別の理由により、あらかじめ学群長等の許可を受けた者を除く。）
 - (4) 第48条第1項及び第2項に規定する休学期間を超えて、なお修学できない者
 - (5) 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者のうち、免除若しくは徴収猶予が不許可となった者若しくは半額免除が許可となった者で、所定の期日までに入学料を納付しないもの又は徴収猶予が許可となった者で、徴収猶予期間を超えて、なお入学料を納付しないもの
- 2 前項に規定するもののほか、除籍に関し必要な事項は法人規程で定める。

第9章 収容定員等

(収容定員等)

第55条 各学群に置く学類及びその収容定員等は、別表第4のとおりとする。

第10章 修学及び学生生活の支援等

(修学及び学生生活の支援並びにクラス)

第56条 法人は、学生の円滑な修学及び学生生活を支援するために必要な措置を講じるとともに、必要な指導助言を行うことに努めなければならない。

- 2 学長は、教育研究評議会の議を経て、前項の学生の円滑な修学及び学生生活の支援並びに指導助言に関する基本方針を定める。
- 3 学長は、前項で定めた基本方針に基づき、学生の円滑な修学のための支援及び円滑な学生生活のための支援について、統一的な取扱いを告示するものとする。
- 4 学生の円滑な修学及び学生生活の支援並びに指導助言を行うため、クラスを設けるものとする。
- 5 前項のクラスに関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、法人規程で定める。

(学生の活動)

第57条 学生団体の設立、集会、掲示その他の学生の活動に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、法人規程で定める。

(学生の行為の制限)

第58条 学生は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 学期末試験その他の試験の適正な実施を妨げること。
- (2) 法人の施設、設備及び環境を損なうこと。
- (3) この法人規則その他の法人の規則の規定に反すること。
- (4) 秩序を乱し、その他学生の本分に反すること。

(学生証)

第58条の2 学長は、学生が入学（編入学、転入学及び再入学を含む。）したとき又は他の学群等へ移籍したときは、学生証を交付するものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、学生証に関し必要な事項は、法人細則で定める。

第11章 賞罰

(学生表彰)

第59条 学長は、学生表彰を行うことができる。

- 2 学長が学生表彰を行う場合には、学生生活を担当する副学長の下に置かれる委員会において、その選考を行う。
- 3 学生表彰に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(懲戒)

第60条 学長は、この法人規則その他の法人規則に違反した学生又は学生としての本分に反する行為をした学生を懲戒することができる。

- 2 前項の懲戒の種類は、懲戒退学、停学及び訓告とする。
- 3 学長が懲戒を行う場合には、第1項に定める事由に該当するか否かについて、学生生活を担当する副学長の下に置かれる委員会において、事実の調査及び確認を行うことを常例とする。
- 4 学長が懲戒を行った場合は、学籍簿にその旨を記載する。

(懲戒退学)

第61条 懲戒退学は、次のいずれかに該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがない者
 - (2) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (3) 秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 2 学長は、懲戒退学を行う場合には、教育研究評議会の議を経るものとする。

(停学)

第62条 停学の期間は、1年6月を超えない範囲で定めるものとする。

- 2 停学の期間は、在学年限に算入し、修業年限に算入しない。ただし、1月を超えないときは、修業年限に算入することができる。

3 学長は、停学を命じる場合には、教育研究評議会の議を経るものとする。

(訓告)

第63条 学長は、訓告を行う場合には、教育研究評議会の議を経るものとする。

(法人規程への委任)

第64条 第60条から前条までに規定するもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、法人規程で定める。

第12章 学生居住施設

(学生居住施設)

第65条 法人は、学生の円滑な修学を支援するために、学生居住施設を設置する。

2 学生居住施設の管理及び運営に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(寄宿料の納付)

第66条 学生居住施設に居住する学生は、別表第1に定める額の寄宿料を納付しなければならない。

2 納付された寄宿料は、返付しない。ただし、次条の規定により寄宿料を免除された場合には、免除の額に相当する額を返付することができる。

(寄宿料の免除)

第67条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、寄宿料を免除することができる。

(1) 学生又は学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合

(2) その他学長が相当と認める事由があるものとして法人規程で定めるものに該当する場合

(法人規程への委任)

第68条 前2条に規定するもののほか、寄宿料の納付及び免除に関し必要な事項は、法人規程で定める。

第13章 科目等履修生等

(科目等履修生)

第69条 学長は、筑波大学において一又は複数の授業科目を履修することを志願した者を、選考の上、科目等履修生とすることができる。

2 科目等履修生が授業科目を履修し、その試験に合格した場合には、所定の単位を授与する。

3 前2項に規定するもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、法人細則で定める。

(研究生)

第70条 学長は、筑波大学において特定の専門事項について研究することを志願した者を、選考の上、研究生とすることができる。

2 前項に規定するもののほか、研究生に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、法人細則で定める。

(特別聴講学生)

第71条 学長は、他大学等又は外国の大学等との協議に基づき、それらの学生であって、筑波大学において授業科目を履修することを志願したものを、法人細則で定めるところにより、特別聴講学生とすることができる。

2 前項に規定するもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、法人細則で定める。

(日本語研修生)

第71条の2 学長は、留学生等日本語研修コースの日本語予備教育コースを受講する者を、日本語研修生とすることができる。

2 前項に規定するもののほか、日本語研修生に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、部局細則で定める。

(科目等履修生等の授業料等)

第72条 第69条第1項又は第70条第1項の規定により、科目等履修生又は研究生となることを志願する者は、出願のときに法人規程で定める額の検定料を納付しなければならない。ただし、法人規程で定める場合は、この限りでない。

2 第69条第1項又は第70条第1項の選考に合格した者が科目等履修生又は研究生となることを希望するときは、入学手続のときに、法人規程で定める額の入学金及び授業料を納付しなければならない。ただし、法人規程で定める場合は、この限りでない。

3 第71条第1項の規定により、特別聴講学生となることを志願する者は、入学手続のときに、法人規程で定める額の

授業料を納付しなければならない。ただし、法人規程で定める場合は、この限りでない。

- 4 前3項に規定するもののほか、科目等履修生、研究生及び特別聴講学生の検定料、入学金及び授業料に関し必要な事項は、法人規程で定める。

附 則

- 1 この法人規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人法附則第17条の規定により国立大学法人の成立の際、図書館情報大学に在学する学生は、当該大学を卒業するため必要であった教育課程の履修を、筑波大学において行うものとし、筑波大学は、そのため必要な教育を行うものとする。
- 3 図書館情報大学を卒業するため必要であった教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、法人細則で定める。
- 4 第19条第4項に規定する筑波大学には、図書館情報大学を含むものとする。

附 則（平16. 4. 15法人規則24号）

この法人規則は、平成16年4月15日から施行する。

附 則（平16. 4. 22法人規則27号）

この法人規則は、平成16年4月22日から施行する。

附 則（平17. 2. 24法人規則2号）

この法人規則は、平成17年2月24日から施行する。

附 則（平17. 3. 24法人規則36号）

この法人規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平17. 7. 21法人規則47号）

この法人規則は、平成17年7月21日から施行する。

附 則（平17. 9. 29法人規則51号）

- 1 この法人規則は、平成17年9月29日から施行する。
- 2 この法人規則の施行の際現に学生証の交付を受けている者については、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学学群学則第58条の2第1項の規定により交付を受けたものとみなす。

附 則（平17. 12. 22法人規則65号）

この法人規則は、平成17年12月22日から施行する。

附 則（平18. 2. 23法人規則4号）

- 1 この法人規則は、平成18年2月23日から施行する。
- 2 この法人規則の施行の際現に存するクラスについては、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学学群学則の規定により設けられたものとみなす。

附 則（平19. 3. 22法人規則27号）

- 1 この法人規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度、平成20年度、平成21年度、平成22年度及び平成23年度の第一学群、第二学群、第三学群、医学専門学群及び図書館情報専門学群の学生定員は、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学学群学則（以下「新学則」という。）別表第4の規定にかかわらず次のとおりとする。

(1) 第一学群

年 度	収容定員	入学定員
平成19年度	1, 220人	※ 10人
平成20年度	820	※ 10
平成21年度	410	0

(2) 第二学群

年 度	収容定員	入学定員
平成19年度	1, 340人	※ 10人
平成20年度	900	※ 10

平成21年度	450	0
--------	-----	---

(3) 第三学群

年 度	収容定員	入学定員
平成19年度	1,610人	※ 10人
平成20年度	1,080	※ 10
平成21年度	540	0

(4) 医学専門学群

年 度	収容定員	入学定員
平成19年度	847人	※ 13人 ○ 5人
平成20年度	640	※ 13
平成21年度	420	0
平成22年度	200	0
平成23年度	100	0

(5) 図書館情報専門学群

年 度	収容定員	入学定員
平成19年度	510人	※ 30人
平成20年度	360	※ 30
平成21年度	180	0

備考 1 ※印を冠するものは、第3年次編入学定員である。

2 ○印を冠するものは、第2年次編入学定員である。

3 第一学群、第二学群、第三学群、医学専門学群及び図書館情報専門学群が存続する間、当該学群を卒業した者に授与する学位については、新学則別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 医学専門学群に置かれる学類（医学類を除く。）が存続する間、当該学類の専門科目、専門基礎科目及び関連科目については、新学則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平19.6.28法人規則43号）

この法人規則は、平成19年6月28日から施行する。

附 則（平20.3.27法人規則24号）

この法人規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平21.1.15法人規則1号）

この法人規則は、平成21年1月15日から施行し、改正後の筑波大学学群学則の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平21.2.26法人規則5号）

1 この法人規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 改正後の第62条の規定は、この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に懲戒該当事由があった学生に対し懲戒を行う場合について適用し、施行日前に懲戒該当事由があった学生に対し懲戒を行う場合については、なお従前の例による。

附 則（平21.3.19法人規則29号）

1 この法人規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年度の医学群医学類の収容定員等は、改正後の別表第4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年 度	収容定員	入学定員
-----	------	------

平成21年度	303人	103人 ○ 5人
--------	------	--------------

備考 ○印を冠するものは、第2年次編入学定員である。

附 則（平21. 4. 1法人規則32号）

この法人規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平22. 3. 25法人規則24号）

- この法人規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 平成22年度の医学群医学類の収容定員等は、改正後の別表第4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年 度	収容定員	入学定員
平成22年度	413人	105人 ○ 5人

備考 ○印を冠するものは、第2年次編入学定員である。

附 則（平23. 3. 24法人規則38号）

- この法人規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 平成23年度の医学群医学類の収容定員等は、改正後の別表第4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年 度	収容定員	入学定員
平成23年度	526人	108人 ○ 5人

備考 ○印を冠するものは、第2年次編入学定員である。

附 則（平23. 7. 28法人規則47号）

この法人規則は、平成23年7月28日から施行し、改正後の筑波大学学群学則の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平23. 9. 29法人規則61号）

この法人規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平24. 3. 29法人規則29号）

- この法人規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 平成24年度の医学群医学類の収容定員等は、改正後の別表4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年 度	収容定員	入学定員
平成24年度	641人	110人 ○ 5人

備考 ○印を冠するものは、第2年次編入学定員である。

附 則（平24. 7. 26法人規則56号）

この法人規則は、平成24年7月26日から施行し、改正後の筑波大学学群学則の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平25. 3. 28法人規則36号）

- この法人規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 平成25年度の医学群医学類の収容定員等は、改正後の別表4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年 度	収容定員	入学定員
平成25年度	658人	112人 ○ 5人

備考 ○印を冠するものは、第2年次編入学定員である。

附 則（平26. 3. 27法人規則24号）

- この法人規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 平成26年度の医学群医学類の収容定員等は、改正後の別表4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年 度	収容定員	入学定員
平成26年度	684人	121人 ○ 5人

備考 ○印を冠するものは、第2年次編入学定員である。

附 則（平 2 7 . 3 . 2 6 法人規則 2 4 号）

- この法人規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 2 7 年度の医学群医学類の収容定員等は、改正後の別表 4 の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年度	収容定員	入学定員
平成 2 7 年度	7 0 8 人	1 2 7 人 ○ 5 人

備考 ○印を冠するものは、第 2 年次編入学定員である。

附 則（平 2 8 . 3 . 2 4 法人規則 3 4 号）

- この法人規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 2 8 年度から平成 3 6 年度までの医学群医学類の収容定員等は改正後の別表 4 の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年度	収容定員	入学定員
平成 2 8 年度	7 3 8 人	1 3 5 人 ○ 5 人
平成 2 9 年度	7 6 5 人	1 3 5 人 ○ 5 人

備考 ○印を冠するものは、第 2 年次編入学定員である。

附 則（平 2 9 . 3 . 2 3 法人規則 1 4 号）

- この法人規則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 2 8 年度の入居に当たり、平成 2 9 年 4 月以降も同一居室又は同一タイプの学生宿舎に継続して入居することが許可されたものの寄宿料の額は、改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

単身用寄宿料(月額)				世帯用寄宿料(月額)			
一般		追越 25~27 号棟	春日 3号棟	一の矢 17~19 号棟	一の矢 36・37 号棟	春日 3号棟	
未改修 棟	改修棟					夫婦室	家族室
	春日地 区以外	春日地 区					
6,700 円	8,000 円	24,200 円	10,400 円	21,000 円	23,000 円	18,400 円	26,900 円

附 則（平 2 9 . 6 . 2 2 法人規則 2 1 号）

- この法人規則は、平成 2 9 年 9 月 1 日から施行する。
- 平成 2 8 年度の入居に当たり、平成 2 9 年 4 月以降も同一居室又は同一タイプの学生宿舎に継続して入居することが許可されたものの寄宿料の額は、改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

単身用寄宿料(月額)				世帯用寄宿料(月額)				
一般		追越 25~27号 棟	春日 3号棟	一の矢 17~19 号棟	一の矢 36・37 号棟	春日 3号棟		
未改修棟	改修棟					夫婦室	家族室	
	春日地区 以外	春日地区						
13,530 円	14,830 円	15,035 円	30,680 円	14,051 円	27,696 円	27,525 円	23,877 円	32,377 円

附 則（平 3 0 . 2 . 2 2 法人規則 6 号）

- この法人規則は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 3 0 年度から平成 3 6 年度までの医学群医学類の収容定員等は、改正後の別表第 4 の規定にかかわらず、次のと

おりとする。

年度	収容定員	入学定員
平成30年度	790人	135人 ○ 5人
平成31年度	813人	135人 ○ 5人
平成32年度	790人	98人 ○ 5人
平成33年度	761人	98人 ○ 5人
平成34年度	724人	98人 ○ 5人
平成35年度	687人	98人 ○ 5人
平成36年度	650人	98人 ○ 5人

備考 ○印を冠するものは、第2年次編入学定員である。

附 則（平30. 12. 20法人規則52号）

この法人規則は、平成30年12月20日から施行し、この法人規則による改正後の筑波大学学群学則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平31. 2. 28法人規則11号）

- 1 この法人規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、この法人規則による改正後の筑波大学学群学則（以下「新規則」という。）第2条の2、第3条及び別表第1の規定は、平成32年4月1日から施行する。
- 2 この法人規則の施行の日前に筑波大学に入学している者に係る別表第2の規定の適用については、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1 (第11条、第15条、第42条、第66条関係)

(検定料、入学料、授業料)

検定料	入学料	授業料(年額)
17,000円	282,000円	535,800円

- 備考 1 学群の入学選抜において、二段階選抜(出願書類等による選抜を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜を行う)を実施する場合の検定料の額については、第一段階目の選抜に係る額は4,000円とし、第二段階目の選抜に係る額は13,000円とする。
- 2 学群の転入学、編入学又は再入学に係る検定料の額は30,000円とする。
- 3 上表の規定にかかわらず、長期履修学生に係る授業料の年額は、当該履修を認められた期間(以下「長期履修期間」という。)に限り、上表に規定する授業料の年額に当該課程の修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)とする。
- 4 上表の規定にかかわらず、平成7年度から平成10年度までの入学者及び平成11年度以後に当該者が属することとなる年次に編入学、転入学及び再入学した者の授業料の額は次のとおりとする。

入学年度	授業料(年額)
平成7年度	447,600円
平成8年度	447,600円
平成9年度	469,200円
平成10年度	469,200円

(寄宿料)

単身用寄宿料(月額)					世帯用寄宿料(月額)				
一般		追越 25~27 号棟	一の矢 10~16 号棟	春日 3号棟	一の矢 17~19 号棟	一の矢 36・37 号棟	春日 3号棟		
未改修 棟	改修棟						夫婦室	家族室	
	春日地 区以外								春日地区
8,550 円	12,580 円		24,690 円	15,750 円	20,060 円	27,130 円	25,260 円	23,700 円	27,940 円

短期留学・ショートステイ用寄宿料(月額)			
一の矢 6・8 号棟	一の矢 31~33 号棟	一の矢 34・35 号棟	一の矢 38号棟
23,800 円	44,000 円	36,100 円	30,600 円

グローバルヴィレッジ寄宿料(月額)
35,800 円

- 備考 1 単身用宿舎(一般)のうち改修棟(春日地区以外)は追越18~21号棟、平砂1・3~7号棟及び一の矢1~5・7・22~24号棟とし、改修棟(春日地区)は春日1・2号棟とする。
- 2 短期留学・ショートステイ用の学生宿舎及びグローバルヴィレッジにおいて、月の途中で入居又は退居した場合におけるその月分の寄宿料は、原則として、暦日数による日割りにより計算した額とする。
- なお、日割りにより計算した金額に、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数金額を切り捨てて算出した金額とする。

別表第2 (第30条関係)

授業科目の区分	内 容	1単位当たりの授業時間	
1 専門科目	当該専門分野のうちで、重点的に履修を深める分野に係る科目	講義 15 時間 演習 15 時間 実験、実習、実技 30 時間	(教育上特に必要と認められる場合は45時間)
2 専門基礎科目	専門科目の履修のための基礎となる当該専門分野に係る科目		
3 基礎科目			
(1) 共通科目			
総合科目	初年次生が学修環境に適応し、自律的にキャリア形成を始めることを支援する科目。さらに、学問のあり方や自身との関わりについて、幅広く多様な視点から考えることにより、専門分野へ進むための確かな知的基盤を整える科目	講義 15 時間 演習 15 時間 実習 30 時間	
体 育	生涯スポーツの導入を図るとともに、スポーツ技能の習得、健康管理及び体力増進を目的とする科目	講義 15 時間 演習 15 時間 実技 30 時間	
外 国 語	英語 「一般学術目的の英語 (English for General Academic Purposes, EGAP)」の運用能力向上を図りながら、世界共通語としての英語 (English as a Lingua Franca, ELF) を実践的に学ぶためのカリキュラムとなっている。これにより、国内外の学術研究及び実践的な場面での英語運用能力を養う科目 初修外国語 学群・学類の専門教育とも連携しながら、卒業時までに世界の様々な地域の文化的・社会的多様性に対する理解を育み、複眼的視点からの思考力を身に付けることを目指して、それにふさわしい基礎としての教養と言語技能を養う科目 日本語 外国人留学生及び帰国生徒等を対象とし、大学の講義・演習に必要な力を実践的に学ぶために、読解、聴解、作文、演習別に言語技能を養う科目	演習 22.5 時間	
情 報	情報科学に関する基礎的な能力の養成を目的とする科目	講義 15 時間 演習 15 時間	
国 語	母語 (日本語) への認識を深め、正確に表現する能力の養成を目的とする科目	講義 15 時間	
芸 術	芸術を鑑賞する力を培い、自ら制作することを学ぶ科目	講義 15 時間 演習 15 時間 実技 30 時間	
(2) 関連科目		講義 15 時間 演習 15 時間 実験、実習、実技 30 時間	(教育上特に必要と認められる場合は45時間)

備考 医学群 (医学類を除く。) の専門科目、専門基礎科目及び関連科目については、この表の規定にかかわらず、演習にあっては30時間、実験、実習又は実技にあっては45時間を1単位当たりの授業時間とする。

別表第3（第41条関係）

学 群 等	学士の学位及び専攻分野の名称
人 文 ・ 文 化 学 群	学士（人文学）、学士（比較文化）、学士（文学）又は学士（日本語教育）
社 会 ・ 国 際 学 群	学士（社会学）、学士（法学）、学士（政治学）、学士（経済学）、学士（国際関係学）、学士（国際開発学）又は学士（国際社会科学）
人 間 学 群	学士（教育学）、学士（心理学）、学士（障害科学）、学士（特別支援教育学）又は学士（社会福祉学）
生 命 環 境 学 群	学士（理学）、学士（生物資源学）又は学士（農学）
理 工 学 群	学士（理学）、学士（工学）又は学士（社会工学）
情 報 学 群	学士（情報科学）、学士（情報工学）、学士（情報メディア科学）又は学士（図書館情報学）
医 学 群	学士（医学）、学士（看護学）、学士（ヘルスケア）、学士（医療科学）又は学士（国際医療科学）
体 育 専 門 学 群	学士（体育学）
芸 術 専 門 学 群	学士（芸術学）
グ ローバル 教育 院	学士（学術）

別表第4 (第55条関係)

学 群	学 類	収容定員	入学定員
人文・文化学群	人 文 学 類	480 人	120 人
	比 較 文 化 学 類	320	80
	日 本 語 ・ 日 本 文 化 学 類	160	40
社会・国際学群	社 会 学 類	340	80 ※ 10
	国 際 総 合 学 類	320	80
人 間 学 群	教 育 学 類	140	* 35
	心 理 学 類	200	50
	障 害 科 学 類	140	35
生命環境学群	生 物 学 類	320	80
	生 物 資 源 学 類	500	120 ※ 10
	地 球 学 類	200	50
理 工 学 群	数 学 類	160	40
	物 理 学 類	240	60
	化 学 類	200	50
	応 用 理 工 学 類	500	120 ※ 10
	工 学 シ ス テ ム 学 類	520	130
	社 会 工 学 類	480	120
情 報 学 群	情 報 科 学 類	340	80 ※ 10
	情 報 メ デ ィ ア 創 成 学 類	220	50 ※ 10
	知 識 情 報 ・ 図 書 館 学 類	420	100 ※ 10
医 学 群	医 学 類	613	98 ○ 5
	看 護 学 類	300	70 ※ 10
	医 療 科 学 類	154	37 ※ 3
体 育 専 門 学 群		960	240
芸 術 専 門 学 群		400	100
合 計		8,627	2,065 ※ 73 ○ 5

- 備考 1 ※印を冠するものは、第3年次編入学定員である。
 2 ○印を冠するものは、第2年次編入学定員である。
 3 *印を冠するものは、初等教育学コース(15人)を含む。
 4 学位プログラムは入学定員・収容定員を持たない。

2. 国立大学法人筑波大学学群学生の他大学等における 授業科目の履修等に関する法人細則

〔平成17年7月7日〕
法人細則第18号

改正 平成19年法人細則第8号
平成23年法人細則第23号

(趣旨)

第1条 この法人細則は、国立大学法人筑波大学学群学則(平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。)
第36条に規定する他大学等における授業科目の履修等の取扱い、第37条に規定する入学前の既修得単位等の取
扱い及び第51条に規定する留学に関し必要な事項を定めるものとする。

(他大学等及び外国の大学等との協議)

第2条 学群学則第36条第1項に規定する他大学等との協議及び第51条第1項に規定する外国の大学等との協議
は、次に掲げる事項について、人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群
又は医学群にあつては学類教育会議及び学群運営委員会、体育専門学群又は芸術専門学群にあつては専門学群教育
会議(以下「教育会議等」という。)の議を経て、学長が行うものとする。

- (1) 授業科目の範囲
- (2) 対象となる学生数
- (3) 単位の認定方法
- (4) 履修期間
- (5) 授業料等
- (6) その他必要な事項

(履修又は留学の手続)

第3条 前条の協議が成立した他大学等又は外国の大学等において授業科目の履修を希望する学生は、当該他大学等
又は外国の大学等が定める期間内に所定の申請ができるよう、あらかじめ、学群長に対し、当該他大学等又は外国
の大学等が定める書類をもって願出しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、外国の大学等における授業科目の履修を希望する学生は、別に定める留学願及び留
学計画書を学群長に提出しなければならない。

(履修又は留学の許可)

第4条 前条第1項の願出があつたときは、学群長は、教育会議等の議を経て、当該他大学等又は外国の大学等に
依頼し、その承認を得て、当該他大学等での授業科目の履修又は当該外国の大学等への留学を許可する。

2 学群長は、外国の大学等への留学を許可した学生に対し、別に定める留学許可書を交付するものとする。

(履修報告書等の提出)

第5条 前条の規定により他大学等での授業科目の履修又は外国の大学等への留学を許可された学生(以下「派遣学
生」という。)は、履修期間又は留学期間が終了したときは、別に定める履修報告書に成績証明書を添え、学群長
に提出しなければならない。

(履修又は留学の許可の取消し)

第6条 学長は、派遣学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該他大学等又は外国の大学等の長と協議の上、
第4条の許可を取り消すことができる。

- (1) 学業成績不良で成業の見込みがないと認められるとき。
- (2) 派遣学生として当該他大学等又は外国の大学等の規則等に違反し、又はその本分に反する行為があると認めら
れるとき。
- (3) その他許可を取り消すべき行為があると認められるとき。

2 学長は、前項の取消しを行おうとするときは、あらかじめ、当該学生に対応する教育会議等の意見を聴くものと

する。

(単位の認定の対象となる学修等)

第7条 学群学則第36条第3項の法人細則で定める学修は、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第29条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める学修とする。

第8条 学群学則第37条第1項の法人細則で定める単位は、学生が筑波大学入学前に外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位及び科目等履修生として修得した単位とする。

(卒業の要件となる単位としての認定手続)

第9条 学群学則第36条第4項(学群学則第51条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、卒業の要件となる単位として認めることを希望する者は、当該履修期間終了後(留学にあっては留学期間終了後)直ちに、学群学則第37条の規定による単位の認定を希望する者にあつては原則として学期の始めに、別に定める単位認定申請書に成績証明書等を添えて、学群長に願ひ出るものとする。

2 学群長は、前項の単位の認定を行った場合は、別に定める単位認定通知書を交付する。

附 則

1 この法人細則は、平成17年7月7日から施行する。

2 この法人細則の施行の際現に派遣学生である者は、この法人細則の規定により、他大学等での授業科目の履修又は外国の大学等への留学を許可したものとみなす。

附 則(平19.3.27法人細則8号)

1 この法人細則は、平成19年4月1日から施行する。

2 第一学群、第二学群、第三学群、医学専門学群及び図書館情報専門学群が存続する間、当該学群に係る他大学等における授業科目の履修等の取扱い、入学前の既修得単位等の取扱い及び留学の取扱いについては、この法人細則による改正後の国立大学法人筑波大学学群学生の他大学等における授業科目の履修等に関する法人細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平23.9.29法人細則23号)

この法人細則は、平成23年10月1日から施行する。

3. 国立大学法人筑波大学学群学生の休学等の身分異動に係る手続に関する

法人細則

〔平成17年7月7日〕
〔法人細則第20号〕

改正 平成19年法人細則第9号
平成23年法人細則第25号

(趣旨)

第1条 この法人細則は、国立大学法人筑波大学学群学則(平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。)第47条第2項及び第53条の規定に基づき、休学、復学、転学、留学及び退学の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(休学)

第2条 学群学則第47条第1項の規定により休学(学群学則第48条第1項の規定により休学期間を延長する場合を含む。)しようとする学生は、学群長に対し休学願を提出しなければならない。この場合において、学生は、あらかじめ、クラス担任教員又は卒業論文若しくは卒業研究の指導教員(以下「クラス担任教員等」という。)の指導助言を受けなければならない。ただし、学生が、やむを得ない事情によりクラス担任教員等の指導助言を受けられないときは、この限りでない。

2 休学の事由が疾病であるときは、前項本文の休学願には、医師の診断書を添えなければならない。

3 学群長は、第1項の休学願が提出されたときは、人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群又は医学群にあっては学類教育会議及び学群運営委員会、体育専門学群又は芸術専門学群にあっては専門学群教育会議(以下「教育会議等」という。)の議を経て、休学の許可又は不許可を決定する。

4 学群長は、休学を許可したときは、休学許可書を交付するものとする。

(休学の命令)

第3条 学群学則第47条第2項の規定により学群長が休学を命ずる場合は、医師の診断に基づき、教育会議等の議を経るものとする。

2 学群長は、休学を命じる場合は、当該学生に対し、理由及び休学を命じる期間を記載した文書を交付するものとする。

(復学)

第4条 学群学則第49条の規定により復学しようとする学生は、あらかじめ、クラス担任教員等の指導助言を受け、休学の事由が疾病の場合は医師の診断書を添えて、復学願を学群長に提出しなければならない。

2 学群長は、前項の復学願が提出されたときは、教育会議等の議を経て、復学の許可又は不許可を決定する。

3 学群長は、復学を許可する場合は、当該学生に対し、復学許可書を交付するものとする。

4 学生は、休学期間が終了し、復学するときは、クラス担任教員等の確認を得て復学届を学群長に提出しなければならない。この場合において、休学の事由が疾病であるときは医師の診断書を添えるものとする。

(転学)

第5条 学群学則第50条の規定により他の大学へ入学又は転入学を志願しようとする学生は、あらかじめ、クラス担任教員等の指導助言を受け、他大学の受験許可願を学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の受験許可願が提出されたときは、教育会議等の議を経て、受験許可書を交付するものとする。

3 前項の許可を受けた学生が、他の大学へ入学又は転入学する場合は、第7条に規定する退学の手続をとらなければならない。

(留学)

第6条 学群学則第51条第1項の規定に基づき学生が留学しようとするときの手続は、国立大学法人筑波大学学群学生の他大学等における授業科目の履修等に関する法人細則(平成17年法人細則第18号)の定めるところによるものとする。

(退学)

第7条 学群学則第52条の規定により退学をしようとする学生は、あらかじめ、クラス担任教員等の指導助言を受け、退学願を学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の退学願が提出されたときは、教育会議の議を経て、退学許可書を交付するものとする。

(様式)

第8条 第2条から前条までに規定する願書及び許可書その他の書類の様式は、別に定める。

附 則

1 この法人細則は、平成17年7月7日から施行する。

2 この法人細則の施行の際現に休学又は留学している者は、この法人細則の規定により休学又は留学を許可されたものとみなす。

附 則 (平19. 3. 27法人細則9号)

1 この法人細則は、平成19年4月1日から施行する。

2 第一学群、第二学群、第三学群、医学専門学群及び図書館情報専門学群が存続する間、当該学群に係る休学、復学、転学、留学及び退学の手続については、この法人細則による改正後の国立大学法人筑波大学学群学生の休学等の身分異動に係る手続に関する法人細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平23. 9. 29法人細則25号)

この法人細則は、平成23年10月1日から施行する。

4. 国立大学法人筑波大学特別聴講学生に関する法人細則

〔平成17年7月21日〕
〔法人細則第27号〕

改正 平成19年法人細則第12号

平成23年法人細則第31号

(趣旨)

第1条 この法人細則は、国立大学法人筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第71条第2項及び国立大学法人筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号。以下「大学院学則」という。）第77条第2項の規定に基づき、特別聴講学生に関し必要な事項を定めるものとする。

(他大学等との協議)

第2条 学群学則第71条第1項に規定する他大学等又は外国の大学等及び大学院学則第77条第2項に規定する他の大学（外国の大学を含む。）（以下「他大学等」という。）との協議は、次に掲げる事項について、人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群又は医学群にあっては学類教育会議及び学群運営委員会、体育専門学群又は芸術専門学群にあっては専門学群教育会議、研究科にあっては研究科運営委員会（以下「教育会議等」という。）の議を経て、学長が行うものとする。

- (1) 授業科目の範囲
- (2) 対象となる学生数
- (3) 単位の認定方法
- (4) 履修期間
- (5) 授業料等
- (6) その他必要な事項

(受入れの許可)

第3条 特別聴講学生の受入れは、前条の協議が成立した他大学等からの依頼に基づき、教育会議等の議を経て、学長が許可する。

(成績証明書)

第4条 特別聴講学生が所定の授業科目の履修を終了したときは、学長は、学群長、修士課程長又は博士課程の研究科長からの成績報告に基づき、成績証明書を交付するものとする。

(身分証明書)

第5条 特別聴講学生は、別に定める身分証明書の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(実験実習費)

第6条 実験又は実習に要する費用は、特別聴講学生の負担とすることがある。

(法人規則等の遵守)

第7条 特別聴講学生は、国立大学法人筑波大学の法人規則等（以下「法人規則等」という。）を遵守しなければならない。

(受入れ許可の取消し)

第8条 学長は、特別聴講学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、特別聴講学生を派遣した他大学等の長との協議により、特別聴講学生の受入れの許可を取り消すことができる。

- (1) 修得の見込みがないと認められるとき。
 - (2) 特別聴講学生として法人規則等に違反し、又はその本分に反する行為があると認められるとき。
 - (3) その他特別聴講学生の許可を取り消すべき行為があると認められるとき。
- 2 学長は、前項の取消しを行おうとするときは、あらかじめ、当該特別聴講学生に対応する教育会議等の意見を聴くものとする。

附 則

- 1 この法人細則は、平成17年7月21日から施行する。
- 2 この法人細則の施行の際現に受け入れている特別聴講学生については、この法人細則の規定により受け入れたものとみなす。

附 則（平19. 3. 27法人細則12号）

- 1 この法人細則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第一学群、第二学群、第三学群、医学専門学群及び図書館情報専門学群が存続する間、当該学群に係る特別聴講学生の取扱いについては、この法人細則による改正後の国立大学法人筑波大学特別聴講学生に関する法人細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平23. 9. 29法人細則31号）

この法人細則は、平成23年10月1日から施行する。

5. 学群履修細則

(1) 人文・文化学群履修細則

〔平成 19 年 4 月 1 日〕
人文・文化学群部局細則第 3 号

改正 平成 20 年人文・文化学群部局細則第 3 号
 改正 平成 22 年人文・文化学群部局細則第 3 号
 改正 平成 23 年人文・文化学群部局細則第 3 号
 改正 平成 24 年人文・文化学群部局細則第 3 号
 改正 平成 25 年人文・文化学群部局細則第 1 号
 改正 平成 26 年人文・文化学群部局細則第 1 号
 改正 平成 27 年人文・文化学群部局細則第 1 号
 改正 平成 28 年人文・文化学群部局細則第 1 号
 改正 平成 28 年人文・文化学群部局細則第 2 号
 改正 平成 28 年人文・文化学群部局細則第 3 号
 改正 平成 29 年人文・文化学群部局細則第 1 号
 改正 平成 30 年人文・文化学群部局細則第 1 号
 改正 平成 31 年人文・文化学群部局細則第 1 号

人文・文化学群履修細則

(趣旨)

第 1 条 この部局細則は、筑波大学学群学則（平成 16 年法人規則第 10 号。以下「学群学則」という。）第 1 条の 2 第 1 項、第 25 条、第 25 条の 2、第 28 条、第 31 条、第 33 条、第 35 条第 3 項、第 39 条及び第 40 条の規定に基づき、人文・文化学群における人材養成に関する目的その他教育研究上の目的（次条において「人材養成目的」という。）、教育課程の編成及びその履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(人材養成目的)

第 1 条の 2 学群においては、学群学則第 1 条の 2 第 1 項に基づき、4 年間の多様で質の高い教育を通して、優れたコミュニケーション能力と人に対する豊かな洞察力をもち、国際的にも活躍できる人材を養成することを目的とする。

2 各学類の人材養成目的は、次の表のとおりとする。

学 類	人材養成目的
人文学類	「人間とは何か」という問いを根底におき、人間存在とその諸活動の所産としての文化全般について主体的に考察しうるとともに、グローバル化が進展する世界における諸問題に積極的に関与し発言しうる、真に教養のある人材を養成することを目的とする。
比較文化学類	人類が築いてきた様々な文化を、「学際性」と「現代性」という問題意識のもとに比較・検討し、それを通じてひとつの学問分野に閉ざされることのない、開かれた知と批判的思考力を持った人材を育成する。また、国際的なコミュニケーション能力によって、グローバル化する社会に求められる問題解決能力と交渉力を備えた人材を養成することを目的とする。
日本語・日本文化学類	日本語を含む日本文化を総合的に捉えるとともに、世界の言語・文化の中で相対的に捉える力を養い、これによって、異言語・異文化を背景とする人たち、あるいは次世代の人たちに、日本語と日本文化を適切に発信し伝えていくための専門知識と能力を身につけた文化の創造者たる人材を育成することを目的とする。

(主専攻分野)

第2条 学群学則第25条の部局細則で定める主専攻分野は、次の表のとおりとする。

学 類	主 専 攻 分 野
人 文 学 類	哲学、史学、考古学・民俗学、言語学
比 較 文 化 学 類	比較文化
日本語・日本文化学類	日本語・日本文化学

2 前項に定めるもののほか、Japan-Expert (学士) プログラム特別入試で入学した者に係る主専攻分野として、日本語・日本文化学類に日本語教師養成主専攻を置くものとする。

(履修方法等)

第3条 主専攻分野別の「専門科目」、「専門基礎科目」及び「基礎科目」ごとの卒業に必要な履修科目及び修得単位数は、別表第1のとおりとする。

2 人文学類にあつては、主専攻分野を選択するにあたって、あらかじめ履修すべき授業科目及び単位数は、別表第2のとおりとする。

(履修科目の登録の上限)

第4条 学群学則第33条第1項の部局細則で定める履修科目の登録の上限は、45単位とする。

2 学群学則第33条第2項の部局細則で定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる場合の要件及び単位数は、別表第3のとおりとする。

(主専攻分野以外の学際的な分野に係る履修方法等)

第5条 主専攻分野以外の分野で、学際的な分野を選択しようとする学生の取扱いについては、学類教育会議及び学群運営委員会の議を経て、学群長がその都度定める。

(成績の評価)

第6条 学群学則第35条第3項の部局細則で定めるP及びFの評語を用いることができる授業科目は、「フレッシュマン・セミナー」及び「Japan-Expert フレッシュマン・セミナー」とする。

(早期卒業)

第7条 学群学則第40条に規定する早期卒業の対象者及び基準は、別表第4のとおりとする。

(雑則)

第8条 この部局細則に規定するもののほか、主専攻分野の選択時期、早期卒業の申請時期、卒業研究の選択及び提出時期、履修科目の登録の上限45単位に含めない科目、その他学類

における授業科目の履修に関し必要な事項は学類教育会議の議を経て、学類長が定め学内に
公示するものとする。

附 則
この部局細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平20. 2. 12 人文・文化学群部局細則第3号）
この部局細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平22. 2. 19 人文・文化学群部局細則第3号）
この部局細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平23. 2. 23 人文・文化学群部局細則第3号）
この部局細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平24. 2. 22 人文・文化学群部局細則第3号）
この部局細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平25. 1. 31 人文・文化学群部局細則第1号）
この部局細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平26. 2. 27 人文・文化学群部局細則第1号）
この部局細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平27. 1. 22 人文・文化学群部局細則第1号）
この部局細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平28. 1. 21 人文・文化学群部局細則第1号）
この部局細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平28. 3. 3 人文・文化学群部局細則第2号）
この部局細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平28. 6. 23 人文・文化学群部局細則第3号）
この部局細則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平29. 2. 17 人文・文化学群部局細則第1号）
この部局細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平30. 2. 7 人文・文化学群部局細則第1号）
この部局細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平31. 3. 5 人文・文化学群部局細則第1号）
この部局細則は、平成31年4月1日から施行する。

(人文学類)

主専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数												計			合計							
	専門科目				専門基礎科目				共通科目				関連科目										
	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数		自由科目	単位数	必修科目	単位数	自由科目	単位数	
史学	10	次に掲げるもののうちから人文学類長が指定する授業科目	20	—	—	—	次に掲げるもののうちから人文学類長が指定する授業科目 (必修科目として指定する科目を除く)	11	—	—	総合科目(プレゼンテーション、学問への誘い)	2	総合科目(プレゼンテーション、学問への誘い)を除く	1~3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		卒業論文(〇〇) 〇〇研究 -a 〇〇研究					AB71 AB72 AB73 AB74 AB75 AB61 AB91 AC60 AC61 AC62 EE21				体育 第1外国語 第2外国語 情報 国語 I・II	2 4 4 4 2	2 4 4 4 2	0~14	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学		次に掲げるもののうちから人文学類長が指定する授業科目 (AB5、AB70を除く)	24~58	—	—	—	次に掲げるもののうちから人文学類長が指定する授業科目 (AB5、AB70を除く)	11~17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	単位合計		44~78	0	0	0	11~17	18	0	0	0	0	0	1~17	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(人文学類)

卒業に必要な履修科目及び修得単位数																							
主専攻分野	専門科目			専門基礎科目			共通科目			関連科目			計										
	必修科目	単位数	選択科目	必修科目	単位数	選択科目	必修科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	
考古学・民俗学	次に掲げるもののうちから人文学類長が指定する授業科目(必修科目として指定する科目を除く)	10	次に掲げるもののうちから人文学類長が指定する授業科目(必修科目として指定する科目を除く)	11	次に掲げるもののうちから人文学類長が指定する授業科目	2	総合科目(フレッシュマン・セミナー、学問への誘い)を除く	2	1~3	2	総合科目(フレッシュマン・セミナー、学問への誘い)を除く	1	AC、AE、B、Yで始まる授業科目(専門科目、専門基礎科目で指定する授業科目を除く)	4~32	—	—	28	96	—	124			
	卒業論文(〇〇) 〇〇研究 —a 〇〇研究	24~58	次に掲げるもののうちから人文学類長が指定する授業科目(AB5、AB80を除く)	0~2	AB5 AB80 AC50 AB5	4 4 4 4	体育 外国語 芸術 情報 国語Ⅰ・Ⅱ	1~17	—	—	—	—	C、E、F、G、H、Wで始まる授業科目(専門科目で指定する授業科目を除く)	2~30	—	—	—	—	—	—	—	—	—
単位合計	10	44~78	0	0	11~13	0	18	1~17	0	0	0	6~34	0	28	96	0	124						

(人文学類)

専攻分野			卒業に必要な履修科目及び修得単位数																
主専攻分野	専門科目				専門基礎科目				基礎科目				科目				合計		
	単位数	選択科目	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	自由科目	単位数	必修科目	単位数		選択科目	自由科目
言語学	次に掲げるものうちから人文学類長が指定する授業科目	次に掲げるものうちから人文学類長が指定する授業科目	—	11	—	—	次に掲げるものうちから人文学類長が指定する授業科目	—	—	2	総合科目(オプション・ホナー、学期への誘い)を除く	1~3	—	—	—	—	—	—	
	卒業論文(〇〇)	(必修科目として指定する科目を除く)	—	0~7	—	2	体育	0~14	—	—	2	体育	—	—	—	—	—	—	
	〇〇研究	AB72 AB91 AB92 AB93 AB94 AB95 AB96 AB97 AB98 AB99	—	—	—	—	4	第1外国語 第2外国語 情報 国語 I・II	—	—	4	総合科目(オプション・ホナー、学期への誘い)を除く	—	—	—	—	—	—	—
	次に掲げるものうちから人文学類長が指定する授業科目	—	—	—	—	—	次に掲げるものうちから人文学類長が指定する授業科目	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	—	次に掲げるものうちから人文学類長が指定する授業科目 (AB5、AB90を除く)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
単位合計	10	44~78	0	11~18	0	18	1~17	0	0	18	1~17	0	0	0	0	6~34	28	96	124

- (注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の数を表す。
 2. 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。
 3. 各科目欄に掲げる記号及び番号は授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを表す。
 4. 「総合科目」、「体育」、「第1外国語」、「第2外国語」、「情報」及び「国語」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものの中から履修する。

(比較文化学類)

主専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数												計			合計			
	専門科目				基礎科目				関連科目				必修科目	選択科目	自由科目				
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数							
比較文化	AC7 (卒業論文)	2	AC67(卒業論文基礎演習) (注2)	2	AC52(第一専門外国語I) (注4)	3	AC56(比較文化研究) AC50(概論) AC51(専門導入基礎演習) AC53(第一専門外国語II) AC54(第二専門外国語IおよびAB98F42, AB98F52) (注5) AC55(第二専門外国語IおよびAB98A11, AB98A21) (注3)	11	11~43	0	18	1~19	0	0	6~38	30	94	0	124
	AC7 (卒業論文)	2	AC67(卒業論文基礎演習) (注2)	2	AC52(第一専門外国語I) (注4)	3	AC56(比較文化研究) AC50(概論) AC51(専門導入基礎演習) AC53(第一専門外国語II) AC54(第二専門外国語IおよびAB98F42, AB98F52) (注5) AC55(第二専門外国語IおよびAB98A11, AB98A21) (注3)	11	11~43	0	18	1~19	0	0	6~38	30	94	0	124

(注)

- 同一の科目番号ないし科目名を持つ科目を複数履修することはできない。
 - 自分の所属とは異なる学群、学類、クラス、班などを対象としている科目は原則として履修できない。
 - 科目の「AC XX」は、科目番号がAC XXで始まる科目を意味している。
 - 単位数の「x~y」は、卒業するためにはx単位数以上修得しなければならないが、y単位より多く修得しても、その多い部分は卒業単位としては認められない、ということの意味している。
 - 卒業論文を秋学期に提出する場合はAC70012とAC70038の両方を、春学期に提出する場合はAC70002とAC70028の両方を履修すること。
 - AC67から春AB・秋ABそれぞれ1単位を履修すること。2単位を超えて履修しても卒業要件としては認めない。
 - 演習または実習として開設された科目を8単位以上含めること。また、所属する領域の科目から10単位以上を修得するものとする。なお、比較文化学類長が各領域の専門科目として指定した科目(他の学群及び学類の科目を含む)については42~74単位中、また、当該領域の専門科目としては10単位以上のうち4単位まで履修することができる。
 - 自分の所属する班を対象としている科目を履修すること。
- 注5 初修外国語と同一の言語か、またはラテン語・ギリシャ語・インド古典語から選択して修得すること。留学生及び外国において中等教育を受けた学生については、学類長が認定した科目を履修することができる。
- 注6 英語が母語の学生については、「第1外国語(英語)」を「日本語」にすることができる。
- 注7 初修外国語の中から一つを選択すること。留学生及び外国において中等教育を受けた学生については「第1外国語(英語)」を「日本語」にしない学生に限り、「初修外国語」を「日本語」にすることができる。
- 注8 初修外国語として選択しなかった初修外国語、および選択・自由科目として開設されている外国語(英語を含む)。留学生及び外国において中等教育を受けた学生については、日本語も含む。
- 注9 比較文化学類開設(比較文化学類長が指定した専門基礎科目・専門基礎科目・専門基礎科目・専門基礎科目・総合科目、外国語、情報、国語・II、体育、芸術、芸術、AA2・AB・AE・B・C・E・F・G・H・W・Yで始まる授業科目を除く)科目。

(日本語・日本文化学類) Japan-Expert (学士) プログラム日本語教師養成コース

専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数										計		合計																
	専門科目			専門基礎科目			共通科目				関連科目																		
	必修科目	単位数	自由科目	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目		単位数	自由科目	単位数													
日本語教師養成	卒業論文	6	AE13, AE14	32~52														37	98	0	135								
			AE18	3																									
			AE10A	1																									
			AE10B	3																									
			AE10C	3																									
			AE10D	3																									
			AE10E	3																									
			AB61~69 AB71~79 AB81~89 AB91~99 AC60~66 BB111~ BB119 BB16, BB19	0~20																									
	単位合計	6		48~75		0	2	16~30				29	4	4								0	6~34		0	37	98	0	135

(注) この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の単位数を示す。

1. 同一の履修科目を重複して、他の科目欄の履修科目とするとき又は同一の科目欄の他の履修科目とするときはできない。

2. 各科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを表す。

3. 「総合科目」、「体育」、「外国語」、「情報」、及び「芸術」は、それぞれ当該履修科目として開設しているものうちから履修する。

4. AB, AC, BB1で始まる履修科目については、当該開設学期における履修制限等の指示に従うものとする。

5. 「日本実習」、「書A・B・C」は、共通科目の「芸術」とはならない。

6. 「日本実習」、「書A・B・C」は、共通科目の「芸術」とはならない。

7. 関連科目は、Japan-Expert共通科目として指定した授業科目の中から1単位以上を含むこと。

別表第2 (第3条2項関係)

(人文学類)

学 類	主 専 攻 分 野 の 選 択 条 件 と し て 履 修 す べ き 指 定 科 目 及 び 単 位 数														
	専 門 科 目						基 礎 科 目					目			
	単 位 数	選 択 科 目	単 位 数	自 由 科 目	単 位 数	必 修 科 目	単 位 数	選 択 科 目	単 位 数	必 修 科 目	単 位 数	選 択 科 目	単 位 数	自 由 科 目	単 位 数
哲 学	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
史 学	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
考 古 学 ・ 民 俗 学	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
言 語 学	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. この表に掲げる単位数は、主専攻分野の選択に必要な最少の数値を表す。

2. この表の各科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを示す。

別表第3（第4条第2項関係）

学 類	要 件	単 位 数
人文学類	前年度において、卒業要件として修得すべき単位を36単位以上修得し、その80%以上が「A+」「A」の評価で修得していること。	54単位
比較文化学類	(1)前年度において、卒業要件として修得すべき単位を40単位以上修得し、その80%以上が「A+」「A」の評価で修得していること。 (2)学類長が特別な事情があると認めた者。	54単位
日本語・日本文化学類	(1)前年度において、卒業要件として修得すべき単位を40単位（秋学期入学者の1年次にあつては20単位）以上修得し、その80%以上が「A+」「A」の評価で修得していること。 (2)学類長が特別な事情があると認めた者。	学類長が個別に上限を決定する

別表第4（第7条関係）

学 類	対象者	基 準
人文学類	<p>(1) 2年次を終了する時点において、当該主専攻が指定する専門基礎科目 12 単位を修得し、かつ当該主専攻が指定する専門科目をほぼ修得している者。</p> <p>(2) 2年次の終了時までには修得した単位のうち、卒業の要件となる単位を、90%以上が「A+」「A」の評価で修得している者。</p>	<p>(1) 本学に3年以上在学し、卒業の要件として定められている所定の単位を、90%以上が「A+」「A」の評価で修得したと認められること。</p> <p>(2) 修得した専門科目及び専門基礎科目の合計単位を90%以上が「A+」「A」の評価の優秀な成績で修得したと認められること。</p> <p>(3) 卒業論文の内容が特に優秀であると認められること。</p>
比較文化学類	<p>(1) 2年次終了時までには卒業の要件として必要な単位数を90単位以上修得し、かつ、その修得すべき単位のうち、80%以上を「A+」「A」の評価で修得している者。</p> <p>(2) 地域研究イノベーション学位プログラム（ASIP）試験合格者にあつては、2年次終了時までには卒業の要件として必要な単位数を90単位以上修得し、かつ学類長が特別に認めたもの。</p>	<p>(1) 学類の卒業要件を満たしていること。</p> <p>(2) 卒業論文が優秀であること。</p>
日本語・日本文化学類	<p>(1) 2年次終了時までには卒業の要件として必要な単位数を100単位以上修得し、かつ、その修得すべき単位のうち、90%以上を「A+」「A」の評価で修得している者。</p> <p>(2) 秋学期入学者にあつては、3年次秋学期終了時までには各年次に指定された必修科目をすべて含む卒業要件科目を100単位（ただし、日本語教師養成主専攻の学生にあつては110単位）以上修得し、かつ、その修得すべき単位のうち、70%以上が「A+」「A」の評価であること及び3年次春学期から卒業論文演習（または卒業研究演習）を履修し、4年次秋学期終了時までには卒業要件を満たすことが見込める者。</p>	<p>(1) 学類の卒業要件を満たしていること。</p> <p>(2) 卒業論文（または卒業研究）が極めて優秀であること。</p> <p>(3) 授業に対する日常的な取り組みが極めて優秀であること。</p>

(2) 社会・国際学群履修細則

	〔平成19年4月1日〕 社会・国際学群部局細則第3号
改正	平成20年社会・国際学群部局細則第3号
改正	平成21年社会・国際学群部局細則第3号
改正	平成22年社会・国際学群部局細則第3号
改正	平成23年社会・国際学群部局細則第3号
改正	平成24年社会・国際学群部局細則第3号
改正	平成24年社会・国際学群部局細則第4号
改正	平成25年社会・国際学群部局細則第2号
改正	平成25年社会・国際学群部局細則第3号
改正	平成26年社会・国際学群部局細則第1号
改正	平成27年社会・国際学群部局細則第1号
改正	平成27年社会・国際学群部局細則第2号
改正	平成28年社会・国際学群部局細則第1号
改正	平成28年社会・国際学群部局細則第2号
改正	平成29年社会・国際学群部局細則第1号
改正	平成30年社会・国際学群部局細則第1号
改正	平成31年社会・国際学群部局細則第1号

社会・国際学群履修細則

(趣旨)

第1条 この部局細則は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第1条の2第1項、第25条、第25条の2、第28条、第31条、第33条、第35条第3項、第39条及び第40条の規定に基づき、社会・国際学群における人材養成に関する目的その他教育研究上の目的（次条において、「人材養成目的」という。）、教育課程の編成及びその履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(人材養成目的)

第1条の2 学群学則第1条の2第1項に基づき、学群の人材養成目的は、現代社会や世界で生起する諸問題を的確に把握する理解力と独創的な分析能力を備え、社会の要請に対応できる人材を養成する。

2 各学類の人材養成目的は、次の表のとおりとする。

学 類	人材養成目的
社会学類	社会学・法学・政治学・経済学の専門知識を集中的に深める教育を提供するだけでなく、各分野の基礎知識を総合的に修得するための横断的な教育も併せて実施することで、社会科学全般のゼネラルな視点に裏打ちされた高い専門性を発揮しうるグローバル（グローバル＋ローカル）志向の人材を養成する。
国際総合学類	グローバル化とともに複雑化する国際的な諸問題に対して、問題の本質を発見する洞察力と情報分析能力を身に付け、先見性と独自性に富む解決策を他者に伝えるコミュニケーション能力を備えた、文理融合型の実践的な人材を養成する。

(主専攻分野)

第2条 学群学則第25条の部局細則で定める主専攻分野は、次の表のとおりとする。

学 類	主 専 攻 分 野
社会学類	社会学、法学、政治学、経済学
国際総合学類	国際関係学、国際開発学

2 前項に定めるもののほか、学群に各学類共通の国際社会科学主専攻を置くものとする。

(履修方法等)

第3条 社会・国際学群における主専攻分野別の「専門科目」、「専門基礎科目」及び「基礎科目」ごとの卒業に必要な履修科目及び修得単位数は、別表第1のとおりとする。ただし、国際社会科学主専攻にあつては、別表1-1のとおりとする。

(主専攻分野の選択条件)

第4条 社会学類にあつては、学生が第2条第1項の主専攻分野を選択するにあたって、あらかじめ、履修すべき授業科目及び単位数は、別表第2のとおりとする。

ただし、入学した年次において、主専攻分野が決定している者にあつては、この限りではない。

(履修科目の登録の上限)

第5条 学群学則第33条第1項の部局細則で定める履修科目の登録の上限は、45単位とする。

2 学群学則第33条第2項の部局細則で定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる場合の要件及び単位数は、別表第3のとおりとする。ただし、国際社会科学主専攻にあつては、別表3-1のとおりとする。

(成績の評価)

第6条 学群学則第35条第3項の部局細則で定めるP及びFの評語を用いることができる授業科目は、「フレッシュマン・セミナー」とする。

(早期卒業)

第7条 学群学則第40条に規定する早期卒業の対象者及び基準は、別表第4のとおりとする。ただし、国際社会科学主専攻にあつては、別表4-1のとおりとする。

(雑則)

第8条 この部局細則に規定するもののほか、学類における授業科目の履修に関し必要な事項は、学類教育会議の議を経て、学類長が定め、学内に公示するものとする。

附 則

この部局細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平20. 2. 4 社会・国際学群部局細則第3号)

この部局細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平21. 1. 28 社会・国際学群部局細則第3号)

この部局細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平22. 2. 24 社会・国際学群部局細則第3号)

この部局細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平23. 2. 23 社会・国際学群部局細則第3号)

この部局細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平23. 9. 28 社会・国際学群部局細則第3号)

この部局細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平 24. 6. 27 社会・国際学群部局細則第 4 号）
この部局細則は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平 25. 1. 23 社会・国際学群部局細則第 2 号）
この部局細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 25. 6. 26 社会・国際学群部局細則第 3 号）
1 この部局細則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。
2 平成 25 年 3 月 31 日以前に社会・国際学群に入学した者については、この部局細則による改正後の社会・国際学群履修細則別表 4-1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平 26. 2. 19 社会・国際学群部局細則第 1 号）
1. この部局細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
2. この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 27. 3. 4 社会・国際学群部局細則第 1 号）
1. この部局細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
2. この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 27. 7. 24 社会・国際学群部局細則第 2 号）
1. この部局細則は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。
2. この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 28. 1. 13 社会・国際学群部局細則第 1 号）
1. この部局細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
2. この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 28. 3. 2 社会・国際学群部局細則第 2 号）
1. この部局細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
2. この部局細則による改正後の社会・国際学群履修細則別表第 3 及び第 4 に定める社会学類に関する事項は、平成 25 年度入学者から適用する。

附 則（平 29. 2. 17 社会・国際学群部局細則第 1 号）
1. この部局細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
2. この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 30. 2. 16 社会・国際学群部局細則第 1 号）
1. この部局細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
2. この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 31. 3. 5 社会・国際学群部局細則第 1 号）
1. この部局細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
2. この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

(社会学類)

卒業に必要な履修科目及び修得単位数																									
主専攻分野	専門科目			専門基礎科目			共通科目			基礎科目			関連科目			計									
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	
法学	—	—	B B 2 憲法I、 憲法II、 民法総則、 刑法総論か ら4単位以上	4	—	—	法学概論 民事法概論	2	総合科目 (フレグ シエマ・ゼナ、学 問への誘い)	1～3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	40～62	B B 2の演 習科目から6 単位以上修 得すること	6～12	—	—	社会学基礎論 現代社会学 政治学概論 国際政治史 経済学基礎論 現代経済史	2	総合科目 (フレグ シエマ・ゼナ、学 問への誘い)	0～2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	20～42	B B 1 B B 3 B B 4 (専門基礎科目 として指定され ている科目を除 く)	3～4	—	—	社会学の最前線 法学の最前線 政治学の最前線 経済学の最前線	2	総合科目 (フレグ シエマ・ゼナ、学 問への誘い)	0～2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	0～10	A B 0 0 A B 6 0 B C 1 1	—	—	—	—	—	総合科目 (フレグ シエマ・ゼナ、学 問への誘い)	0～3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
単位合計	0	60～84	—	4	0	—	16	16	1～15	0	0	0	0	0	0	12～36	0	0	20	0	106	0	0	126	

(社会学類)

卒業に必要な履修科目及び修得単位数																	
主専攻分野	専門科目			専門基礎科目			基礎科目			関連科目			計		合計		
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数		自由科目	単位数
政治学	—	—	B B 3 2	6～12	—	—	政治学概論 国際政治史	4	社会学基礎論 現代社会学論 法学概論 民法概論 経済学基礎論 現代経済史	6～12	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	B B 3 1	24～42	—	—	—	—	総合科目 (7レベル・ゼミナール、学期への誘いを除く)	1～3	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	B B 1 B B 2 B B 4	30～54	—	—	—	—	体育 第1外国語 第2外国語 情報	0～2 0～6 0～2 0～2	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	(専門基礎科目として指定されている科目を除く)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
単位合計	0	60～84	0	4	9～16	0	16	1～15	0	0	0	0	12～36	0	106	0	126

(社会学類)

主 攻 分 野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数												計			合 計						
	専 門 科 目				専 門 基 礎 科 目				基 礎 科 目				単 位 数	自 由 科 目	必 修 科 目		自 由 科 目					
	単 位 数	選 択 科 目	単 位 数	自 由 科 目	単 位 数	必 修 科 目	単 位 数	選 択 科 目	単 位 数	自 由 科 目	単 位 数	選 択 科 目						単 位 数	自 由 科 目	必 修 科 目	自 由 科 目	
—	B B 4 (ただしミクロ 経済学、マクロ 経済学、経済計 算、経済統計論 のうちから4単 位以上、さらに 経済学演習を8 単位以上含める こと)	32～ 62	経済学基礎論 現代経済史	4	社会学基礎論 現代社会学論 法学概論 民法概論 政治学概論 国際政治史 政治学概論 国際政治史	6～12	総合科目 (フレン シユマン・ セミナ ールへの誘 い)	2	総合科目 (フレン シユマン・ セミナ ールへの誘 いを除く)	1～3	必修科目 体育 第1外国語 第2外国語 情報	2	2	2	2	2	2	20	106	0	126	
—	B B 1 B B 2 B B 3 (専門基礎科目 として指定され ている科目を除 く)	28～ 50	社会学の最前線 法学の最前線 政治学の最前線 経済学の最前線	4	3～4	0～2 0～6 0～2 0～2	0～8 A、B、C、 H、W、Y、8、 9、9 E、F、G B A B E	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	126
単位合計	0	60～84	4	9～16	16	1～15	0	12～36	20	106	0	20	106	0	126	0	126	0	126	0	126	

(注)

- この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の数値を表す。
- 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。
- 各科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを表す。
- 「総合科目」、「体育」、「外国語」、「情報」、「国語」及び「芸術」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものうちから履修する。

Supplementary Table No. 1 (Article 3) 別表第1-1 (第3条関係)
(Undergraduate Program of International Social Studies) (社会国際学教育プログラム)

Main Fields 専攻分野	Required Courses and Credits for Graduation																							
	Major Subjects						Foundation Subjects for Major						General Foundation Subjects					Subtotal						
	Number of credits	Core Electives	Number of credits	Free Electives	Number of Credits	Required	Number of Credits	Core Electives	Number of Credits	Free Electives	Number of Credits	Required	Number of Credits	Core Electives	Number of Credits	Free Electives	Number of Credits	Required	Number of Credits	Core Electives	Free Electives	Total		
International Social Studies (English Course) 国際社会科学(英語コース)	Graduation Thesis 卒業論文	6 BE22	14 - 24	Internship BE31	0 - 4	International Social Studies I	2 BE21	12 - 18 BE21	4 - 14	Multidisciplinary Subjects I (Including Freshman Seminar) 総合科目 I (含フレゼン)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0 - 23	
	Seminar A	1	0 - 10	Classes offered by the School of Social and International Studies 社会・国際学群で開設される科目	17 - 40	International Social Studies II	2	Classes offered by the School of Social and International Studies 社会・国際学群で開設される科目	0 - 6	Physical Education 体育	0 - 1	0 - 6	0 - 1	0 - 8	0 - 1	0 - 1	0 - 1	0 - 1	0 - 1	0 - 1	0 - 1	0 - 1	0 - 1	0 - 1
	Seminar B	1	0 - 10	Classes offered by the School of Social and International Studies 社会・国際学群で開設される科目	17 - 40	International Social Studies II	2	Classes offered by the School of Social and International Studies 社会・国際学群で開設される科目	0 - 6	Foreign Language 外国語	0 - 1	0 - 6	0 - 1	0 - 8	0 - 1	0 - 1	0 - 1	0 - 1	0 - 1	0 - 1	0 - 1	0 - 1	0 - 1	0 - 1
	Seminar C	1	0 - 10	Classes offered by the School of Social and International Studies 社会・国際学群で開設される科目	17 - 40	International Social Studies II	2	Classes offered by the School of Social and International Studies 社会・国際学群で開設される科目	0 - 6	Art Practice 芸術	0 - 1	0 - 6	0 - 1	0 - 8	0 - 1	0 - 1	0 - 1	0 - 1	0 - 1	0 - 1	0 - 1	0 - 1	0 - 1	0 - 1
	Seminar D	1	0 - 10	Classes offered by the School of Social and International Studies 社会・国際学群で開設される科目	17 - 40	International Social Studies II	2	Classes offered by the School of Social and International Studies 社会・国際学群で開設される科目	0 - 6	Information Literacy 情報	4	0 - 6	0 - 1	0 - 8	0 - 1	0 - 1	0 - 1	0 - 1	0 - 1	0 - 1	0 - 1	0 - 1	0 - 1	0 - 1
	Seminar E	1	0 - 10	Classes offered by the School of Social and International Studies 社会・国際学群で開設される科目	17 - 40	International Social Studies II	2	Classes offered by the School of Social and International Studies 社会・国際学群で開設される科目	0 - 6	Physical Education 体育	4	0 - 6	0 - 1	0 - 8	0 - 1	0 - 1	0 - 1	0 - 1	0 - 1	0 - 1	0 - 1	0 - 1	0 - 1	0 - 1
Seminar F	1	0 - 10	Classes offered by the School of Social and International Studies 社会・国際学群で開設される科目	17 - 40	International Social Studies II	2	Classes offered by the School of Social and International Studies 社会・国際学群で開設される科目	0 - 6	1st Foreign Language (Japanese) 第1外国語(日本語)	4	0 - 6	0 - 1	0 - 8	0 - 1	0 - 1	0 - 1	0 - 1	0 - 1	0 - 1	0 - 1	0 - 1	0 - 1	0 - 1	0 - 1
Total Number of Credits	12	24	17 - 44	4	18	4 - 14	0	0 - 16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0 - 23	
																								50
																								42
																								34
																								126

(Notes)
1. The number of credits listed in the above table refers to the number of minimum credits required for graduation.
この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最小の数を表す。
2. The double-counting of the class is prohibited whether it is within the same subject category or across all subject categories.
同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。
3. Alphabetic and numeric characters listed in each class subject category are the class codes indicating each group of classes.
この表の各科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを表す。
4. With regard to the Multidisciplinary Subjects, Physical Education, Foreign Languages, Information Literacy and Art, students shall take the offered classes that are relevant to each subject.
「総合科目」、「体育」、「外国語」、「情報」、「芸術」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものうちから履修する。
5. The number of credits which should be taken as 1st Foreign Language (Japanese) could be substituted wholly or partly by taking the Common Foundation Subjects and Specific Foundation Subjects; conditions under which this applies will be defined in another regulation regardless of the regulations of this chart (above).
この表に掲げる第1外国語(日本語)として修得すべき単位数については、この表の規定にかかわらず別に定めるところにより履修を全部又は一部を免除することがある。なお、免除された単位数については、共通科目及び関連科目の履修をもって充てるものとする。

別表第2 (第4条関係)

学 類	主 専 攻 分 野	主 専 攻 分 野 の 選 択 条 件 と し て 履 修 す べ き 指 定 科 目 及 び 単 位 数														
		専 門 科 目					基 礎 科 目									
		単 位 数	選 択 科 目	単 位 数	自 由 科 目	単 位 数	必 修 科 目	単 位 数	選 択 科 目	単 位 数	必 修 科 目	単 位 数	選 択 科 目	単 位 数	自 由 科 目	単 位 数
社 会 学 類	社会学	30単位 (専門科目及び専門基礎科目 (社会学基礎論及び現代社会学を含む。) の12単位を含む。)														
	法学	30単位 (専門科目 (憲法Ⅰ、憲法Ⅱ、民法総則、刑法総論) の中から4～6単位及び専門基礎科目(法学概論、民法概論を含む。)) の8単位を含む。)														
	政治学	30単位 (専門科目及び専門基礎科目 (政治学概論、国際政治史を含む。) の12単位を含む。)														
	経済学	30単位 (専門科目及び専門基礎科目 (経済学基礎論、現代経済史を含む。) の12単位を含む。)														

(注) 1. この表に掲げる単位数は、主専攻分野の選択に必要な最少の数値を表す。
 2. この表の各科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを示す。

別表第3（第5条第2項関係）

学 類	要 件	単 位 数
社会学類	(1) 前年度の年間GPAが3.6以上である者で、クラス担任の許可を得た者。 (2) クラス担任が特別な事情があると認めた者。	55単位
国際総合学類	(1) 前年度において、卒業の要件として修得すべき単位数を40単位以上修得していること、かつ、前年度において、卒業の要件として修得した単位の80%以上が「A」以上の評価である者 (2) 学類長が特別な事情があると認めた者	55単位

別表第3-1（第5条第2項関係）

(社会国際学教育プログラム)

主専攻分野	要 件	単 位 数
国際社会科学主専攻	(1) 前年度修得科目数の50%以上を「A」以上の評価をもって修得した者で、クラス担任の許可を得た者。 (2) クラス担任が特別な事情があると認めた者。	55単位

別表第4（第7条関係）

学 類	対 象 者	基 準
社会学類	<p>(1) 3年次末卒業を希望する者（秋学期入学者を除く）は、2年次までの修得単位数と3年次の申請予定単位数の合計が卒業要件を満たし、かつ申請時までの累積GPAが4.0以上である者。</p> <p>(2) 4年次春学期末卒業を希望する者（秋学期入学者を含む）は、3年次までの修得単位数と4年次春学期の申請予定単位数の合計が卒業要件を満たし、かつ、申請時までの累積GPAが4.0以上である者。</p> <p>秋学期入学の学生で、4年次秋学期末卒業を希望する者は、3年次までの修得単位数と4年次秋学期の申請予定単位数の合計が卒業要件を満たし、かつ、申請時までの累積GPAが3.8以上である者。</p>	<p>本学に3年以上在学し、卒業判定時での修得単位数が卒業要件を満たして、かつ累積GPAが4.0以上であること。</p> <p>ただし、秋学期入学の学生で、4年次秋学期末卒業を希望する者については、累積GPAが3.8以上であること。</p>
国際総合学類	<p>(1) 1年次に修得した総単位数のうち80%以上が「A」以上の成績であること。該当者に対しては、2年次で「国際学ゼミナールⅠ」の受講を認めるので、同ゼミナールに登録し、単位を修得した者。</p> <p>(2) 上記(1)を満たした上で、2年次に修得した総単位のうち80%以上が「A」以上の成績であること。該当者に対しては3年次で「国際学ゼミナールⅡ」の受講を認めるので、同ゼミナールに登録し、単位を修得した者。</p> <p>(3) 3年次に、通常の4年次卒業者と同一スケジュールで、「卒業論文」を提出できる見込みのある者。</p> <p>(4) 秋学期入学者で4年次秋学期卒業の場合は、上記規定にかかわらず、「国際学ゼミナールⅠ」又は「独立論文」を2年次春学期から履修し、「国際学ゼミナールⅡ」を3年次春学期から履修し、通常の4年次と同じスケジュールで「卒業論文」を提出する者。</p> <p>(5) 地域研究イノベーション学位プログラム（ASIP）生として選抜され、4年次春学期卒業の場合は、上記規定にかかわらず、「国際学ゼミナールⅠ」と「独立論文」を3年次までに履修し、優秀な成績で合格し、「卒業論文」を4年次の5月までに提出する見込みがあり、かつ学類長が特別に認めた者。</p>	<p>(1) 1年次に修得した総単位数のうち80%以上が「A」以上の評価で、また2年次に修得した総単位数のうち80%以上が「A」以上の成績であること。</p> <p>(2) 3年次末（又はその他）の卒業時点で、修得した総単位のうち80%以上が「A」以上の成績であること。</p> <p>(3) 卒業に必要な総単位数及び科目区分ごとの単位数を修得していること。</p> <p>(4) 秋学期入学者で4年次秋学期卒業の場合は、上記規定にかかわらず、4年次秋学期までに優秀な成績で卒業要件を満たしていること。</p> <p>(5) 地域研究イノベーション学位プログラム（ASIP）生として選抜され、4年次春学期卒業の場合は、上記規定にかかわらず、4年次春学期終了時点までに優秀な成績で卒業要件を満たしていること。</p>

別表第4-1 (第7条関係)

(社会国際学教育プログラム)

主専攻分野	対 象 者	基 準
国際社会科学主専攻	<p>3年間の在籍で卒業する場合</p> <p>(1) 1年次に修得した総単位数のうち80%以上が「A」以上の成績であること。該当者に対しては、2年次に「ゼミナールA, B, C」の受講を認めるので、同ゼミナールに登録し、単位を修得した者。</p> <p>(2) 上記(1)を満たした上で、2年次に修得した総単位のうち80%以上が「A」以上の成績であること。該当者に対しては3年次に「ゼミナールD, E, F」の受講を認めるので、同ゼミナールに登録し、単位修得が見込まれる者。</p> <p>(3) 上記(1)、(2)を満たした上で、学群長が定める国際社会科学主専攻の卒業論文提出スケジュールに従って卒業論文を提出できる者。</p>	<p>(1) 1年次に修得した総単位数のうち80%以上が「A」以上の評価であること。</p> <p>(2) 2年次に修得した総単位数のうち80%以上が「A」以上の評価であること。</p> <p>(3) 3年次末卒業の時点で、修得した総単位のうち80%以上が「A」以上の評価であること。また卒業時までにはすべての卒業要件を満たしていること。</p>
	<p>3年間と秋学期の在籍で卒業する場合</p> <p>学群長が定める国際社会科学主専攻のスケジュールで「ゼミナールA～F」を履修し、かつ卒業論文を提出できる者。</p>	<p>卒業時までには修得した総単位数の60%以上が「A」以上の評価であり、かつすべての卒業要件を満たしていること。</p>

(3) 人間学群履修細則

平成19年4月11日
人間学群部局細則第3号

改正 平成20年人間学群部局細則第1号
平成22年人間学群部局細則第1号
平成23年人間学群部局細則第1号
平成24年人間学群部局細則第1号
平成25年人間学群部局細則第1号
平成25年人間学群部局細則第2号
平成26年人間学群部局細則第1号
平成27年人間学群部局細則第1号
平成28年人間学群部局細則第1号
平成29年人間学群部局細則第1号
平成30年人間学群部局細則第1号
平成31年人間学群履修細則第1号

(趣旨)

第1条 この部局細則は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第1条の2第1項、第25条、第28条、第31条、第33条、第35条第3項、第39条及び第40条の規定に基づき、人間学群における人材養成に関する目的その他教育研究上の目的（次条において「人材養成目的」という。）、教育課程の編成及びその履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(人材養成目的)

第1条の2 人間学群は、人間と人間がかかわる社会・自然に関する幅広い興味と関心を基盤にしつつ、人間の発達や支援に関して科学的に分析・理解する態度と専門的な知識や技能を身に付け、これらの態度・知識・技能を活用して、人が抱える様々な問題へ主体的かつ創造的に対処することで、人間社会に広く貢献することができる人材を養成することを目的とする。

2 各学類の人材養成目的は、次の表のとおりとする。

学 類	人 材 養 成 目 的
教 育 学 類	人間形成、学校教育、教育計画・設計、地域・国際教育にかかわる教育学の専門的知識・技能を活用し、学校、自治体、民間機関、国際機関など様々な分野で貢献できる人材、研究能力を有する人材を養成することを目的とする。
心 理 学 類	人間の心と行動に関する幅広い興味や関心を基盤に、人間の心や行動を科学的・実証的に分析し理解する姿勢及び専門的な知識や技能を身に付け、さらに、これらの学習成果を生かして、実際的な問題を主体的かつ創造的に解決する能力を有し、国際的にも通用する知性・人間性・逞しさを備えた人材の育成を目的とする。

障害科学類	乳児から高齢者までの感覚、運動、認知、言語などの機能の障害、健康や高齢・発達に関わる障害、障害をめぐる環境や社会・文化的課題に関する基礎的知識と支援方法を、教育・心理・福祉・医療などの領域から総合的に身に付け、共生社会の創造に貢献する、国際的に通用する能力をもつ人材養成を目的とする。
-------	--

(主専攻分野等)

第2条 学群学則第25条に規定する主専攻分野は、次の表のとおりとする。

学 類	主 専 攻 分 野
教 育 学 類	教 育 学
心 理 学 類	心 理 学
障 害 科 学 類	障 害 科 学

(履修科目の登録の上限)

第3条 学群学則第33条第1項に規定する履修科目の登録の上限は、45単位とする。

2 前項の場合において、教育職員免許状の資格取得に必要な科目及び博物館に関する科目を除くものとする。

3 学群学則第33条第2項に規定する上限を超えて履修科目の登録を認めることができる場合の要件及び単位数は、次の表のとおりとする。

学 類	要 件	単 位 数
教 育 学 類	(1) 前年度において卒業要件（各年次に指定された必修科目すべてを含む。）として修得すべき単位を40単位（秋学期入学者の1年次にあつては30単位）以上修得し、かつ、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A」の割合が80%以上であること。 (2) 学類長が特別な事情があると認めた者	上限は設けない。
心 理 学 類	(1) 前年度において卒業要件（各年次に指定された必修科目すべてを含む。）として修得すべき単位を40単位（秋学期入学者の1年次にあつては30単位）以上修得し、かつ、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A」の割合が80%以上であること。 (2) 学類長が特別な事情があると認めた者	上限は設けない。
障 害 科 学 類	(1) 前年度において卒業要件（各年次に指定された必修科目すべてを含む。）として修得すべき単位を40単位（秋学期入学者の1年次にあつては30単位）以上修得し、かつ、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A」の割合が80%以上であること。 (2) 学類長が特別な事情があると認めた者	上限は設けない。

(成績の評語)

第4条 学群学則第35条第3項に規定するP/Fの評語を用いることができる授業科目は、「学問への誘い」、「フレ

ッシュマン・セミナー」、学群コア・カリキュラム「キャリアデザイン入門、人間フィールドワークⅠ、人間フィールドワークⅡ、人間フィールドワークⅢ」、教育学類開設「教育インターンシップ基礎論、教育インターンシップ実践演習、教育学実践演習、国際教育協力論、国際教育協力実習、国際教育政策概論」、心理学類開設「心理学体験実習Ⅰ、心理学体験実習Ⅱ」及び障害科学類開設「障害科学実践入門、障害科学セミナー」とする。

2 GPA制度における学群の学期GPA及び累積GPAの対象から除かれる科目は、次の表のとおりとする。

学 類	学期GPA及び累積GPAの対象除外科目
教 育 学 類	基礎科目の関連科目
心 理 学 類	基礎科目の関連科目
障 害 科 学 類	基礎科目の関連科目

(修得単位数等)

第5条 学群学則第39条第1項に規定する学群における主専攻分野別の「専門科目」、「専門基礎科目」及び「基礎科目」ごとの卒業の要件として必要な履修科目及び修得単位数等は、別表のとおりとする。

(早期卒業)

第6条 学群学則第40条に規定する早期卒業の申請に関する条件等(以下「対象者」という。)及び卒業判定基準は、次の表のとおりとする。

学 類	対 象 者	卒 業 判 定 基 準
教 育 学 類	<p>(1) 2年次終了時までには卒業の要件として必要な単位数(各年次に指定された必修科目をすべて含む。)を90単位以上修得し、かつ、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A」の割合が90%以上であること及び3年次春学期から卒業研究を履修し、3年次終了時までには卒業要件を満たすことが見込めること。</p> <p>(2) 秋学期入学者にあつては、3年次終了時までには各年次に指定された必修科目をすべて含む卒業要件科目を優秀な成績で90単位以上修得し、4年次春学期から卒業研究を履修し、4年次終了時までには卒業要件を満たすことが見込めること。</p>	<p>(1) 学類の卒業要件を満たしていること。</p> <p>(2) 卒業研究の内容が優秀と認められること。</p>
心 理 学 類	<p>(1) 2年次終了時までには卒業の要件として必要な単位数(各年次に指定された必修科目をすべて含む。)を90単位以上修得し、かつ、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A」の割合が90%以上であること及び3年次春学期から卒業研究を履修し、3年次終了時までには卒業要件を満たすことが見込めること。</p> <p>(2) 秋学期入学者にあつては、3年次終了時までには各年次に指定された必修科目をすべて含む</p>	<p>(1) 学類の卒業要件を満たしていること。</p> <p>(2) 卒業研究の内容が優秀と認められること。</p>

	卒業要件科目を優秀な成績で90単位以上修得し、4年次春学期から卒業研究を履修し、4年次終了時まで卒業要件を満たすことが見込めること。	
障害科学類	<p>(1) 2年次終了時まで卒業の要件として必要な単位数（各年次に指定された必修科目をすべて含む。）を90単位以上修得し、かつ、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A」の割合が90%以上であること及び3年次春学期から卒業研究Ⅰ・Ⅱを履修し、3年次終了時まで卒業要件を満たすことが見込めること。</p> <p>(2) 秋学期入学者にあつては、3年次終了時まで各年次に指定された必修科目をすべて含む卒業要件科目を優秀な成績で90単位以上修得し、4年次春学期から卒業研究Ⅱを履修し、4年次終了時まで卒業要件を満たすことが見込めること。</p>	<p>(1) 学類の卒業要件を満たしていること。</p> <p>(2) 卒業研究の内容が優秀と認められること。</p>

(雑則)

第7条 この部局細則に規定するもののほか、早期卒業の申請時期、卒業研究の選択及び提出時期その他学類における授業科目の履修に関し必要な事項は、学類教育会議の議を経て、学類長が定め、学内に公示するものとする。

附 則

この部局細則は、平成19年4月11日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平20. 2. 13人間学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平22. 1. 6人間学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平23. 3. 8人間学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成23年4月1日から施行する。

- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平24. 3. 7 人間学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平25. 3. 6 人間学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平25. 7. 3 人間学群部局細則2号）

- 1 この部局細則は、平成25年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 平成24年度以前に人間学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお、従前の例による。

附 則（平26. 1. 8 人間学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平27. 1. 7 人間学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平28. 1. 6 人間学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平29. 1. 11 人間学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平30. 1. 10 人間学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平31. 1. 9 人間学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

別表 (第5条関係)
(教育学類)

卒業に必要な履修科目及び履修単位数																								
主専攻分野	専門科目			専門基礎科目			基礎科目			関連科目				計										
	必修科目	単位数	選択科目	必修科目	単位数	選択科目	必修科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数		
教育学	卒業研究	6	教育学類の科目(ただし、4単位は演習又は探究の科目(科目番号の末尾が2の科目)を含むこと。)	—	—	—	総合科目(フレッシュアップ・セミナー、学問への誘い)	2	総合科目(フレッシュアップ・セミナー、学問への誘いを除く)	1	—	—	—	—	—	—	37	87	0	124	—	—	0	
			人間学群コアカリキュラムの授業科目および学類共通(専門基礎)の授業科目(CA, CBI)	—	0~38	—	体育	2	体育	0~38	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			障害科学 I 又は 障害科学 II	2	2	2	第1外国語(英語)	4	第1外国語(必修以外の英語)	0~38	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			キャリアデザイン入門	1	1	1	第2外国語(初修外国語)	3	第2外国語(必修で選択した以外の外国語)	0~38	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			教育学研究法A	2	2	2	情報	4	芸術	0~38	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			教育学研究法B	2	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			教育インターンシップ基礎論	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			教育インターンシップ実践演習	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			教育学実践演習	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		単位合計	6	42~80	0	16	0~38	15	1~39	0	0	0	0	6~44	0	0	37	87	0	124	—	—	0	124

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の数値を表す。
 2. 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。
 3. 各科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを表す。
 4. 「総合科目」、「体育」、「第1外国語」、「第2外国語」、「情報リテラシー」、「データサイエンス」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものうちから履修する。
 5. 留学生及び外国において中等教育を受けた学生は、「第1外国語」を「日本語」とすることができる。
 6. 初等教育学コースの履修科目については、別に定め、その内容は別途開催するガイダンスの際に提示する。

卒業に必要な履修科目及び履修単位数

主専攻分野	基礎科目												計					
	専門基礎科目						共通科目						必修科目	選択科目	自由科目			
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数						
心理学	知覚・認知心理学	2	心理学類の科目(ただし、心理学類の上級の科目を6単位以上含むこと)(専門基礎科目として修得する科目を除く)	2	心理学概論	2	人間学群コアカリキュラムの科目	0~24	1	総合科目(フレッヂュマン、セッション、学問への誘い)	2	総合科目(フレッヂュマン、セッション、学問への誘いを除く)	1	総合科目(フレッヂュマン、セッション、学問への誘いを除く)	6~33	1	124	
	学習・言語心理学	2		2	教育基礎論又は学校の経営・制度・社会	2	心理学研究実習Ⅱ	0~3	2	体育	2	体育	2	人間学群以外の科目	6~33	0	58	
	感情・人格心理学	2		2	の経営・制度・社会	2			0~3	2	体育	2	体育	2		0	58	
	神経・生理心理学	2		2	障害科学Ⅰ 又は 障害科学Ⅱ	2				2	第1外国語(英語)	4	第1外国語(英語)	4		0	58	
	社会・集団・家族心理学	2		2	キャリアデザイン入門	1				0~27	第1外国語(英語)	4	第1外国語(英語)	4		0	58	
	発達心理学	2		2	心理学研究法	2				0~27	第2外国語(初修外国語)	3	第2外国語(必修以外の英語)	3		0	58	
	臨床心理学概論	2		2	心理学統計法Ⅰ	2				0~27	情報	4	第2外国語(必修で選択した以外の外国語)	4		0	58	
	卒業研究セミナー	2		2	心理学統計法Ⅱ	2				0~27						0	58	
	卒業研究	6		6	心理学統計法実習	1				0~27						0	58	
					心理学英語セミナー	2				0~27						0	58	
					心理学実験	2				0~27						0	58	
					心理学研究実習Ⅰ	3				0~27						0	58	
										0~27						0	58	
	単位合計	22		22~59		21		0~27		15		1~28		6~33		0	58	
																		124

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の数を表す。
 2. 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。
 3. 「総合科目」、「体育」、「第1外国語」、「第2外国語」、「情報」、「国語」及び「芸術」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものうちから履修する。
 4. 留学生及び外国において中等教育を受けた学生は、「第1外国語」を「日本語」とすることができる。

卒業に必要な履修科目及び履修単位数

主専攻分野	専門科目			専門基礎科目			基礎科目				関連科目			計								
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	自由科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	合計	
																						単位数
障害科学	卒業研究 I	2	次の授業科目から5単位履修すること。 福祉障害生理病理特講 職業障害生理病理特講 肢体不自由者の生理病理	5	障害科学 I	2	人間学群コアカリキュラムの授業科目	0~39	総合科目 (フレッシュアップ・セミナー、学問への誘いを除く)	1~40	1	総合科目 (フレッシュアップ・セミナー、学問への誘いを除く)	1~40	1	1	1	1	1	1	1	0	124
		卒業研究 II	4	病弱者の生理病理 知的・発達障害生理病理特講 医学概論 I 医学概論 II 保健医療論	5	障害科学 II	2	人間学群コアカリキュラムの授業科目	0~39	総合科目 (フレッシュアップ・セミナー、学問への誘いを除く)	1~40	2	総合科目 (フレッシュアップ・セミナー、学問への誘いを除く)	1~40	2	1	1	1	1	1	1	0
			次の授業科目から5単位履修すること。 福祉障害と心理 職業障害と心理 運動障害と心理 健康障害と心理 知的・発達障害と心理 相談援助の基礎と専門職 相談援助の基礎と専門職 II 相談援助の理論と方法 I 相談援助の理論と方法 II	5	心理学概論	2	人間学群コアカリキュラムの授業科目	0~39	総合科目 (フレッシュアップ・セミナー、学問への誘いを除く)	1~40	2	総合科目 (フレッシュアップ・セミナー、学問への誘いを除く)	1~40	2	1	1	1	1	1	1	0	124
					障害科学実践入門	2	人間学群コアカリキュラムの授業科目	0~39	総合科目 (フレッシュアップ・セミナー、学問への誘いを除く)	1~40	2	総合科目 (フレッシュアップ・セミナー、学問への誘いを除く)	1~40	2	1	1	1	1	1	1	0	124
					障害原理論 I	2	人間学群コアカリキュラムの授業科目	0~39	総合科目 (フレッシュアップ・セミナー、学問への誘いを除く)	1~40	2	総合科目 (フレッシュアップ・セミナー、学問への誘いを除く)	1~40	2	1	1	1	1	1	1	0	124
					障害者福祉論 I	1	人間学群コアカリキュラムの授業科目	0~39	総合科目 (フレッシュアップ・セミナー、学問への誘いを除く)	1~40	2	総合科目 (フレッシュアップ・セミナー、学問への誘いを除く)	1~40	2	1	1	1	1	1	1	0	124
					障害者福祉論 II	1	人間学群コアカリキュラムの授業科目	0~39	総合科目 (フレッシュアップ・セミナー、学問への誘いを除く)	1~40	2	総合科目 (フレッシュアップ・セミナー、学問への誘いを除く)	1~40	2	1	1	1	1	1	1	0	124
					障害科学セミナー	1	人間学群コアカリキュラムの授業科目	0~39	総合科目 (フレッシュアップ・セミナー、学問への誘いを除く)	1~40	2	総合科目 (フレッシュアップ・セミナー、学問への誘いを除く)	1~40	2	1	1	1	1	1	1	0	124
					障害者教育基礎理論 I	1	人間学群コアカリキュラムの授業科目	0~39	総合科目 (フレッシュアップ・セミナー、学問への誘いを除く)	1~40	2	総合科目 (フレッシュアップ・セミナー、学問への誘いを除く)	1~40	2	1	1	1	1	1	1	0	124
					障害者教育基礎理論 II	1	人間学群コアカリキュラムの授業科目	0~39	総合科目 (フレッシュアップ・セミナー、学問への誘いを除く)	1~40	2	総合科目 (フレッシュアップ・セミナー、学問への誘いを除く)	1~40	2	1	1	1	1	1	1	0	124
					心理学統計法 II	2	人間学群コアカリキュラムの授業科目	0~39	総合科目 (フレッシュアップ・セミナー、学問への誘いを除く)	1~40	2	総合科目 (フレッシュアップ・セミナー、学問への誘いを除く)	1~40	2	1	1	1	1	1	1	0	124
					障害科学研究法入門	2	人間学群コアカリキュラムの授業科目	0~39	総合科目 (フレッシュアップ・セミナー、学問への誘いを除く)	1~40	2	総合科目 (フレッシュアップ・セミナー、学問への誘いを除く)	1~40	2	1	1	1	1	1	1	0	124
					障害科学研究法実習	1	人間学群コアカリキュラムの授業科目	0~39	総合科目 (フレッシュアップ・セミナー、学問への誘いを除く)	1~40	2	総合科目 (フレッシュアップ・セミナー、学問への誘いを除く)	1~40	2	1	1	1	1	1	1	0	124
					Current Topics in Disability Sciences	1	人間学群コアカリキュラムの授業科目	0~39	総合科目 (フレッシュアップ・セミナー、学問への誘いを除く)	1~40	2	総合科目 (フレッシュアップ・セミナー、学問への誘いを除く)	1~40	2	1	1	1	1	1	1	0	124
					単位合計	6		33~72			24				15	0	0	0	0	0	0	124

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の単位数を表す。
 2. 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。
 3. 各科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを表す。
 4. 「総合科目」、「体育」、「第1外国語」、「第2外国語」、「情報」、「国語」及び「芸術」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものうちから履修する。
 5. 留学生及び外国において中等教育を受けた学生は、「第1外国語」を「日本語」とすることが出来る。

(4) 生命環境学群履修細則

平成19年4月12日
生命環境学群部局細則第3号

改正 平成20年生命環境学群部局細則第1号
平成21年生命環境学群部局細則第1号
平成22年生命環境学群部局細則第1号
平成23年生命環境学群部局細則第1号
平成24年生命環境学群部局細則第1号
平成25年生命環境学群部局細則第1号
平成25年生命環境学群部局細則第2号
平成26年生命環境学群部局細則第1号
平成26年生命環境学群部局細則第2号
平成27年生命環境学群部局細則第1号
平成27年生命環境学群部局細則第2号
平成28年生命環境学群部局細則第1号
平成28年生命環境学群部局細則第2号
平成29年生命環境学群部局細則第1号
平成29年生命環境学群部局細則第2号
平成30年生命環境学群部局細則第1号
平成30年生命環境学群部局細則第2号
平成31年生命環境学群部局細則第1号

生命環境学群履修細則

(趣旨)

第1条 この部局細則は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第1条の2第1項、第25条、第28条、第31条、第33条、第35条第3項、第39条及び第40条の規定に基づき、生命環境学群における人材養成に関する目的その他教育研究上の目的（次条において「人材養成目的」という。）、教育課程の編成及びその履修に関し必要な事項等を定めるものとする。

(人材養成目的)

第1条の2 学群学則第1条の2第1項に基づき、学群の人材養成目的は、人間を含む多様な生物の生命現象、それを支える地球環境、さらには生物資源の保全や持続的活用の方法を総合的に理解し、豊かな人間性と問題発見・解決能力を有する、国際的な視野に立って活躍できる未来創造型の人材を育成する。

2 各学類の人材養成目的は、次の表のとおりとする。

学 類	人材の養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的
生 物 学 類	生物世界のシステム、生体機能のメカニズム、生命現象の本質、生物学の研究方法及び先端研究の意義を理解し、生物と関わる幅広い学問分野でグローバルに活躍する研究者、教育者、技術者、企業人など、先端科学と社会の接点となる人材を育成する。
生物資源学類	人類の生存、安全で豊かな生活の基本である生物資源に関する総合的な知識を有し、地域的かつ地球的視野をもって、我が国及び世界の食料の確保、環境と調和した生物資源の開発・保全と持続的利用に貢献できる人材を育成する。
地 球 学 類	地球の誕生から現在に至る地球の進化、大気圏・水圏・岩石圏で起こる様々な現象とそのプロセス、そして地球環境を舞台に展開される人間活動についての総合的な知識と思考力を有する、社会の諸分野で国際的な視野に立って活躍できる人材を養成する。

(主専攻分野)

第2条 学群学則第25条に規定する主専攻分野は、次の表のとおりとする。

学 類	主 専 攻 分 野
生 物 学 類	生物学
生物資源学類	生物資源科学、農学
地 球 学 類	地球環境学、地球進化学

2 前項に定めるもののほか、各学類に生命環境学際主専攻をおくものとする。

(履修方法等)

第3条 学群学則第39条第1項に規定する生命環境学群における主専攻分野別の「専門科目」、「専門基礎科目」及び「基礎科目」ごとの卒業に必要な履修科目及び修得単位数は、別表第1のとおりとする。ただし、各学類の生命環境学際主専攻にあつては、別表第2のとおりとする。

2 地球学類において、学生が前条第1項の主専攻分野を選択するにあつて、あらかじめ、履修すべき授業科目及び単位数は、別表第3のとおりとする。

(副専攻)

第4条 学群長は、第2条の主専攻分野について、教育上有益と認めるときは、当該学類の他の主専攻分野の一つを副専攻として学生に履修させることができる。

2 地球学類における副専攻の認定条件等は、別表第4のとおりとする。

(履修科目の登録の上限)

第5条 学群学則第33条第1項に規定する履修科目の登録の上限は、45単位とする。

2 前項の場合において、教職に関する科目、博物館に関する科目及び夏季・冬季・春季休業期間中に行われる集中授業を除くものとする。

3 学群学則第33条第2項に規定する上限を超えて履修科目の登録を認めることができる場合の要件及び単位数は、次の表のとおりとする。

学 類	要 件	単位数
生 物 学 類	(1) 前年度において、卒業要件として修得すべき単位を40単位(9月及び10月に入学した者の1年次にあつては20単位)以上を修得し、かつ、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A・B」の割合が70%以上であること。 (2) 1年次にあつては、学類長が特別な事情があると認めた者	55単位
生物資源学類	(1) 前年度において、卒業要件として修得すべき単位を40単位(9月及び10月に入学した者の1年次にあつては22単位)以上を修得し、かつ、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A」の割合が80%以上であること。 (2) 学類長が特別な事情があると認めた者	55単位
地 球 学 類	(1) 前年度において、卒業要件として修得すべき単位を40単位(9月及び10月に入学した者の1年次にあつては20単位)以上を修得し、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A」の割合が	55単位

	60%以上であること。 (2) 学類長が特別な事情があると認めた者	
--	--------------------------------------	--

(成績の評語)

第6条 学群学則第35条第3項に規定するP又はFの評語を用いることができる授業科目は、「フレッシュマン・セミナー」、「Japan-Expert フレッシュマン・セミナー」並びに生物学類開設のインターンシップ科目、「クラスセミナー」、生物資源学類開設の「生物資源科学実習」、「生物資源科学演習」、「生物資源フィールド学実習」、「国際農業研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「農林生物学コース専門演習」、「食と緑の農林生物学インターンシップ」、「応用生命化学コース専門演習Ⅰ・Ⅱ」、「森林流域工学実習」、「自然地域計画実習」、「食と緑の環境工学インターンシップ」、「生物機械工学実習」、「生物資源科学情報処理実習」、「測量学実習」、「社会経済学コース演習」、「Japan-Expert アグロノミストインターンシップ」及び地球学類開設の「地球学セミナー」、「地球学基礎セミナーA」、「地球学基礎セミナーB」とする。

2 GPA制度における学群の学期GPA及び累積GPAの対象から除かれる科目は、次の表のとおりとする。

学 類	学期GPA及び累積GPA対象除外科目
生 物 学 類	除外科目を指定しない
生物資源学類	基礎科目の関連科目
地 球 学 類	基礎科目の関連科目

(早期卒業)

第7条 学群学則第40条に規定する早期卒業の対象者及び卒業判定基準は、次の表のとおりとする。

学 類	対 象 者	卒業判定基準
生 物 学 類	(1) 2年次終了時までには卒業の要件として必要な単位数を95単位以上修得し、かつ、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A・B」の割合が90%以上であること。 さらに3年次から卒業研究を履修し、3年次終了時に卒業要件のすべてを満たすことが見込まれること。 (2) 9月及び10月に入学した者にあつては、3年次の秋学期終了時までには卒業の要件として必要な単位数を100単位以上修得し、かつ、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A・B」の割合が60%以上であること及び卒業研究を履修し、4年次の秋学期終了時に卒業要件をすべて満たすことが見込まれること。	(1) 学類の卒業要件を満たしていること。 (2) 卒業研究の内容が優秀と認められること。
生物資源学類	(1) 2年次終了時までには、卒業の要件として必要な単位数を90単位以上修得し、かつ、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A」の割	学類の卒業要件を満たしていること。

	<p>合が90%以上であること。</p> <p>(2) 9月及び10月に入学した者にあつては、次のいずれかに該当すること。</p> <p>① 2年次の春学期終了時までには卒業の要件として必要な単位数を90単位以上修得し、かつ、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A」の割合が90%以上であること。</p> <p>② 3年次の秋学期終了時までには卒業の要件として必要な単位数を90単位以上修得し、かつ、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A」の割合が50%以上であること。</p>	
地球学類	<p>(1) 2年次終了時までには卒業の要件として必要な単位数を95単位以上修得し、かつ、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A」の割合が90%以上であること。</p> <p>さらに3年次から卒業研究を履修し、3年次終了時に卒業要件のすべてを満たすことが見込まれること。</p> <p>(2) 9月及び10月に入学した者にあつては、3年次の秋学期終了時までには卒業の要件として必要な単位数を100単位以上修得し、かつ、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A」の割合が50%以上であること及び卒業研究を履修し、4年次の秋学期終了時に卒業要件をすべて満たすことが見込まれること。</p>	<p>(1) 学類の卒業要件を満たしていること。</p> <p>(2) 卒業研究の内容が特に優秀と認められること。</p>

(雑則)

第8条 この部局細則に規定するもののほか、主専攻分野の選択時期、早期卒業の申請時期、卒業研究の選択及び提出時期その他学類における授業科目の履修に関し必要な事項は、学類教育会議の議を経て、学類長が定め、学内に公示するものとする。

附 則

この部局細則は、平成19年4月12日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (平20. 1. 24生命環境学群部局細則1号)

- 1 この部局細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則 (平21. 1. 22生命環境学群部局細則1号)

- 1 この部局細則は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平22. 1. 28生命環境学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平23. 3. 10生命環境学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平24. 3. 8生命環境学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平25. 2. 22生命環境学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平25. 6. 27生命環境学群部局細則2号）

- 1 この部局細則は、平成25年6月27日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この部局細則の適用前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平26. 3. 7生命環境学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平26. 12. 18生命環境学群部局細則2号）

- 1 この部局細則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平27. 6. 25生命環境学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成27年9月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平27. 12. 17生命環境学群部局細則2号）

- 1 この部局細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平28. 8. 22生命環境学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 28. 10. 27 生命環境学群部局細則 2 号）

- 1 この部局細則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日より適用する。
- 2 この部局細則の施行前に生命環境学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、改正後の筑波大学生命環境学群履修細則第 7 条の規定を除き、なお従前の例による。

附 則（平 29. 1. 27 生命環境学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 29. 12. 21 生命環境学群部局細則 2 号）

- 1 この部局細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 30. 6. 28 生命環境学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 30. 12. 20 生命環境学群部局細則 2 号）

- 1 この部局細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 31. 2. 28 生命環境学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

別表第1 (第3条関係)
(生物学類)

主専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数				基礎科目(共通科目・関連科目)				計				
	必修科目	選択科目	単位数	自由科目	必修科目	選択科目	単位数	自由科目	必修科目	選択科目	単位数	自由科目	合計
生物学	専門語学(英語)BI 1	科目番号がEB1からEB99で始まる科目 1	40～62	-	1	分子細胞生物学概論 Introduction to Biology I Technical English IS,IF	1*	-	2	総合科目(フロンティア・セミナー、学期への課外を 含む) 2	18～40	-	-
	専門語学(英語)BII 1	生物物理学 1			1	遺伝学概論	0～3*			外国語必修科目として修得した言語ならびに母語と 同等程度に習熟している言語を除く。物理学に関す る科目、教職に関する科目(現代教育と基礎理論、教 育実務論、教育心理学の各科目)、教育指導法 (理科)に関する科目に係る	2～4*		
	専門語学(英語)BIII 1	動物生理学概論 1			1	生態学概論				外国語必修科目として修得した言語ならびに母語と 同等程度に習熟している言語を除く。物理学に関す る科目、教職に関する科目(現代教育と基礎理論、教 育実務論、教育心理学の各科目)、教育指導法 (理科)に関する科目に係る	0～22		
	科学コミュニケーションI 1	植物生理学概論 1			1	動物生理学概論				数学リテラシー1,2,3 科目番号がEC12, EB1, FA, FB, FC, FE, FF, FG, G, HB, HEで始まる科目(EA, EBと共通開設のもの、専 門科目または専門基礎科目として指定されているもの ならびに学部長が指定するものを除く)その他、学 部長が「関連科目A」として特に指定するもの	9～31		
	科学コミュニケーションII 1	基礎生物学実験 2			2	基礎生物学実験				情報			
	専門語学(英語)DI 1	専門語学(英語)AI 1			1	専門語学(英語)AI							
	専門語学(英語)DII 1	専門語学(英語)AII 1			1	専門語学(英語)AII							
	生物学演習 1	クラスセミナー 1			1	クラスセミナー							
	生物学研究 6				6								
	卒業研究 6				6								
	論文作成(フロンティア セッション) 1				1								
生物工学	専門語学(英語)BI 1	所属するコースに 対して指定され た科目 8～54			1	所属するコースに 対して指定され た科目以外の科目 8～54							
	専門語学(英語)BII 1				1								
	専門語学(英語)BIII 1				1								
	科学コミュニケーションI 1				1								
	科学コミュニケーションII 1				1								
	専門語学(英語)DI 1				1								
	専門語学(英語)DII 1				1								
	専門語学(英語)DIII 1				1								
	生物学演習 1				1								
	生物学研究 6				6								
	卒業研究 6				6								
	論文作成(フロンティア セッション) 1				1								
単位合計			22	40～62	0*	11	1～4*	0*	10		18～40	0*	124

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な単位数を指す。但し、「※」を付した値は当該区分の上限単位数である。
2. 同一の授業科目を重複して、他の科目間の授業科目とすること又は同一の科目間の他の授業科目とすることはできない。
3. 「基礎生物学実験」「卒業研究」及び必修の「総合科目」の履修は指定された方法によること。「体育」及び選択の「総合科目」は、それぞれ当該授業科目として開設されているものうちから履修すること。
4. 必修の外国語は英語を原則とし、特に認められた場合に限り初修外国語または日本語により修得できる。

5. 専門科目の選択科目として、EB15からEB99の科目より実習科目1科目を含む実験・実習科目4科目以上を履修すること。生物学公開講座実習科目を履修して修得した単位は、1科目を限度として卒業に必要な単位として認める。
6. 学専学則第31条に定める卒業論文、卒業研究などの授業科目には、卒業論文、卒業研究の他、生物学演習、専門語学B111、専門語学D1、D11、D111を含む。

主専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数																						
	専門科目			専門基礎科目			基礎科目				関連科目		計										
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	必修科目	単位数	自由科目	単位数					
生物資源科学	専門語学Ⅰ	2	EC2で始まる授業科目(基礎科目)10~18単位を修得すること。また、実験・実習・演習科目を3単位以上を修得すること。)	21	1	生物資源科学実習	1	生物資源科学実習	3~4	総合科目(フレッシュアップ・セミナー、学問への誘い)	2	総合科目(フレッシュアップ・セミナー、学問への誘い)	1~3	総合科目(フレッシュアップ・セミナー、学問への誘い)	2	総合科目(フレッシュアップ・セミナー、学問への誘い)	1~3	総合科目(フレッシュアップ・セミナー、学問への誘い)	1~3				
	専門語学Ⅱ (履修条件基礎科目、専門基礎科目、専門科目を合わせて50単位以上を修得していること。)	2		2	2	生物資源科学演習	2	生物資源科学演習	3~4	総合科目(フレッシュアップ・セミナー、学問への誘い)	2	総合科目(フレッシュアップ・セミナー、学問への誘い)	1~3	総合科目(フレッシュアップ・セミナー、学問への誘い)	2	総合科目(フレッシュアップ・セミナー、学問への誘い)	1~3	総合科目(フレッシュアップ・セミナー、学問への誘い)	1~3				
卒業研究 (履修条件専門基礎科目と選択科目、2年次の専門科目の必修科目と選択科目のうちから30単位以上を修得していること。)		6	EC3で始まる授業科目の中から所属するコースの授業科目を選択し、16単位以上を修得すること。)	16		卒業研究	16	卒業研究	14~21	総合科目(フレッシュアップ・セミナー、学問への誘い)	1	総合科目(フレッシュアップ・セミナー、学問への誘い)	1~3	総合科目(フレッシュアップ・セミナー、学問への誘い)	1	総合科目(フレッシュアップ・セミナー、学問への誘い)	1~3	総合科目(フレッシュアップ・セミナー、学問への誘い)	1~3				
単位合計		10		53~62	0		3		17~25		14		1~9		0		1~9		0	27	97	0	124

(注)1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の単位数を表す。
 2. 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。
 3. この表の各科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを表す。
 4. 「総合科目」、「体育」、「第1外国語」、「情報」、「国語」及び「芸術」は、それぞれ当該授業科目として開設されているものうちから履修する。
 5. 教職に関する科目は、農業科教育法概論、技術科教育法概論、及び理科教育概論について4単位以内とし、現代教育と教育理念、教育史概説、こころの発達、学習の心理及び道徳教育と合わせて6単位を限度とする。博物館学に関する科目については、関連科目の選択科目に卒業に必要な単位として認める。
 6. 編入学又は転入学を許可された者及び入学前又は入学後に他大学等に於いて授業科目を履修し、又は学修を行った者で、他大学等に於いて「総合科目」に相当する科目を履修したものに係る当該授業科目の卒業に必要な修得単位数は1単位(フレッシュマンセミナー、学問への誘いを除く)とする。
 7. 留学生及び外国において中等教育を受けた学生は、「第1外国語」を4単位まで日本語とすることができ、留學生及び外国において中等教育を受けた学生は「第1外国語」を4単位まで日本語とすることができる。

(生物資源学類) Japan-Expert(学士)プログラムアグロノミスト養成コース

専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数																	
	専門科目			専門基礎科目			基礎科目			関連科目								
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	単位数	選択科目	単位数			
																単位数	自由科目	必修科目
農学	専門語学Ⅰ	2	EC2で始まる授業科目(実験・実習・演習科目を3単位以上を修得すること。)	1	Japan-Expert総論	1	生物資源の開発・生産と持続利用	3~4	総合科目(フレッシマン・セミナー、学問へのいざない及びJapan-Expertフレッシユーマン・セミナーを含む)	3	1~3	-	-	Japan-Expert共通科目として指定した下記の授業科目の中から選択する。 看護生命倫理 共生のための日本語教育 共生のための社会言語学 共生のための歴史学 言語の科学 芸術(書A・B・C)	1			
	専門語学Ⅱ (履修条件基礎科目、専門科目を含む上で50単位以上を修得していること。)	2	EC3で始まる授業科目(実験・実習・演習科目を6単位以上を修得すること。)	1	生物資源科 生物学実習	2	生物資源と環境 生物資源学にみる食品科学・技術の最前線		体育	3	0~1	-	-	次のコードで始まる授業科目以外 EA EC EB EE EG EZA BB FF FH 1 2 3 4 6 ただし、教職に関する科目及び博物館に関する科目については、注5に掲げる授業科目とする。				
農学	Japan-Expert アグロノミスト インターンシップ	2	EC3で始まる授業科目(実験・実習・演習科目を6単位以上を修得すること。)	16	化学Ⅰ・Ⅱ 物理学Ⅰ・Ⅱ 基礎数学Ⅰ・Ⅱ 経済学Ⅰ・Ⅱ 統計学入門 生物資源フイールド実習 生物学実験 化学実験 物理学実験 地球学実験 数理科学演習 生物学序説 遺伝学概論 分子細胞生物学概論 系統分類・進化学概論 動物生理学概論 植物生理学概論 地球環境学Ⅰ・Ⅱ 地球進化学Ⅰ・Ⅱ 社会学の最前線 法学の最前線 政治学の最前線 経済学の最前線	14~21	情報 国語Ⅰ	4 1	0~1 0~4	0~1 0~4	0~1 0~4	0~1 0~4	0~1 0~4	0~1 0~4	0~1 0~4	0~1 0~4	0~1 0~4	
	卒業研究 (履修条件専門基礎科目と必修科目と選択科目、2年次の専門科目と選択科目の中の内、必修科目の中から30単位以上を修得していること。)	6	(1) EC2 (2) EC3 (3) EC4 (4) BB EG5, EG6 FF FH (専門基礎科目として指定している科目を除く)	16~25	4	30	17~25	30	1~9	1~9	0	0	0	0	0	0	0	0
単位合計	12	53~62	0	4	0	17~25	30	1~9	1~9	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	必修科目	46	93	0	139													

(注)1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の単位数を表す。
 2. 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。
 3. この表の各科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを表す。
 4. 「総合科目」、「体育」、「外国語」、「情報」及び「芸術」は、それぞれ当該授業科目として開設されているものうちから履修する。
 5. 教職に関する科目は、農業科教育法概論・技術科教育法概論及び理科教育概論について4単位以内とし、現代教育と教育理念、教育史概説、こころの発達、学習の心理及び道徳教育と合わせて6単位を限度とする。博物館学に関する科目については、関連科目の選択科目に卒業に必要な単位として認める。
 6. 「芸術(日本画実習)」「芸術(書A・B・C)」は、共通科目の「芸術」とはならない。

(地球学類)

主専攻分野	専門科目			専門基礎科目			基礎科目				科目		合計		
	単位		選択科目	単位		選択科目	単位		選択科目	単位		選択科目			
	必修	自由		必修	自由		必修	自由		必修	自由				
卒業研究 (履修条件 専門科目18単位 (演習に係る5の22 単位以上を含む) 化学100単位以 上を修得している こと。)	10	EE3	18~ 59	地球環境学1 地球環境学2 地球進化化学1 地球進化化学2 地球学実験 地球学専門英語A 地球学専門英語B	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	124		
地球学専門英語2A 地球学専門英語2B	1 1	地球統計学 地球情報学	40~68	地球基礎化学 地球統計学	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	31		
単位合計	12		40~68		7	18~46			12	1~26			6~34	93	124

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最小の単位数を表す。
2. 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。(同一内容を取り扱う日本語の授業科目と英語の授業科目を履修した場合を含む。)
3. 各科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを表す。
4. 「総合科目」、「体育」及び「第1外国語」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものうちから履修する。
5. この表に掲げる履修科目の他、他の学群及び学類の授業科目で地球学類長が地球科学関係分野の履修科目として認定したものについては、「専門科目」又は「専門基礎科目」として認める。
6. 留学生及び外国において中等教育を受けた学生は「第1外国語」を日本語とすることが出来る。

(地球学類)

主専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数										計			合計				
	専門科目				専門基礎科目				共通科目		基礎科目				関連科目			
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目		単位数	選択科目	単位数	自由科目
地球環境学	10	EE2	10~68	1	地球環境学1	1	1	18~46	1	総合科目 (フレッチャマン・セ ナシ-学問へ への誘い)	1~5	1	1	1	1	6~34	1	124
			68	2	地球環境学2	1	1		2	総合科目 (フレッチャマン・セ ナシ-学問へ への誘い)	0~25	1	1	1	1			
地球環境学			0~58	1	地球進化学1	1	1		2	総合科目 (フレッチャマン・セ ナシ-学問へ への誘い)	0~25	1	1	1	1			
				2	地球進化学2	1	1		2	総合科目 (フレッチャマン・セ ナシ-学問へ への誘い)	0~25	1	1	1	1			
地球学				1	地球学実験	1	1		2	総合科目 (フレッチャマン・セ ナシ-学問へ への誘い)	0~25	1	1	1	1			
				1	地球学専門英語A	1	1		2	総合科目 (フレッチャマン・セ ナシ-学問へ への誘い)	0~25	1	1	1	1			
地球学				1	地球学専門英語B	1	1		2	総合科目 (フレッチャマン・セ ナシ-学問へ への誘い)	0~25	1	1	1	1			
				1	地球学野外調査法	1	1		2	総合科目 (フレッチャマン・セ ナシ-学問へ への誘い)	0~25	1	1	1	1			
単位合計	12		40~68	7				18~46	12		1~26	1	1	1	6~34	1	31	124

別添第2 (第3条関係)

(生物学類)

主 攻 分 野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数										計						
	専門基礎科目					基礎科目(共通科目・関連科目)					単 位 数	自 由 選 択 科 目	必 修 科 目	自 由 選 択 科 目	合 計		
必 修 科 目	単 位 数	選 択 科 目	単 位 数	必 修 科 目	単 位 数	選 択 科 目	単 位 数	自 由 選 択 科 目	単 位 数	必 修 科 目	単 位 数	選 択 科 目	単 位 数	自 由 選 択 科 目	必 修 科 目	自 由 選 択 科 目	合 計
専門語学(英語)BI	1	科目番号がEB15からEB99で始まる科目	40～62	-	-	分子細胞生物学概論 Introduction to Biology I	1	-	2	総合科目(フレンジャー・セミナー、学期への課外)	1	総合科目(フレンジャー・セミナー、学期への課外)	18～40	-	-	-	-
専門語学(英語)BII	1	生物物理科学		系統分類・進化学概論	1	Technical English IS,IF	1	0～3*	2	外国語	4	外国語(必修科目として修得した言語ならびに母語と同等程度に習熟している言語に関する科目、博物館に関する科目、現代教育と基礎理論、教育史概論、こころの発達、学習の心理、教科指導法(理科)に関する科目に限る)	2～4*				
専門語学(英語)BIII	1	科目番号がEC2(EC24を除く)、EC3(EC34を除く)、EE(EE21, EE5を除く)、EG5, EG6, EG9, FA, FC, FE, FF4, FE3, FG12, FG22, FC32, FGH, FG82, G, HB, HEで始まる科目のうちから学類が指定するもの		遺伝学概論	1	その他学類が専門基礎科目を選択して指定する科目	1		1	外国語	4	科目番号がEC12, EE1, FA, FB, FC, FE, FF, FG, G, HB, HEで始まる科目(EA, EBと共通開設のもの、専門科目または専門基礎科目として指定されているもの)ならびに学類長が指定するもの(免除)	0～22				
科学コミュニケーションI	1	その他学類長が専門科目選択として特		動物生理学概論	1		1		1	外国語	4	科目番号がEC12, EE1, FA, FB, FC, FE, FF, FG, G, HB, HEで始まる科目(EA, EBと共通開設のもの、専門科目または専門基礎科目として指定されているもの)ならびに学類長が指定するもの(免除)	9～31				
科学コミュニケーションII	1	に指定する科目		植物生理学概論	1		1		1	外国語	4	科目番号がEC12, EE1, FA, FB, FC, FE, FF, FG, G, HB, HEで始まる科目(EA, EBと共通開設のもの、専門科目または専門基礎科目として指定されているもの)ならびに学類長が指定するもの(免除)	9～31				
専門語学(英語)DI	1			基礎生物学実験	3		3		1	外国語	4	科目番号がEC12, EE1, FA, FB, FC, FE, FF, FG, G, HB, HEで始まる科目(EA, EBと共通開設のもの、専門科目または専門基礎科目として指定されているもの)ならびに学類長が指定するもの(免除)	9～31				
専門語学(英語)DII	1			専門語学(英語)AI	1		1		1	外国語	4	科目番号がEC12, EE1, FA, FB, FC, FE, FF, FG, G, HB, HEで始まる科目(EA, EBと共通開設のもの、専門科目または専門基礎科目として指定されているもの)ならびに学類長が指定するもの(免除)	9～31				
専門語学(英語)DIII	1			専門語学(英語)AII	1		1		1	外国語	4	科目番号がEC12, EE1, FA, FB, FC, FE, FF, FG, G, HB, HEで始まる科目(EA, EBと共通開設のもの、専門科目または専門基礎科目として指定されているもの)ならびに学類長が指定するもの(免除)	9～31				
生物学演習	6			専門語学(英語)AIII	1		1		1	外国語	4	科目番号がEC12, EE1, FA, FB, FC, FE, FF, FG, G, HB, HEで始まる科目(EA, EBと共通開設のもの、専門科目または専門基礎科目として指定されているもの)ならびに学類長が指定するもの(免除)	9～31				
生物学研究	6			クラスセミナー	1		1		1	外国語	4	科目番号がEC12, EE1, FA, FB, FC, FE, FF, FG, G, HB, HEで始まる科目(EA, EBと共通開設のもの、専門科目または専門基礎科目として指定されているもの)ならびに学類長が指定するもの(免除)	9～31				
卒業研究	6				1		1		1	外国語	4	科目番号がEC12, EE1, FA, FB, FC, FE, FF, FG, G, HB, HEで始まる科目(EA, EBと共通開設のもの、専門科目または専門基礎科目として指定されているもの)ならびに学類長が指定するもの(免除)	9～31				
論文作成(プレゼンテーション)	1				1		1		1	外国語	4	科目番号がEC12, EE1, FA, FB, FC, FE, FF, FG, G, HB, HEで始まる科目(EA, EBと共通開設のもの、専門科目または専門基礎科目として指定されているもの)ならびに学類長が指定するもの(免除)	9～31				
単位合計	22		40～62	0*	11		10	1～4*	0*	10	18～40	0*	43	81	0*	124	

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な数値を表す。

2. 同一の履修科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。

3. 「基礎生物学実験」「卒業研究」及び必修の「総合科目」の履修は指定された方法によること。「体育」及び選択の「総合科目」は、それぞれ当該授業科目として開設されているものうちから履修すること。

4. 必修の外国語は日本語を原則とし、特に認められた場合に限り初級外国語または英語により修得できる。

5. 専門科目の選択科目として、EB15からEB99の科目より必修科目1科目を含む実験・実習科目4科目以上を履修すること。生物学公

開講座実習科目を履修して修得した単位は、1科目を単位として卒業に必要な単位として認める。生物学公

6. 卒業規則第31条に定める卒業論文、卒業研究などの授業科目には、卒業研究などの授業科目には、生物学演習、専門語学BIII、専門語学D1, D11, D111を含む。

(生物資源学類)

主専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数										基礎科目			関連科目			計								
	専門科目					専門基礎科目					共通科目					必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	自由科目	単位数
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	区	必修科目	単位数		必修科目										
													必修科目	選択科目											
生命環境学際	研究演習 I	1.5	EG6の科目	25	—	専門語学IS	1.5	EG02, 2, 5, 7, 8, EB11751, EB11351, EB1151, BE21861の科目	22	—	総合科目I (フレキシブルメニューを含む)	2	2	総合科目I	—	次のコードで始まる授業科目以外 EA, EC, BB, EB, EE, EG, EZA, FF, FH, 1, 2, 4, BE21861, BE22231 (注) 5	10~18	—	—	—	35	89	0	124	
	研究演習 II	1.5				専門語学IF	1.5			総合科目II (但し生物資源学類開設の異分野専門的科目を除く)	5	5	総合科目II	—											
	卒業研究 I	3				専門語学IIS	1.5			科目群A	2~3														
	卒業研究 II	3				専門語学IIF	1.5			科目群B	2~3														
	論文作成・プレゼンテーション	1	EC3, 9の科目 次のコードで始まる授業科目 EC2, EC3, EC4, BB, EB, EE, FF, FH, BE22231 ただし、EG4, 5, 6の同じ授業内容の科目、専門基礎科目として指定した科目を除く	20						科目群C	0~1			総合科目III	1										
	単位合計	10		45	0		6		22			19	4~12		0	10~18	0	35	89	0	124				

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の数値を表す。

2. 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。

3. この表の各科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを表す。

4. 「総合科目」、「体育」及び「芸術」は、それぞれ当該授業科目として開設されているものうちから履修する。

5. 共通科目及び関連科目の選択科目の単位数は、それぞれこの表に掲げる数の範囲内で、かつ、それらの合計が22単位以上であることが必要である。ただし、BE21861とBE22231はそれぞれは専門基礎科目と専門科目の選択科目に指定する。EB11851とEB11651の内、いずれか1科目は総合科目IIにあてられる。別の科目は専門科目の選択科目にあてられる。

6. 「第1外国語」は日本語とする。

7. 学群学則第31条に定める卒業論文、卒業研究などの授業科目には、卒業研究の他、研究演習を含む。

8. 第1外国語と母国語を除く。

(地球学類)

主専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数												計			合計											
	専門科目						基礎科目						共通科目				関連科目										
	専門基礎科目						基礎科目						共通科目				関連科目										
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目		単位数	自由科目	単位数								
研究演習A,B	3	地球環境学野外実験 I, II, III, IV, V, VI	6	EG3, 6, 9	22	専門語学IS	1.5	EG02, 8	8	EG2, 5, 8	10	総合科目 I	2	総合科目 I, II, III	0	総合科目 I, II, III	0	0~23	43	28	53	124					
地球学演習A,B (履修条件: EG9の7単位を含む50単位以上を修得していること)	3	地球先進化学野外実験 A, B, C, D, E, F, G		EE2, 3, 4	43	専門語学IF	1.5	EB11151 EB11351 EB11651 EB11751 EB11851	5	専門基礎科目の選択科目のうちから、選択科目として履修する以外の授業科目	31	総合科目 II (ただし、地球学類開設の異分野的科目等を除く)		総合科目 II		総合科目 II		EA, EE, EG以外(共通科目を除く)									
卒業研究A,B (履修条件: 専門科目18単位(演習に係るもの3単位を含む)を含む100単位以上を修得していること。 「研究演習A,B」と共に履修すること)	6	EG9	11	専門科目のうちから、選択科目として履修する以外の授業科目		専門語学IIS	1.5		1	EE1		科目群A 2~3 科目群B 2~3 科目群C 0~1		総合科目 III		その他の学類長が指定する科目											
論文作成・プレゼンテーション	1					地球環境学入門	1					総合科目 III	1	第1外国語													
						地球学基礎実験	1					第1外国語	4														
						地球学フレッツ シュマン・セミニナー I	1					情報	4														
						地球学フレッツ シュマン・セミニナー II	0.5					体育	2														
												芸術	1														
単位合計	13		20		22		11		8		10		19		0				0	0	0	0	0	0	0	0	

(注)

- この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の数値を表す。
- 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはない。
- この表の各科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目群を表す。
- 「総合科目」、「体育」及び「芸術」は、それぞれ当該授業科目として開設されているものうちから履修する。
- 「第1外国語」は原則として日本語とする。
- 学群学則第31条に定める卒業論文、卒業研究などの授業科目には、卒業研究の他、研究演習を含む。

別表第3 (第3条第2項関係)

学 類	主専攻分野の選択条件として履修すべき指定科目及び単位数																	
	専 門 科 目				専 門 基 礎 科 目				基 礎 科 目				関 連 科 目					
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	自由科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数
地球環境学																		
地球学類	60単位(専門科目及び専門基礎科目(原則として地球環境学1,2,地球学実験を含む)の30単位を含む。)																	
	60単位(専門科目及び専門基礎科目(原則として地球環境学1,2,地球学実験を含む)の30単位を含む。)																	

(注)

1. この表に掲げる単位数は、主専攻分野の選択に必要な最少の数値を表す。
2. 地球学類の主専攻分野は、2年次終了時に振り分けを行う。ただし、進級後も本人の希望によっては、主専攻分野の変更を許可することがある。

別表第4（第4条の2関係）

副専攻 主専攻	地球環境学	地球進化学	生命環境学際
地球環境学		EE3 から 23 単位 以上	EG3,6,9 から 23 単位 以上
地球進化学	EE2 から 23 単位 以上		EG3,6,9 から 23 単位 以上
生命環境学際	EE2 から 23 単位 以上	EE3 から 23 単位 以上	

(注)

1. 上記に定める単位数を卒業までに修得すること。ただし、上記に定める単位数の内、少なくとも 9 単位は、各主専攻で卒業に必要な修得単位数の他に修得すること。
2. 上記表中の EE2 は地球環境学主専攻の専門科目、EE3 は地球進化学主専攻の専門科目、EG3 は生命環境学際主専攻の専門科目（生物学類開設）、EG6 は生命環境学際主専攻の専門科目（生物資源学類開設）、EG9 は生命環境学際主専攻の専門科目（地球学類開設）を示す。
3. 申請条件、申請方法、認定等の詳細は、学類において別途公示する。

(5) 理工学群履修細則

〔平成19年4月25日〕
理工学群部局細則第3号

改正 平成20年理工学群部局細則第1号
改正 平成21年理工学群部局細則第1号
改正 平成21年理工学群部局細則第2号
改正 平成22年理工学群部局細則第1号
改正 平成23年理工学群部局細則第1号
改正 平成24年理工学群部局細則第1号
改正 平成25年理工学群部局細則第1号
改正 平成25年理工学群部局細則第2号
改正 平成26年理工学群部局細則第1号
改正 平成27年理工学群部局細則第1号
改正 平成28年理工学群部局細則第1号
改正 平成29年理工学群部局細則第1号
改正 平成30年理工学群部局細則第1号
改正 平成30年理工学群部局細則第3号
改正 平成31年理工学群部局細則第1号

筑波大学理工学群履修細則

(趣旨)

第1条 この部局細則は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）

第1条の2第1項、第25条、第25条の2、第28条、第31条、第33条、第35条第3項、第39条及び第40条並びに筑波大学GPA制度に係わる実施要項（平成24年度第4回学群教育会議決定。以下、「実施要項」という。）第4条の規定に基づき、理工学群における人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的（以下「人材養成目的」という。）並びに教育課程の編成及びその履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(人材養成目的)

第1条の2 学群学則第1条の2第1項の部局細則で定める理工学群の人材養成目的は、次のとおりとする。

持続可能な社会に必要な幅広い教養、科学・技術の基礎から応用に至る専門性、柔軟な思考、知的創造及び問題発見・解決の能力を修得し、広い視野及び豊かな人間性を持ち、チームで仕事をするための協働能力を備え、国際社会に貢献できるグローバル人材を養成する。

2 学群学則第1条の2第1項の部局細則で定める理工学群に置かれる学類の人材養成目的は、次のとおりとする。

学 類	人材養成目的
数学類	純粋数学から応用数学まで現代数学の基礎について幅広い知識を習得することにより、高度な論理性を身につけると同時に、問題を分析しその構造を読み取って解決するという数学的思考能力を身につけた、社会の様々な分野でグローバルに活躍できる人材を養成する。
物理学類	多様に発展する現代物理学について、しっかりとした基礎及び高度な専門的知識を備え、かつ、真理を探求する過程を通して育んだ柔軟な思考力及び物事の本質を洞察し問題を根本から解決する力を持ち、それぞれの能力を生かして社会の様々な分野で活躍できる人材を養成する。
化学類	自然界における普遍的な法則及び未知物質・未知現象の探求、機能性物質の創製及び材料開発、環境問題及びエネルギー問題の解決、生命現象の分子レベルでの解明等に対する意欲を持つことができる十分な基礎的化学知識を持ち、これらの知識と理解に裏打ちされた柔軟な思考力及び国際的に活躍できる能力を有する人材を養成する。
応用理工学類	われわれの社会を維持・発展させ続けるために必要な最先端工学の基盤となる科学・技術を原理から理解し、さらに発展させることができる、創造力豊かな技術者・研究者を養成する。
工学システム学類	安心で安全であり、快適で豊か、かつ持続可能な人間生活を工学面から支え牽引できる人材、すなわち、1. 広い分野に応用できる基礎能力、2. 広い視野を持った仕事の遂行能力、3. 社会人・職業人としての人間基本力を身につけた技術者・研究者を養成する。
社会工学類	人間行動が複雑に絡み合う社会的諸問題を工学的・実践的・戦略的に分析するために必要な文理融合型思考能力を持ち、総合的な問題解決のためのシステムを設計できる人材を養成する。

(主専攻分野)

第2条 学群学則第25条の部局細則で定める主専攻分野は、次の表のとおりとする。

学 類	主 専 攻 分 野
数 学 類	数学
物 理 学 類	物理学
化 学 類	化学
応 用 理 工 学 類	応用物理、電子・量子工学、物性工学、物質・分子工学
工 学 シ ス テ ム 学 類	知的工学システム、機能工学システム、環境開発工学、エネルギー工学
社 会 工 学 類	社会経済システム、経営工学、都市計画

(総合理工学位プログラム)

第2条の2 理工学群に、応用理工学類及び工学システム学類を横断する学際カリキュラムとして、総合理工学位プログラムを置く。

- 2 総合理工学位プログラムの主専攻分野は、総合理工学とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、総合理工学位プログラムにおける人材養成目的並びに教育課程の編成及びその履修に関し必要な事項は、別に定める。

(履修方法)

第3条 学群学則第39条第1項の部局細則で定める理工学群における主専攻分野別の「専門科目」、「専門基礎科目」及び「基礎科目」ごとの卒業に必要な履修科目及び履修単位数は、別表第1のとおりとする。

(主専攻分野の選択条件)

第4条 学群長は、応用理工学類、工学システム学類及び社会工学類の学生の主専攻分野について、学生の希望を勘案し、入学した年次終了時以降に選考を行い、学類教育会議及び学群運営委員会の議を経て決定する。

- 2 学生が主専攻分野を選択するにあたって、あらかじめ、履修すべき授業科目（以下「指定科目」という。）及び単位数は、別表第2のとおりとする。
- 3 学群長は、教育上有益と認めるときは、当該学類の他の主専攻分野の一つを副専攻として学生に履修させることができる。

(履修科目の登録の上限)

第5条 学群学則第33条第1項の部局細則で定める履修科目の登録の上限は、45単位（教職に関する科目及び博物館に関する科目を除く。）とする。ただし、夏季・冬季・春季休業期間中に行われる集中講義を除くものとする。

- 2 学群学則第33条第2項の部局細則で定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる場合の要件及び単位数は、次のとおりとする。

学 類	要 件	単 位 数
数 学 類	(1) 前学期・前年度までに、修得すべき科目が80%以上履修済みであること。	60単位 (1年次にあっては55単位)
物理学類	(2) 前学期・前年度までにおいて、当該分野の専門科目の履修した科目の50%以上が「A」以上の評価であること。	
化学類	上記(1)と(2)の基準を勘案して、クラス担任が「優秀」と認定した学生	

学 類	要 件	単 位 数
応用理工学類	2年生以上については前年度において修得した卒業要件科目のうち、26単位以上が「A」以上であること。	55単位 (ただし、特に成績が優秀であると認められた者に対しては、学類長が個別に上限を緩和することができる。)
工学システム学類	前年度において卒業要件科目を40単位以上修得し、その80%以上が「A」以上という条件を勘案し、学類長が「特に優秀」と認めた者	55単位
社会工学類	前年度において、35単位以上の卒業要件科目を修得し、その科目数の80%以上が「A」以上であるもの	55単位

(主専攻分野以外の学際的な分野に係る履修方法等)

第6条 主専攻分野以外の分野で、学際的な分野を選択しようとする学生の取扱いについては、学類教育会議及び学群運営委員会の議を経て、学群長がその都度定める。

(成績の評価)

第7条 学群学則第35条第3項の部局細則で定める合格及び不合格の評語を用いることができる授業科目は、「フレッシュマン・セミナー」並びに物理学類開設の「物理学基礎セミナーⅠ・Ⅱ」、「クラスセミナーⅠ」、「課題探究実習セミナー1・2」及び「専門物理セミナー1・2」とする。

2 実施要項第4条第2項第3号の規定に基づき、学期GPA及び累積GPA対象科目から除外する授業科目として理工学群長が指定するものは、次の表のとおりとする。

学 類	学期GPA及び累積GPA対象除外科目
数 学 類	1. 数学類、物理学類、化学類、地球学類以外の学群学類開設科目 2. 数学及び情報に関する教科の指導法
物 理 学 類	除外科目を指定しない
化 学 類	1. 数学類、物理学類、化学類、地球学類以外の学群学類開設科目 2. 理科に関する教科の指導法
応 用 理 工 学 類	教職に関する科目及び博物館に関する科目
工学システム学類	除外科目を指定しない
社 会 工 学 類	除外科目を指定しない

(早期卒業)

第8条 学群学則第40条に規定する早期卒業の対象者及び基準は、次の表のとおりとする。

学 類	対 象 者	基 準
数 学 類 物 理 学 類 化 学 類	<p>2年次終了までに、卒業の要件として修得すべき単位を数学類および化学類では100単位以上、物理学類では95単位以上修得し、その90%以上が「A」以上の評価を得ているもの。</p> <p>ただし、秋学期入学者が6か月早く卒業することを希望する場合は、3年次秋学期終了までに、卒業の要件として修得すべき単位を、数学類では100単位以上、物理学類では95単位以上、化学類では110単位以上修得し、その70%以上が「A」以上の評価を得ていること。</p>	<p>(1) 卒業の要件として修得すべき科目の80%以上を「A」以上の評価をもって修得していること。ただし、秋学期入学者にあつては、卒業の要件として修得すべき科目の70%以上を「A」以上の評価をもって修得していること。</p> <p>(2) 卒業研究の内容が特に優秀と認められること。</p>
応用理工学類	<p>2年次終了時において卒業要件科目を85単位以上修得し、専門科目、専門基礎科目について85%以上が「A」以上であるもので学類長が適切と認めたもの。学類は適宜、面接を行う。ただし、秋学期入学者で4年次秋学期卒業の場合、3年次終了時に通常の卒業研究着手条件を満たして優秀な成績で95単位以上を修得し、4年次秋学期末までに卒業要件を満たすことが見込まれる者。また、原則として3年進級時に卒業要件に必要な専門基礎科目の必修単位をすべて取得していること。</p>	<p>(1) 卒業要件として修得すべき単位の85%以上を「A」以上の評価をもって修得していること。</p> <p>(2) 専門科目及び専門基礎科目として修得すべき単位の85%以上を「A」以上の評価をもって修得していること。</p> <p>(3) 特別卒業研究を修得し、内容が特に優秀であると認められること。ただし、秋学期入学者で4年次秋学期卒業の場合は、4年次春学期から卒業研究を履修し、4年次秋学期までに優秀な成績で卒業要件を満たした者。</p>
工学システム学類	<p>2年次終了時において、卒業要件科目を85単位以上修得し、その90%以上が「A」以上又は成績が上位5%以内である者。さらに、学類長が次の項目を考慮して判断する。a) 修得科目に工学システム学類卒業としての一貫性があること。b) 特別卒業研究の履修計画が実現可能であること。ただし、秋学期入学者で4年次秋学期卒業の場合、卒業研究の履修条件を優秀な成績で修得し、4年次秋学期末までに卒業要件を満たすことが見込まれる者。</p>	<p>3年以上在学し特別卒業研究A及びBを履修（公開発表を含む。）し、卒業要件を満たした者。ただし、秋学期入学者で4年次秋学期卒業の場合は、3年次春学期から卒業研究を履修し、4年次秋学期までに優秀な成績で卒業要件を満たした者。</p>

社会工学類	<p>(1) 2年次終了時において、卒業要件科目の取得が85単位以上であり、その科目数の85%程度は「A」以上であること。ただし、秋学期入学者の場合、2年次秋学期末までに主専攻毎に定められた卒業研究着手要件を優秀な成績で満たしていること。</p> <p>(2) 上記(1)を満たした上で、早期卒業研究又は卒業研究の指導予定教員の了解を得ていること。</p>	<p>(1) 卒業研究以外の卒業要件を満たすこと。</p> <p>(2) 早期卒業研究を修得すること。ただし、秋学期入学者で早期卒業をする者は3年次春学期から春学期入学者の4年次と同じスケジュールで卒業研究を履修し、4年次秋学期末までに卒業要件を満たしたものの。</p>
-------	--	---

(雑則)

第9条 この部局細則に定めるもののほか、主専攻分野の選択時期、卒業研究の選択及び提出時期その他学類における授業科目の履修に関し必要な事項は、学類教育会議の議を経て、学類長が定め、学内に公示するものとする。

附 則

この部局細則は、平成19年4月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (平20. 2. 27理工学群部局細則1号)

- 1 この部局細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に理工学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則 (平21. 2. 18理工学群部局細則1号)

- 1 この部局細則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に理工学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則 (平21. 10. 28理工学群部局細則2号)

- 1 この部局細則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に理工学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則 (平22. 3. 5理工学群部局細則1号)

- 1 この部局細則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に理工学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 3 . 3 . 4 理工学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に理工学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 4 . 3 . 8 理工学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に理工学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 5 . 3 . 8 理工学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に理工学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 5 . 7 . 1 9 理工学群部局細則 2 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 5 年 7 月 1 9 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この部局細則による改正後の筑波大学理工学群履修細則第 7 条第 2 項の規定は、平成 2 5 年度入学者から適用する。

附 則（平 2 6 . 1 . 2 2 理工学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 6 年 1 月 2 2 日から施行し、平成 2 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この部局細則による改正後の筑波大学理工学群履修細則第 8 条の規定は、平成 2 5 年度入学者から適用する。

附 則（平 2 7 . 1 . 2 8 理工学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に理工学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 8 . 1 . 2 7 理工学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に理工学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 9 . 1 . 2 5 理工学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に理工学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 3 0 . 1 . 2 4 理工学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に理工学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 3 0 . 1 2 . 1 9 理工学群部局細則 3 号）

- 1 この部局細則は、平成 3 1 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に理工学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 3 1 . 1 . 2 3 理工学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に理工学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

別表第1 (第3条関係)
(数学類)

主専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数										計										
	専門科目			専門基礎科目			基礎科目				関連科目										
	必修科目 単位数	選択科目 単位数	自由科目 単位数	必修科目 単位数	選択科目 単位数	自由科目 単位数	必修科目 単位数	選択科目 単位数	自由科目 単位数	必修科目 単位数	選択科目 単位数	自由科目 単位数	必修科目	選択科目	自由科目						
数学	卒業研究	9	FB12 FB13 FB14	46~ 70	0	微積分 I, II 線形代数 I, II 数学リテラシー 1 または I 2 または II	2	FBA FC FE EE 生物学序説 (EB00001), 遺伝学概論 (EB11311), 分子細胞生物学 概論 (EB11221), 系統分類・進化 学概論 (EB11131), 生態学概論 (EB11611), 動物生理学概論 (EB11721), 植物生理学概論 (EB11811)	15~ 47	0	0	0	0	0	0	0	0				
	※履修条件:100単位以上を修得していること、ただし、FB12及びFB13で始まるものうち「数学外書輪講 II」「卒業予備研究」を含む36単位以上を修得していること。																				
	卒業予備研究 数学外書輪講 II	3 2						2 4 4	2 4 4	0~ 16	0	0	0	0	0	0	0	0			
単位合計	14		46~70	0	6			12		1~17	0	0	0	0	0	6~16	0	32	92	0	124

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最小の数値を表す。
2. 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。
3. 各科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを表す。
4. 「総合科目」、「体育」及び「外国語」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものうちから履修する。
5. この表に掲げる履修科目の他、他の学群及び学類の授業科目で数学類長が数学関係分野の履修科目として認定したもののについては、「専門科目」又は「専門基礎科目」として認める。

主専攻分野	卒業に必要履修科目及必修単位数										計			合計						
	専門基礎科目					共通科目					関連科目									
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	必修科目	単位数	選択科目		単位数	自由科目	必修科目	単位数	選択科目	単位数
物理学	物理学実験I	2	量子力学序論 量子力学I 量子力学II 量子力学III	5～11	—	総合科目(レジュマ・セミナー・学問への誘い)	2	総合科目(レジュマ・セミナー・学問への誘い) 除く	1～6	—	—	—	A,B,Cで始まる授業科目	6～8	—	32	92	0	124	
	物理学実験II	6				総合科目(レジュマ・セミナー・学問への誘い) 体育 外国語 芸術	2	体育 外国語 芸術	0～18				FA,FB,FC,FE,EE以外で始まる授業科目(ただし、A,B,Cで始まる科目、専門基礎科目および共通科目で指定する科目を除く)	0～18						
	卒業研究 履修条件: 卒業に必要な124単位のうち、下記の授業科目を含む95単位以上を修得していること。 ・物理学実験I 次に掲げる授業科目のうちから選択するもの6単位以上、 ・量子力学I ・量子力学II ・量子力学III ・統計力学I ・統計力学II	10				FA FB FC (FCC以外) FE EE	2													
物理学入門 解析力学	2	熱物理学 統計力学I 統計力学II	5～8			外国語(英語)	4													
		専門電磁気学I 専門電磁気学II 専門電磁気学III	2～6			情報	4													
単位合計	20		36～60	0	0	12	12	1～24	0	0	0	0	6～24	32	92	0	124			

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最小の数値を表す。
2. 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。
3. 各科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを表す。
4. 「総合科目」、「体育」及び「外国語」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものうちから履修する。

5. この表に掲げる履修科目の他、他の学群及び学類の授業科目で物理学類長が物理学関係分野の履修科目として認定したものについては、「専門科目」又は「専門基礎科目」として認める。
6. 外国人留学生及び外国において中等教育を受けた学生は、「外国語」を「日本語」とすることができる。

(化学類)

主専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数											計			合計						
	専門科目				専門基礎科目				共通科目			関連科目									
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数		選択科目	単位数	自由科目	単位数		
化学	専門化学実験 I (履修条件 専門科目FEで始まる授業科目15単位を含む60単位以上修得していること。)	7	分析化学、無機化学I,II	6	—	—	化学概論、化学1、化学2、化学3	4	数学I,II,III、微積分I,II,III、線形代数I,II,III、力学1,2,3、電磁気学1,2,3 微積分演習S 線形代数演習S 線形代数演習F	12	—	総合科目(フレッシュマン・セミナー、学問への誘いを除く)	1	—	—	—	—	—	—		
	専門化学実験 II (履修条件 上に同じ。)	7	有機化学I,II,III,IV	6	—	—	物理化学I,II,III,IV	6	生物学序説 遺伝学概論 分子細胞生物学 概論、系統分類・進化学概論 生態学概論 動物生理学概論 植物生理学概論 地球環境学1 地球環境学2 地球連化学1 地球連化学2	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
卒業研究 (履修条件: 専門基礎科目FB、FCを9単位、共通科目及び専門基礎科目及び専門科目の必修科目30単位(共通科目12単位及び専門基礎科目4単位及び専門実験14単位)を含む110単位以上を修得していること。)	14	FE12 FE13 FE14	23~33	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
単位合計	28	41~51	0	4	16~29	0	0	12	1	0	0	0	0	0	9~12	0	0	44	80	0	124

6. 外国人留学生及び外国において中等教育を受けた学生は、「第一外国語」を「日本語」とすることができる。

- (注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最小の数値を表す。
 2. 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。
 3. 各科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを表す。
 4. 「総合科目」、「体育」及び「第I外国語」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものうちから履修する。
 5. この表に掲げる履修科目の他、他の学群及び学類の授業科目で化学類長が化学関係分野の履修科目として認定したもののについては、「専門科目」又は「専門基礎科目」として認める。

(応用理工学類)

主専攻分野	専門科目			専門基礎科目			卒業に必要な履修科目及び修得単位数			基礎科目			関連科目			計		合計													
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目		単位数												
																				単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数				
応用物理	基礎実験学	1	FF25で始まる授業科目	12~16	応用理工学概論	6~9	総合科目(フレッツ・シユマンゼミナラー・学問への勝利を除く)	2	総合科目(フレッツ・シユマンゼミナラー・学問への勝利)	1	総合科目(フレッツ・シユマンゼミナラー・学問への勝利を除く)	1	総合科目(フレッツ・シユマンゼミナラー・学問への勝利)	2	総合科目(フレッツ・シユマンゼミナラー・学問への勝利を除く)	12~16	66	58	124												
	応用物理専攻実験A	2	FF25で始まる授業科目	23~27	数学リテラシー1,2	FF15で始まる授業科目	英語(選択・自由科目)、第2外国語(初修外国語)、国語、芸術	3	英語(選択・自由科目)、第2外国語(初修外国語)、国語、芸術	0~4	英語(選択・自由科目)、第2外国語(初修外国語)、国語、芸術	0~4	英語(選択・自由科目)、第2外国語(初修外国語)、国語、芸術	3	英語(選択・自由科目)、第2外国語(初修外国語)、国語、芸術	英語(選択・自由科目)、第2外国語(初修外国語)、国語、芸術	英語(選択・自由科目)、第2外国語(初修外国語)、国語、芸術	英語(選択・自由科目)、第2外国語(初修外国語)、国語、芸術		英語(選択・自由科目)、第2外国語(初修外国語)、国語、芸術											
	応用物理専攻実験B (履修条件：別表第2の指定科目の単位数を修得していること)	2			微積分1,2,3			3		体育		3		情報							4	情報	4	情報	4	情報	4	情報	4	情報	4
	卒業研究A	4			力学			2		熱力学		2		力学							1	力学	1	力学	1	力学	1	力学	1	力学	1
	卒業研究B (履修条件：総修得単位数が95以上であること。応用物理専攻実験Aと応用物理学専攻実験Bを修得していること)	4	解析学A, B, C	3	解析学A, B, C	3	解析学A, B, C	3	解析学A, B, C	3	解析学A, B, C	3	解析学A, B, C	3	解析学A, B, C	3	解析学A, B, C	3		解析学A, B, C	3	解析学A, B, C	3								
			線形代数A, B	2	線形代数A, B	2	線形代数A, B	2	線形代数A, B	2	線形代数A, B	2	線形代数A, B	2	線形代数A, B	2	線形代数A, B	2		線形代数A, B	2	線形代数A, B	2								
			力学A	1	力学A	1	力学A	1	力学A	1	力学A	1	力学A	1	力学A	1	力学A	1		力学A	1	力学A	1								
			電磁気学A, B, C	3	電磁気学A, B, C	3	電磁気学A, B, C	3	電磁気学A, B, C	3	電磁気学A, B, C	3	電磁気学A, B, C	3	電磁気学A, B, C	3	電磁気学A, B, C	3		電磁気学A, B, C	3	電磁気学A, B, C	3								
			応用理工物理学実験	3	応用理工物理学実験	3	応用理工物理学実験	3	応用理工物理学実験	3	応用理工物理学実験	3	応用理工物理学実験	3	応用理工物理学実験	3	応用理工物理学実験	3		応用理工物理学実験	3	応用理工物理学実験	3								
			応用理工化学実験	2	応用理工化学実験	2	応用理工化学実験	2	応用理工化学実験	2	応用理工化学実験	2	応用理工化学実験	2	応用理工化学実験	2	応用理工化学実験	2		応用理工化学実験	2	応用理工化学実験	2								
		化学A, B	2	化学A, B	2	化学A, B	2	化学A, B	2	化学A, B	2	化学A, B	2	化学A, B	2	化学A, B	2	化学A, B	2	化学A, B	2										
		専門英語1, 2, 3	3	専門英語1, 2, 3	3	専門英語1, 2, 3	3	専門英語1, 2, 3	3	専門英語1, 2, 3	3	専門英語1, 2, 3	3	専門英語1, 2, 3	3	専門英語1, 2, 3	3	専門英語1, 2, 3	3	専門英語1, 2, 3	3										
	単位合計	13	35~39	40	6~9	13	1~5	0	12~16	66	58	124																			

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の数値を表す。
 2. 「総合科目」、「体育」、「外国語」、「国語」及び「情報」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものうちから履修する。
 3. 留学生及び外国において中等教育を受けた学生は、学類長と相談の上、「第1外国語」を「日本語」とすることができる。

4. 単位互換協定に基づき、他大学において履修した授業科目及び修得単位は、専門科目又は専門基礎科目として修得すべき授業科目及び修得単位として区分するものとする。
 5. この表に掲げる専門科目の「卒業研究A・B」として修得すべき単位数は、早期卒業に係る場合は、特別卒業研究及び学類長が指定する科目の履修により修得するものとする。

(応用理工学類)

主専攻分野	卒業に必要な履修科目及び基礎科目										計								
	専門基礎科目					共通科目					関連科目		必修科目	選択科目	合計				
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	選択科目	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目				単位数			
電子・量子工学	基礎実験学	1	FF35で始まる授業科目	12~16	応用理工学概論	1	FF15で始まる授業科目	6~9	総合科目(フレッツ・シユマンセミナー・学問への誘い)	2	総合科目(フレッツ・シユマンセミナー・学問への誘い)	1	総合科目(フレッツ・シユマンセミナー・学問への誘い)	12~16	他学群または他学類が開設している科目(学類長が指定する科目を除く)	66	58	124	
	電子・量子工学専攻実験A	2			数学リテラシー1,2	2			体育	3	英語(選択・自由科目)、第2外国語(初修外国語)、国語、芸術	0~4		0~4	教職に関する科目及び博物館に関する科目、FF00で始まる授業科目				
	電子・量子工学専攻実験B (履修条件：別表第2の指定科目の単位数を修得していること)	2			微積分1,2,3	3			情報	4		0~1							
	卒業研究A	4			線形代数1,2,3	3				4									
	卒業研究B (履修条件：総修得単位数が95以上であること、電子・量子工学専攻実験Aと電子・量子工学専攻実験Bを修得していること)	4			力学1,2,3	3													
					電磁気学1,2,3	3													
					熱力学	2													
					解析学A, B, C	3													
					線形代数A, B	2													
					力学A	1													
				インタースhips I, II、応用理工学特別実習I, II、電子・量子工学特論、FA00で始まる授業科目。応用理工学類の専門科目のうち、電子・量子工学専攻で開設していない科目	0~4														
				電磁気学A, B, C	3														
				応用理工物理学実験	3														
				応用理工化学実験	3														
				化学A, B	2														
				専門英語1, 2, 3	3														
				単位合計	13														
					40														
					6~9														
					13														
					1~5														
					0														
					12~16														
					66														
					58														
					124														

- (注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の数値を表す。
 2. 「総合科目」、「体育」、「外国語」、「国語」及び「情報」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものうちから履修する。
 3. 留学生及び外国において中等教育を受けた学生は、学類長と相談の上、「第1外国語」を「日本語」とすることができる。
 4. 単位互換協定に基づき、他大学において履修した授業科目及び修得単位は、専門科目又は専門基礎科目として修得すべき授業科目及び修得単位として区分するものとする。
 5. この表に掲げる専門科目の「卒業研究A・B」として修得すべき単位数は、早期卒業に係る場合は、特別卒業研究及び学類長が指定する科目の履修により修得するものとする。

(応用理工学類)

主専攻分野	専門科目				専門基礎科目				卒業に必要な履修科目及び基礎科目				関連科目				計					
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	合計	
																						必修科目
物性工学	基礎実験学	1	FF45で始まる授業科目	12~16	応用理工学概論	1	FF15で始まる授業科目	6~9	総合科目(フレッツ・シユマンセミナー、学問への誘いを除く)	2	総合科目(フレッツ・シユマンセミナー、学問への誘いを除く)	1	総合科目(フレッツ・シユマンセミナー、学問への誘いを除く)	12~16	他学群または他学類が開設している科目(学類長が指定する科目を除く)	58	66	124				
	物性工学専攻実験A	2			数学リテラシー1,2	2			英語(選択・自由科目)、第2外国語(初修外国語)、国語、芸術	3		0~4		教職に関する科目及び博物館に関する科目、特設自由科目、FF00で始まる授業科目								
	物性工学専攻実験B (履修条件:別表第2の指定科目の単位数を修得していること)	2			微積分1,2,3 線形代数1,2,3 力学1,2,3 電磁気学1,2,3 化学1,2,3	3 3 3 3 3			体育	3												
	卒業研究A 卒業研究B (履修条件:総修得単位数が95以上であること。物性工学専攻実験Aと物性工学専攻実験Bを修得していること)	4 4			熱力学 解析学A, B, C 線形代数A, B 力学A 電磁気学A, B, C 応用理工物理学実験 応用理工化学実験 化学A, B 専門英語1, 2, 3	2 3 2 1 3 3 3 2 3			体育	0~1												
単位合計	13			35~39	40			6~9	13			1~5					0	12~16	58	66	124	

- (注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の数値を表す。
 2. 「総合科目」、「体育」、「外国語」、「国語」及び「情報」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものうちから履修する。
 3. 留学生及び外国において中等教育を受けた学生は、学類長と相談の上、「第1外国語」を「日本語」とすることができる。
 4. 単位互換協定に基づき、他大学において履修した授業科目及び修得単位は、専門科目又は専門基礎科目として修得すべき授業科目及び修得単位として区分するものとする。
 5. この表に掲げる専門科目の「卒業研究A・B」として修得すべき単位数は、早期卒業に係る場合は、特別卒業研究及び学類長が指定する科目の履修により修得するものとする。

(応用理工学類)

主専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数										計		合 計							
	専門科目				基礎科目				関連科目											
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数		必修科目	単位数	選択科目	単位数			
物質・分子工学	基礎実験学	1	FF55で始まる授業科目	12~16	応用理工学概論	1	FF15で始まる授業科目	6~9	総合科目(フレッツ・シユマンセミナー・学問への誘い)	2	総合科目(フレッツ・シユマンセミナー・学問への誘いを除く)	1	総合科目	1	他学群または他学類が開設している科目(学類長が指定する科目を除く)	12~16	66	58	124	
	物質・分子工学専攻実験A	2			数学I/ラシナー1,2	2			体育	3	英語(選択・自由科目)、第2外国語(初修外国語)、国語、芸術	0~4	教職に関する科目及び博物館に関する科目、特設自由科目、FF00で始まる授業科目	0~4						
	物質・分子工学専攻実験B (履修条件:別表第2の指定科目の単位数を修得していること)	2			微積分1,2,3 線形代数1,2,3 力学1,2,3	3			情報	4										
	卒業研究A 卒業研究B (履修条件:総修得単位数が95以上であること、物質・分子工学専攻実験Aと物質・分子工学専攻実験Bを修得していること)	4			電磁気学1,2,3 化学1,2,3 熱力学 解析学A, B, C 線形代数A, B 力学A 電磁気学A, B, C 応用理工物理学実験 応用理工化学実験 化学A, B 専門英語1, 2, 3	3			体育	0~1										
単位合計	13	35~39	40	6~9	13	1~5	0	12~16	66	58	124									

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の数値を表す。
 2. 「総合科目」、「体育」、「外国語」、「国語」及び「情報」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものの中から履修する。
 3. 留学生及び外国において中等教育を受けた学生は、学類長と相談の上、「第1外国語」を「日本語」とすることができる。

4. 単位互換協定に基づき、他大学において履修した授業科目及び修得単位は、専門科目又は専門基礎科目として修得すべき授業科目及び修得単位として区分するものとする。
 5. この表に掲げる専門科目の「卒業研究A・B」として修得すべき単位数は、早期卒業に係る場合は、特別卒業研究及び学類長が指定する科目の履修により修得するものとする。

(工学システム学類)

コース	専 門 科 目										基 礎 科 目										計			合 計	
	専 門 基 礎 科 目					専 門 科 目					共 通 科 目					関 連 科 目					必 修 科 目	選 択 科 目	自 由 科 目		
	必 修 科 目	単 位 数	選 択 科 目	単 位 数	自 由 科 目	単 位 数	必 修 科 目	単 位 数	選 択 科 目	単 位 数	自 由 科 目	単 位 数	必 修 科 目	単 位 数	選 択 科 目	単 位 数	自 由 科 目	単 位 数	必 修 科 目	単 位 数					選 択 科 目
知 的	プログラミング序論C プログラミング序論D	2 1	FG11, FG21 で始まる科 目(設計・ システム 系)	6	40~ 49	数学リテラシー1 数学リテラシー2 線形代数1 線形代数2	1 1 1 1	総合科目 (フレックスマン、 ゼミナ、学問 への誘いを 除く)	2	1~3	総合科目 (フレックスマン、 ゼミナ、学問 への誘いを 除く)	2	総合科目 (フレックスマン、 ゼミナ、学問 への誘いを 除く)	1~3	他学群又は 他学類の授 業科目 (注9)	6~ 15	6~ 15								
工 学	知的・機能工学システム実験 卒業研究 A 卒業研究 B	6 4 4	FG12, FG22 で始まる科目 (材料・バ イオ系)	1~ 2		知的・機能工学システム実験 卒業研究 A 卒業研究 B	6 4 4	総合科目 (フレックスマン、 ゼミナ、学問 への誘いを 除く)	2	1~3	総合科目 (フレックスマン、 ゼミナ、学問 への誘いを 除く)	2	総合科目 (フレックスマン、 ゼミナ、学問 への誘いを 除く)	1~3	他学群又は 他学類の授 業科目 (注9)	6~ 15	6~ 15								
シ ス テ ム	工学者のための倫理	1	FG13, FG23 で始まる科目 (実務系)	1~ 2		知的・機能工学システム実験 卒業研究 A 卒業研究 B	6 4 4	総合科目 (フレックスマン、 ゼミナ、学問 への誘いを 除く)	2	1~3	総合科目 (フレックスマン、 ゼミナ、学問 への誘いを 除く)	2	総合科目 (フレックスマン、 ゼミナ、学問 への誘いを 除く)	1~3	他学群又は 他学類の授 業科目 (注9)	6~ 15	6~ 15								
主 専 攻	専門英語 A 専門英語 B 専門英語演習	1 1 1	FG13, FG23 で始まる授 業科目	16		知的・機能工学システム実験 卒業研究 A 卒業研究 B	6 4 4	総合科目 (フレックスマン、 ゼミナ、学問 への誘いを 除く)	2	1~3	総合科目 (フレックスマン、 ゼミナ、学問 への誘いを 除く)	2	総合科目 (フレックスマン、 ゼミナ、学問 への誘いを 除く)	1~3	他学群又は 他学類の授 業科目 (注9)	6~ 15	6~ 15								
	単位合計	25		40~49	0	32	0	0	0	0	0	13	1~10	0	0	0	6~15	0	70	56	0	0	126		

- (注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の単位数を表す。
 2. 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。
 3. 各授業科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを表す。
 4. 卒業研究Aとして修得すべき単位数は卒業研究 a、卒業研究 Bとして修得すべき単位数は卒業研究 b の履修により修得することができる。ただし、同一学期において卒業研究 A 及び卒業研究 B または卒業研究 a 及び卒業研究 b を履修することはできない。
 5. 「卒業研究 A・B・a・b」の履修条件は、「工学者のための倫理」を除く専門科目と専門基礎科目の必修科目のすべて、及び「第1外国語」と「情報」を含み、95単位以上修得していることとする。
 6. 留学生及び外国において中等教育を受けた学生は、「第1外国語(英語)」の一部もしくはすべてを「日本語」とすることができる。
 7. 単位互換協定に基づき、他大学において履修した授業科目及び修得単位は、専門科目又は専門基礎科目として履修すべき授業科目及び修得単位として区分するものとする。
 8. この表に掲げる専門科目の「卒業研究A・B」として修得すべき単位数は、早期卒業(秋学期入学者を除く)に係る場合は、特別卒業研究A、特別卒業研究B及び学類長が指定する科目の履修により修得するものとする。
 9. FF2-FF5、GR2-GR4で始まる科目、およびFBA149、FBA15、FBA16で始まる科目、GA15で始まる科目は基礎科目関連科目選択科目に含まれることではない。

(工学システム学類)

卒業に必要な履修科目及び修得単位数																			
コース	専門科目					専門基礎科目					基礎科目								
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	
環境	工学システム基礎実験A	2	FGH, FG41	1~2			数学リテラシー1	1				総合科目 (フレックスマン・セナー、学問への誘い)	2	総合科目 (フレックスマン・セナー、学問への誘いを除く)	1~3				
	工学システム基礎実験B	3	システム系)	49			数学リテラシー2	1				総合科目 (フレックスマン・セナー、学問への誘いを除く)	1~3	総合科目 (フレックスマン・セナー、学問への誘いを除く)	1~3				
開発	卒業研究A	4	FG2, FG42	1~2			線形代数1	1				体育	3	体育	0~1				
	卒業研究B	4	材料・バイオ系)	2			線形代数2	1				第1外国語 (英語)	4	第2外国語 (初修外国語)	0~4				
工学	工学者のための倫理	1	FG3, FG43	1~2			微積分1	1				情報	4	情報	0~1				
	専門英語A	1	FG4, FG44	23			微積分2	1				芸術	4	芸術	0~1				
主専攻	専門英語B	1	FG5, GB2	2			力学1	1				第1外国語 (英語)	4	第2外国語 (初修外国語)	0~1				
	専門英語演習	1	FG6, FG2	2			力学2	1				情報	4	情報	0~1				
攻	数値計算法	3	FG7, FG45	23			力学3	1				情報	4	情報	0~1				
			FG8, FG2	23			電磁気学1	1				情報	4	情報	0~1				
攻			FG9, GB4	23			電磁気学2	1				情報	4	情報	0~1				
			FG10, GB4	23			電磁気学3	1				情報	4	情報	0~1				
攻			FG11, GB4	23			工学システム概論	1				情報	4	情報	0~1				
			FG12, GB4	23			工学システム原論	1				情報	4	情報	0~1				
攻			FG13, GB4	23			線形代数総論A	1				情報	4	情報	0~1				
			FG14, GB4	23			線形代数総論B	1				情報	4	情報	0~1				
攻			FG15, GB4	23			解析学総論	1				情報	4	情報	0~1				
			FG16, GB4	23			常微分方程式	1				情報	4	情報	0~1				
攻			FG17, GB4	23			力学総論	1				情報	4	情報	0~1				
			FG18, GB4	23			電磁気学総論	1				情報	4	情報	0~1				
攻			FG19, GB4	23			材料力学基礎	1				情報	4	情報	0~1				
			FG20, GB4	23			熱力学基礎	1				情報	4	情報	0~1				
攻			FG21, GB4	23			流体力学基礎	1				情報	4	情報	0~1				
			FG22, GB4	23			複素解析	2				情報	4	情報	0~1				
攻			FG23, GB4	23			プログラミング序論A	2				情報	4	情報	0~1				
			FG24, GB4	23			プログラミング序論B	1				情報	4	情報	0~1				
単位合計	25		40~49	0	32		0	0	13	1~10	0	0	0	0	6~15	0	70	56	126

- (注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の単位数を表す。
 2. 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。
 3. 各授業科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを表す。
 4. 卒業研究Aとして修得すべき単位数は卒業研究a、卒業研究Bとして修得すべき単位数は卒業研究bの履修により修得することができる。ただし、同一学期において卒業研究A及び卒業研究b又は卒業研究aを履修することはできない。
 5. 「卒業研究A・B・a・b」の履修条件は、「工学者のための倫理」を除く専門科目と専門基礎科目の必修科目のすべて、及び「第1外国語」と「情報」を含み、95単位以上修得していることとする。
 6. 留学生及び外国において中等教育を受けた学生は、「第1外国語(英語)」の一部もしくはすべてを「日本語」として履修することができる。
 7. 単位互換協定に基づき、他大学において履修した授業科目及び修得単位数は、専門科目又は専門基礎科目として履修すべき授業科目及び修得単位数として区分するものとする。
 8. この表に掲げる専門科目の「卒業研究A・B」として修得すべき単位数は、早期卒業(秋学期入学者を除く)に係る場合は、特別卒業研究B及び学類長が指定する科目の履修により修得するものとする。
 9. FT2-FT5, GB2-GB4で始まる科目、およびFBA146~FBA149, FBA15, FBA16で始まる科目、GA15で始まる科目は基礎科目間連科目選択科目に含まれない。

(工学システム学類)

卒業に必要な履修科目及び修得単位数																					
コース	専門科目			専門基礎科目			基礎科目						計								
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数			
工学システム学類	工学システム基礎実験A	2	FG11, FG51	1~2	40~49	数学リテラシー1	1	総合科目 (フレックスマン、セナー、学問への誘い)	2	総合科目 (フレックスマン、セナー、学問への誘いを除く)	1~3										
	工学システム基礎実験B	2				数学リテラシー2	1														
	エネルギー・メカニクス専門実験	3				線形代数1	1														
	エネルギー・メカニクス応用実験	3				線形代数2	1														
	卒業研究A	4	FG12, FG52	1~2		線形代数3	1	体育	3	体育	0~1										
	卒業研究B	4				微積分1	1	第1外国語 (英語)	4	第2外国語 (初修外国語)	0~4										
	工学者のための倫理	1				微積分2	1	情報	4	芸術	0~1										
	専門英語A	1	FG13, FG53	1~2		微積分3	1														
	専門英語B	1				力学1	1														
	専門英語演習	1				力学2	1														
工学主専攻	数値計算法	3	FG54, FG55	23		力学3	1														
						電磁気学1	1														
						電磁気学2	1														
					電磁気学3	1															
					工学システム概論	1															
					工学システム原論	1															
					線形代数総論A	1															
					線形代数総論B	2															
					解析学総論	1															
					常微分方程式	2															
				力学総論	1																
				電磁気学総論	1																
				材料力学基礎	1																
				熱力学基礎	1																
				流体力学基礎	1																
				複素解析	2																
				プログラミング序論A	2																
				プログラミング序論B	1																
	単位合計	25		40~49	0	32	0	0	0	13	1~10	0	0	0	0	6~15	0	70	56	0	126

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の単位数を表す。
 2. 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。
 3. 各授業科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを表す。
 4. 卒業研究Aとして修得すべき単位数は卒業研究a、卒業研究Bとして修得すべき単位数は卒業研究bの履修により修得することができる。ただし、同一学期において卒業研究A及び卒業研究B又は卒業研究aを履修することはできない。
 5. 「卒業研究A・B・a・b」の履修条件は、「工学者のための倫理」を除く専門科目と専門基礎科目の必修科目のすべて、及び「第1外国語」と「情報」を含み、95単位以上修得していることとする。
 6. 留学生及び外国において中等教育を受けた学生は、「第1外国語(英語)」の一部もしくはすべてを「日本語」とすることができる。
 7. 単位互換協定に基づき、他大学において履修した授業科目及び修得単位数は、専門科目又は専門基礎科目として履修すべき授業科目及び修得単位数として区分するものとする。
 8. この表に掲げる専門科目の「卒業研究A・B」として修得すべき単位数は、早期卒業(秋学期入学者を除く)に係る場合は、特別卒業研究A、特別卒業研究B及び学類長が指定する科目の履修により修得するものとする。
 9. FF2-FF5, GB2-GB4で始まる科目、およびFBA146~FBA149, FBA15, FBA16で始まる科目、GA15で始まる科目は基礎科目関連科目選択科目に含まれない。

(社会工学類)

主専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数										基礎科目			計			合計					
	専門科目					専門基礎科目					共通科目			関連科目								
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	単位数	必修科目		単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数
社会経済システム	卒業研究A	4	FH24, FH26, FH27 (演習を2単位以上含むこと)	16~		社会工学演習	3	(共)数学リテラシー1		総合科目(フレンジュマン、セミナー、学問への誘い)	2	総合科目(フレンジュマン、セミナー、学問への誘いを除く)	1~3	A,B,Cで始まる科目	2~							
	卒業研究B	4	FH32, FH33, FH34 FH46, FH47, FH48	8~		社会工学英語	2	(共)数学リテラシー2		外国語(英語)	4			E,F,FA0, FHを除く, G, Hで始まる科目	2~							
	(履修要件)					プログラミング入門	3	(共)線形代数1		情報	4	体育		教職に関する科目及び博物館に関する科目, 自由科目(特設)	0~4							
									(共)線形代数2		外国語											
									(共)線形代数3		芸術											
									(共)微積分1		国語											
									(共)微積分2													
									(共)微積分3													
									(杜工)統計学													
									経済学の数理													
								経済学の実証														
								会計と経営														
								社会と最適化														
								都市計画入門														
								都市数理														
	単位合計	8		52~77			8	11~16			13		1~7		6~20			29	95		124	

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の数値を表す。

2. 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。

3. 各科目欄に掲げる記号及び番号は、科目番号指定表に基づき授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを表す。

4. 「総合科目」、「体育」、「外国語」、「情報」、「芸術」及び「国語」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものうちから履修する。

5. 留学生及び外国において中等教育を受けた学生は、「外国語」を日本語とすることができる。

6. 単位互換協定に基づき、他大学において履修した授業科目及び修得単位は、専門科目又は専門基礎科目として履修すべき授業科目及び修得単位として区分するものとする。

7. この表に掲げる専門科目の「卒業研究A・B」として修得すべき単位数は、早期卒業に係る場合は、早期卒業研究(4単位)及び学類長が指定する科目の履修により修得するものとする。

8. 編入学・転入学または転学類(群)を許可された者に対して、他大学・他学群又は他学類において修得した単位のうち14単位を限度として、社会工学類長が指定する授業科目を、専門科目の選択科目の履修とみなして単位認定をする。

(社会工学類)

主専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数										基礎科目			共通科目			関連科目			計			合計						
	専門科目					専門基礎科目					基礎科目			共通科目			関連科目			計									
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	自由科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数		自由科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数
経営工学	問題発見と解決	2	FH32, FH33, FH34 (演習を2単位以上含むこと)	16~		社会学演習	3	(共)数学リテラシー1				総合科目(フ レンデュマン、 セミナー、学問 への誘い)	2	総合科目(フ レンデュマン、 セミナー、学問 への誘い)を除 く)	1~3		A,B,Cで始ま る科目	2~											
	卒業研究A	4	FH24, FH26, FH27	8~		社会学英語	2	(共)数学リテラシー2				外国語(英語)	4				E,F(FA0, FH を除く), G, H で始まる科目	2~	6~										
	卒業研究B	4	FH46, FH47, FH48	0~		プログラミング 入門	3	(共)線形代数1				情報	4	体育															
	(履修要件) 専門基礎科目 の必修科目及び 選択科目の 修得単位数14単 位以上を含む、 総修得単位数 が84単位以上 であること。								(共)線形代数2				外国語	4	外国語														
									(共)線形代数3				芸術	3	芸術														
									(共)微積分1				体育	3	国語														
									(共)微積分2																				
									(共)微積分3																				
									(杜工)統計学																				
									経済学の数理																				
								経済学の実証																					
								会計と経営																					
								社会と最適化																					
								都市計画入門																					
								都市数理																					
	単位合計	10		50~75			8		11~16			13			1~7									31	93			124	

- (注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の数値を表す。
 2. 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできな
 い。
 3. 各科目欄に掲げる記号及び番号は、科目番号指定表に基づき授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目
 のグループを表す。
 4. 「総合科目」、「体育」、「外国語」、「情報」、「芸術」及び「国語」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものうちから
 履修する。
 5. 留学生及び外国において中等教育を受けた学生は、「外国語」を日本語とすることができ。
 6. 単位互換協定に基づき、他大学において履修した授業科目及び修得単位は、専門科目又は専門基礎科目として履修すべき
 授業科目及び修得単位として区分するものとする。
 7. この表に掲げる専門科目の「卒業研究A・B」として修得すべき単位数は、早期卒業に係る場合は、早期卒業研究(4単位)及
 び学類長が指定する科目の履修により修得するものとする。
 8. 編入学・転入学または転学類(群)を許可された者に対して、他大学・他学群又は他学類において修得した単位のうち14単位
 を限度として、社会工学類長が指定する授業科目を、専門科目の選択科目の履修とみなして単位認定をする。

(社会工学類)

主専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数										基礎科目			共通科目			関連科目			計						
	専門科目					専門基礎科目					基礎科目			共通科目			関連科目			計						
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	
都市計画	都市計画情報演習	3	FH46, FH47, FH48 (演習を7単位以上含むこと)	16~		社会工学演習	3	(共)数学リテラシー1			総合科目(フ レッシュアップ・ セミナー,学問 への誘い)	2	総合科目(フ レッシュアップ・ セミナー,学問 への誘い)を除 く	1~3				A,B,Cで始ま る科目	2~							
	都市計画演習	4	FH24, FH26, FH27 FH32, FH33, FH34	8~		社会工学英語	2	(共)数学リテラシー2			外国語(英語)	4	体育					E,F(FA0, FH を除く),G,H で始まる科目	2~	6~						
	卒業研究A	4				プログラミング 入門	3	(共)線形代数1			情報	4	外国語													
	卒業研究B	4						(共)線形代数2			芸術	3	外国語													
	(履修要件) 専門基礎科目 の必修科目及 び選択科目の 修得単位14単 位以上を含み、 総修得単位数 が84単位以上 であること。								(共)線形代数3			体育	4	外国語												
									(共)微積分1																	
									(共)微積分2																	
									(共)微積分3																	
									(共)微積分分1																	
									(共)微積分分2																	
								(共)微積分分3																		
								(社工)統計学																		
								経済学の数理																		
								経済学の実証																		
								会計と経営																		
								社会と最適化																		
								都市計画入門																		
								都市数理																		
	単位数合計	15		45~70			8	11~16			13	1~7							6~20		36	88			124	

- (注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の数を表す。
 2. 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできな
 い。
 3. 各科目欄に掲げる記号及び番号は、科目番号指定表に基づき授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目
 のフルネームを表す。
 4. 「総合科目」、「体育」、「情報」、「芸術」、「外国語」及び「国語」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものうちから
 履修する。
 5. 留学生及び外国において中等教育を受けた学生は、「外国語」を日本語とすることができる。
 6. 単位互換協定に基づき、他大学において履修した授業科目及び修得単位は、専門科目又は専門基礎科目として履修すべき
 授業科目及び修得単位として区分するものとする。
 7. この表に掲げる専門科目の「卒業研究A,B」として修得すべき単位数は、早期卒業に係る場合は、早期卒業研究(4単位)及
 び学類長が指定する科目の履修により修得するものとする。
 8. 編入学・転入学または転学類(群)を許可された者に対して、他大学・他学類又は他学類において修得した単位のうち14単位
 を限度として、社会工学類長が指定する授業科目を、専門科目の選択科目の履修とみなして単位認定をする。

Supplementary Table No. 1 (Bachelor's Program in Interdisciplinary Engineering)

Main Fields	Required Courses and Credits for Graduation										General Foundation Subjects				Subtotal			Total				
	Major Subjects			Foundation Subjects for Major				(Common Foundation Subjects and Specific Foundation Subjects)			Core Electives			Required	Core	Electives	Electives					
Required	Number of Credits	Core Electives	Number of Credits	Required	Number of Credits	Core	Number of Credits	Required	Number of Credits	Free	Number of Credits	Required	Number of Credits	Free	Number of Credits	Required	Core	Electives	Electives			
Interdisciplinary Engineering	Engineering Ethics	1	Core Electives	Statistical Physics I	1	0	Linear Algebra I	3	0	0	Multidisciplinary Subjects I (inc. Freshman Seminar)	2	0	0	0	Multidisciplinary Subjects I (exc. Freshman Seminar), II, & III	0	0	0			
	Introduction to Interdisciplinary Engineering I	1		Statistical Physics II	1	0	Linear Algebra II	3	0	0	Multidisciplinary Subjects II	5	0	0	0	Physical Education	0	0	0			
	Introduction to Interdisciplinary Engineering I	1		Statistical Physics III	1	0	Calculus I	4	0	0	Multidisciplinary Subjects III	1	0	0	0	Foreign Language (except those learnt as required course, and mother tongue)	0	0	0			
	Complex Analysis	3		Quantum Mechanics I	1	0	Calculus II	4	0	0	Foreign Language (Japanese, in principle)	4	0	0	0	Information Literacy (lecture and practice)	2	0	0			
	Applied Mathematics	3		Quantum Mechanics II	1	0	Probability and Statistics	2	0	0	Data Science (lecture and practice)	2	0	0	0	Subjects that are offered by other Schools or Colleges (except subjects offered in common with Multidisciplinary Subjects, and Physical Education, and subjects specified by the Dean)	0	0	0			
	Modern Physics	3		Quantum Mechanics III	1	0	Mechanics I	2	0	0	Physical Education	3	0	0	0	Internship I, II, & III	0	0	0			
	System Modeling	2		Advanced ElectroMagnetism I	1	0	Mechanics II	2	0	0	Electromagnetism I	3	0	0	0	Subjects that are offered by other Schools or Colleges (except subjects offered in common with Multidisciplinary Subjects, and Physical Education, and subjects specified by the Dean)	0	0	0			
	Electronic Circuits	2		Advanced ElectroMagnetism II	1	0	Electromagnetism I	3	0	0	Electromagnetism II	3	0	0	0	Japanese Language	0	0	0			
	Advanced Labs I	2		Advanced ElectroMagnetism III	1	0	Electromagnetism II	3	0	0	Thermodynamics I	2	0	0	0	Fine Art	0	0	0			
	Advanced Labs II	2		Solid State Physics I	1	0	Thermodynamics I	2	0	0	Thermodynamics II	1	0	0	0	Museum-related subjects	0	0	0			
	Interdisciplinary Engineering PBL I	6		Solid State Physics II	1	0	Thermodynamics II	1	0	0	Electrical Circuit	2	0	0	0							
	Interdisciplinary Engineering PBL II	6		Solid State Physics III	1	0	Electrical Circuit	2	0	0	Programming I	2	0	0	0							
	Interdisciplinary Engineering PBL III	6		Control Systems I	2	0	Programming I	2	0	0	Programming II	1	0	0	0							
	Interdisciplinary Engineering PBL IV	6		Control Systems II	2	0	Programming II	1	0	0	Programming III	2	0	0	0							
				Fluid Dynamics I	3	0	Programming III	2	0	0	Programming IV	1	0	0	0							
				Polymer and Organic Chemistry I	1	0	Programming IV	1	0	0	Fundamental Labs I	2	0	0	0							
				Polymer and Organic Chemistry II	1	0	Fundamental Labs I	2	0	0	Fundamental Labs II	2	0	0	0							
				Chemistry I	1	0	Fundamental Labs II	2	0	0												
				Chemistry II	1	0																
				Chemistry III	1	0																
	Unit Total	44			12 ~ 20	0	41	0	0	0	19	0	0	0	0	0 ~ 8	0	104	20	0	0	124

Notes:

1. The table shows how the minimum number of credits are distributed over different categories. Enough credits must be accumulated to fulfill each and every number towards graduation.
2. The credits of any course should not appear more than once in the above table.
3. Courses for Multidisciplinary Subjects, Physical Education, Foreign Languages, Fine Arts, and Information Literacy, shall be those that are specifically designated as such.
4. To engage in a series of PBL courses, the total number of credits earned should be at least 50, including the minimum of 34 from the Foundation Subjects for Major category, of which 4 credits must be that of Fundamental Labs I and II.
5. The total number of credits for Core Electives should be at least 20, where the minimum of 9 credits should be taken from Group A in Major Subjects.

別表第2 (第4条第2項関係)

主専攻分野	専門科目		基礎科目		専門基礎科目			共通科目			基礎科目			関連科目		計		合計			
	単位数	選択科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	選択科目	単位数	必修科目	選択科目	単位数	必修科目	選択科目	単位数	必修科目	選択科目	単位数		必修科目	選択科目	
応用物理、電子・量子工学、物性工学、物質・分子工学					3	応用理工物理学実験 応用理工化学実験	3		2	必修科目(フレキシブル・学間 マンセミナー・学問 へのいざない)	2										
					3	以下の中からから24単位 以上修得すること。	24	4	情報												
						応用理工学概論 数学リテラシー1,2 微積分1,2,3 線形代数1,2,3 力学1,2,3 電磁気学1,2,3 化学1,2,3 熱力学 解析学A, B, C 線形代数A, B 力学A 電磁気学A, B, C 化学A, B															

(注) この表に掲げる単位数は、主専攻分野の選択に必要な最少の数値を表す。

(工学システム学類)

主専攻分野の選択条件として履修すべき指定科目及び単位数																				
主専攻分野					専門科目					専門基礎科目					基礎科目					
必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	
					共通科目					関連科目										
					必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数
知的工学システム、機能工学システム、環境開発工学、エネルギー工学																				
<p>1年次開設の専門基礎科目の必修単位5単位以上と他学群・他学類の単位3単位以上、および工学システム基礎実験Aを含む、合計10単位以上を修得していること。</p>																				

(社会工学類)

主専攻分野の選択条件として履修すべき指定科目及び単位数															
主専攻分野	専門科目					専門基礎科目					基礎科目				
	単位数		選択科目	単位数	自由科目	単位数		選択科目	単位数	自由科目	単位数		必修科目	単位数	自由科目
	必修科目	単位数	単位数	単位数	単位数	必修科目	単位数	単位数	単位数	必修科目	単位数	単位数	必修科目	単位数	自由科目
関連科目															
単位数															
必修科目															
単位数															
選択科目															
単位数															
自由科目															
単位数															
主専攻分野	社会経済システム・経営工学・都市計画														
<p>総合科目 (フレッシュマン・セミナー、学問への誘い)を含み24単位以上を修得していること。</p>															

(6) 情報学群履修細則

〔平成19年4月1日〕
情報学群部局細則第3号

改正 平成20年情報学群部局細則第1号
平成20年情報学群部局細則第2号
平成22年情報学群部局細則第1号
平成23年情報学群部局細則第1号
平成24年情報学群部局細則第1号
平成25年情報学群部局細則第1号
平成25年情報学群部局細則第2号
平成26年情報学群部局細則第1号
平成26年情報学群部局細則第2号
平成28年情報学群部局細則第1号
平成28年情報学群部局細則第2号
平成28年情報学群部局細則第3号
平成29年情報学群部局細則第1号
平成31年情報学群部局細則第1号

(趣旨)

第1条 この部局細則は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第1条の2第1項、第25条、第25条の2第2項、第28条、第31条、第33条第1項、第35条第3項、第39条及び第40条の規定に基づき、情報学群における人材養成に関する目的その他教育研究上の目的（次条において「人材養成目的」という。）、教育課程の編成及びその履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(人材養成目的)

第1条の2 学群学則第1条の2第1項の規定に基づき、情報学群では、知識と情報の記録、蓄積、共有、加工、利用といった諸活動にかかわる様々な情報技術やその原理となる科学を理解し、それらを使いこなす「21世紀の創造を担う人材」を養成する。また、科学的、技術的な側面だけでなく、人間の知的行動や社会的・文化的基盤についても十分な知見を身につけることを目指す。

2 各学類の人材養成目的は、次の表のとおりとする。

学 類	人材養成目的
情 報 科 学 類	現代社会の原動力である情報を生成・伝達・変換・活用するための工学的な技術やその原理となる数理や自然科学を理解し、それを実社会における様々な問題に適用して解決する実践力を備え、グローバルな視点に立って情報技術の発展を主体的に担うことができる人材を養成する。
情報メディア創成学類	これからのネットワーク情報社会を発展させるために不可欠な基盤的技术分野や、Web・映像・音楽などの多種多様な情報をコンテンツとして扱い流通させる分野などにおいて、革新的技術や科学的理論を創造的に生み出すことができる技術者、研究者を養成する。
知識情報・図書館学類	知識や情報を活用する能力を育み、関連する社会制度と技術の専門教育を行う。これらの教育を通じて、知識資源の形成、加工、流通、利用の発展に寄与する専門家と人間、社会、技術にわたる総合的視野や問題解決能力を持った職業人を育成する。

(主専攻分野)

第2条 学群学則第25条の部局細則で定める主専攻分野は、次の表のとおりとする。

学 類	主 専 攻 分 野
情 報 科 学 類	ソフトウェアサイエンス、情報システム、知能情報メディア
情報メディア創成学類	情報メディア創成
知識情報・図書館学類	知識科学、知識情報システム、情報資源経営

(履修方法)

第3条 学群学則第39条第1項の部局細則で定める情報学群における主専攻分野別の「専門科目」、「専門基礎科目」及び「基礎科目」ごとの卒業に必要な履修科目及び履修単位数は、別表第1のとおりとする。

(主専攻分野の選択条件)

第4条 学群長は、学生の主専攻分野について、学生の希望を勘案し、入学した年次終了時以降に選考を行い、学類教育会議及び学群運営委員会の議を経て決定する。

(履修科目の登録の上限)

第5条 学群学則第33条第1項の部局細則で定める履修科目の登録の上限は、45単位とする。ただし、編入学を許可された者の履修科目の登録の上限は、入学した年に限り55単位とする。これらの場合において、「教職に関する科目」は、この単位数に含めない。

2 学群学則第33条第2項の部局細則で定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる場合の要件及び単位数は、次の表のとおりとする。

学 類	要 件	単位数
情 報 科 学 類	(1) 前年度において卒業の要件として必要な単位を40単位以上修得し、その60%以上が「A+」又は「A」である者 (2) 学類長が特別な事情があると認めた者	55単位
情報メディア創成学類	(1) 前年度において卒業の要件として必要な単位を40単位以上修得し、履修申請を行った全科目の単位数(ただし教職に関する科目は除く)の60%以上が「A+」又は「A」である者 (2) 学類長が特別な事情があると認めた者	55単位
知識情報・図書館学類	(1) 前年度において卒業の要件として必要な単位を40単位以上修得し、その70%以上が「A+」又は「A」である者 (2) 学類長が特別な事情があると認めた者	55単位

(成績の評価)

第6条 学群学則第35条第3項の部局細則で定める合格及び不合格の評語を用いることができる授業科目は、「フレッシュマン・セミナー」及び「グローバルチャレンジ演習」とする。

2 学群のGPA制度における学期GPA及び累積GPAの対象から除かれる科目は、次の表のとおりとする。

学 類	学期GPA及び累積GPA対象除外科目
情 報 科 学 類	基礎科目-関連科目
情報メディア創成学類	基礎科目-関連科目
知識情報・図書館学類	なし

(早期卒業)

第7条 学群学則第40条に規定する早期卒業の対象者及び基準は、次の表のとおりとする。

学 類	対 象 者	基 準
情 報 科 学 類	2年次終了時において卒業の要件として必要な単位を85単位以上修得し、かつ、成績が上位10%以内にある者について、卒業の見込み等を総合的に勘案して判断する。	3年以上在学し、卒業要件として定められた所定単位を修得した者
情報メディア創成学類	2年次終了時において卒業の要件として必要な単位を85単位以上修得し、その90%以上が「A+」又は「A」である者について、卒業の見込み等を総合的に勘案して判断する。	3年以上在学し、卒業要件として定められた所定単位を修得すること。
知識情報・図書館学類	2年次終了時において以下の条件をすべて満たす者 (1) 卒業要件として必要な単位を85単位以上修得していること (2) 累積GPAが3.70以上であること (3) TOEFLの得点が79点以上(iBT)、もしくは550点以上(筑波大学で実施したTOEFL ITP)であること	卒業研究の内容が優秀であると認められた者

(雑則)

第8条 この部局細則に定めるもののほか、主専攻分野の選択時期、卒業研究の選択及び提出時期その他学類における授業科目の履修に関し必要な事項は、学類教育会議の議を経て、学類長が定め、学内に公示するものとする。

附 則

この部局細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平20. 1. 16情報学群部局細則1号)

- 1 この部局細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度入学者にあつては、この部局細則による改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平20. 4. 1情報学群部局細則2号)

- 1 この部局細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に情報学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 2 . 2 . 1 8 情報学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に情報学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 3 . 2 . 1 7 情報学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に情報学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 4 . 2 . 1 5 情報学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に情報学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 5 . 1 . 1 6 情報学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に情報学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 5 . 1 1 . 1 3 情報学群部局細則 2 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 5 年 7 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 2 4 年度以前に情報学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 6 . 1 . 1 5 情報学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に情報学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 6 . 1 2 . 2 4 情報学群部局細則 2 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に情報学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正前の筑波大学情報学群履修細則第 2 条の規定により、主専攻を情報経営・図書館とする者にあつては、改正後の筑波大学情報学群履修細則第 2 条の規定により、主専攻を情報資源経営とする者とする。

附 則（平 2 8 . 1 . 2 7 情報学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に情報学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 8 . 6 . 8 情報学群部局細則 2 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 8 年 6 月 8 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に情報学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、改正後の筑波大学情報学群履修細則第 6 条第 1 項の規定を除き、なお従前の例による。

附 則（平 2 8 . 1 2 . 6 情報学群部局細則 3 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に情報学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 9 . 1 2 . 5 情報学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に情報学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 3 1 . 1 . 1 6 情報学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に情報学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

別表第1(第3条関係)
(情報科学類)

主専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数												計		合計		
	専門科目			専門基礎科目			基礎科目			関連科目			必修科目	選択科目		単位数	
	必修科目	単位数	選択科目	必修科目	単位数	選択科目	必修科目	単位数	選択科目	必修科目	単位数	選択科目					必修科目
ソフトウェアサイエンス実験A	3	科目番号がGB20, GB30, GB40で始まる科目	18~	線形代数A	2	確率論 統計学 数値計算法 論理と形式化	10~	総合科目(フ レンデュマ ン・セミ ナー, 学問 への誘いを 除く)	2	総合科目(フ レンデュマ ン・セミ ナー, 学問 への誘いを 除く)	1~	総合科目(フ レンデュマ ン・セミ ナー, 学問 への誘いを 除く)	1~	総合科目(フ レンデュマ ン・セミ ナー, 学問 への誘いを 除く)	6~	71	125
ソフトウェアサイエンス実験B (履修条件:注10)	3	科目番号がGB20, GB30, GB40で始まる科目	3	線形代数B	2	電磁気学 論理システム 論理システム実験	2	総合科目(フ レンデュマ ン・セミ ナー, 学問 への誘いを 除く)	2	総合科目(フ レンデュマ ン・セミ ナー, 学問 への誘いを 除く)	1~	総合科目(フ レンデュマ ン・セミ ナー, 学問 への誘いを 除く)	1~	総合科目(フ レンデュマ ン・セミ ナー, 学問 への誘いを 除く)	6~	71	125
卒業研究A	3	科目番号がGB2, GB3, GB4, GA1で始まる科目	0~18	微分積分B	2	論理システム実験	2	総合科目(フ レンデュマ ン・セミ ナー, 学問 への誘いを 除く)	2	総合科目(フ レンデュマ ン・セミ ナー, 学問 への誘いを 除く)	1~	総合科目(フ レンデュマ ン・セミ ナー, 学問 への誘いを 除く)	1~	総合科目(フ レンデュマ ン・セミ ナー, 学問 への誘いを 除く)	6~	71	125
卒業研究B (履修条件:注11)	3	科目番号がGB2, GB3, GB4, GA1で始まる科目	3	情報数学A	2	論理システム実験	2	総合科目(フ レンデュマ ン・セミ ナー, 学問 への誘いを 除く)	2	総合科目(フ レンデュマ ン・セミ ナー, 学問 への誘いを 除く)	1~	総合科目(フ レンデュマ ン・セミ ナー, 学問 への誘いを 除く)	1~	総合科目(フ レンデュマ ン・セミ ナー, 学問 への誘いを 除く)	6~	71	125
専門語学A	2	科目番号がGB2, GB3, GB4, GA1で始まる科目	2	情報英語基礎	1	論理システム実験	2	総合科目(フ レンデュマ ン・セミ ナー, 学問 への誘いを 除く)	2	総合科目(フ レンデュマ ン・セミ ナー, 学問 への誘いを 除く)	1~	総合科目(フ レンデュマ ン・セミ ナー, 学問 への誘いを 除く)	1~	総合科目(フ レンデュマ ン・セミ ナー, 学問 への誘いを 除く)	6~	71	125
専門語学B	2	科目番号がGB2, GB3, GB4, GA1で始まる科目	2	プログラミング入門	3	論理システム実験	2	総合科目(フ レンデュマ ン・セミ ナー, 学問 への誘いを 除く)	2	総合科目(フ レンデュマ ン・セミ ナー, 学問 への誘いを 除く)	1~	総合科目(フ レンデュマ ン・セミ ナー, 学問 への誘いを 除く)	1~	総合科目(フ レンデュマ ン・セミ ナー, 学問 への誘いを 除く)	6~	71	125
				コンピュータとプログ ラミング	3	論理システム実験	2	総合科目(フ レンデュマ ン・セミ ナー, 学問 への誘いを 除く)	2	総合科目(フ レンデュマ ン・セミ ナー, 学問 への誘いを 除く)	1~	総合科目(フ レンデュマ ン・セミ ナー, 学問 への誘いを 除く)	1~	総合科目(フ レンデュマ ン・セミ ナー, 学問 への誘いを 除く)	6~	71	125
				データ構造とアル ゴリズム	3	論理システム実験	2	総合科目(フ レンデュマ ン・セミ ナー, 学問 への誘いを 除く)	2	総合科目(フ レンデュマ ン・セミ ナー, 学問 への誘いを 除く)	1~	総合科目(フ レンデュマ ン・セミ ナー, 学問 への誘いを 除く)	1~	総合科目(フ レンデュマ ン・セミ ナー, 学問 への誘いを 除く)	6~	71	125
				データ構造とアル ゴリズム実験	1.5	論理システム実験	2	総合科目(フ レンデュマ ン・セミ ナー, 学問 への誘いを 除く)	2	総合科目(フ レンデュマ ン・セミ ナー, 学問 への誘いを 除く)	1~	総合科目(フ レンデュマ ン・セミ ナー, 学問 への誘いを 除く)	1~	総合科目(フ レンデュマ ン・セミ ナー, 学問 への誘いを 除く)	6~	71	125
				論理回路	2	論理システム実験	2	総合科目(フ レンデュマ ン・セミ ナー, 学問 への誘いを 除く)	2	総合科目(フ レンデュマ ン・セミ ナー, 学問 への誘いを 除く)	1~	総合科目(フ レンデュマ ン・セミ ナー, 学問 への誘いを 除く)	1~	総合科目(フ レンデュマ ン・セミ ナー, 学問 への誘いを 除く)	6~	71	125
				論理回路実験	1.5	論理システム実験	2	総合科目(フ レンデュマ ン・セミ ナー, 学問 への誘いを 除く)	2	総合科目(フ レンデュマ ン・セミ ナー, 学問 への誘いを 除く)	1~	総合科目(フ レンデュマ ン・セミ ナー, 学問 への誘いを 除く)	1~	総合科目(フ レンデュマ ン・セミ ナー, 学問 への誘いを 除く)	6~	71	125
単位合計	16	36	25	24	13	1~5	0	6~10	54	71	125	0	6~10	54	71	125	

(情報科学類)

卒業に必要な履修科目及び修得単位数															
主専攻分野	専門科目			専門基礎科目			基礎科目				計				
	必修科目数	選択科目数	単位数	必修科目数	選択科目数	単位数	共通科目数	単位数	必修科目数	単位数	選択科目数	単位数	必修科目数	選択科目数	合計
情報システム	情報システム実験A	3	科目番号がGB20, GB30, GB40で始まる科目	線形代数A	2	確率論 統計学 数値計算法 論理と形式化	総合科目(フ レッシュマン, セミナー, 学問 への誘い)	2	1~	-	-	6~	54	71	125
	情報システム実験B (履修条件:注10)	3		線形代数B 微分積分A	2 2	電磁気学 論理システム 論理システム実験									
	卒業研究A	3	科目番号がGB2, GB3, GB4, GA1で始まる科目	微分積分B	2		体育	3	0~4			0~4			
	卒業研究B (履修条件:注12)	3	情報科学特別演習 情報特別演習 I 情報特別演習 II	情報数学A 専門英語基礎	2 1	Computer Science in English A Computer Science in English B	外国語(英語) 情報	4 4	外国語 国語						
	専門語学A	2		プログラミング入門	3										
	専門語学B	2		コンピュータとプロ グラミング	3	科目番号がGB1で 始まる科目(ただし、 情報科学特別演習 I, 情報特別演習 IIは除く)									
				データ構造とアル ゴリズム	3										
				データ構造とアル ゴリズム実験	1.5										
				論理回路	2	科目番号がGA1で 始まる科目									
				論理回路実験	1.5										
単位数合計	16	36	25	24	13	1~5	0	6~10	54	71	125				

(情報科学類)

主専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数										計		合計			
	専門科目			専門基礎科目			基礎科目				選 択 科 目	必 修 科 目				
	単 位 数	選 択 科 目	単 位 数	必 修 科 目	単 位 数	選 択 科 目	単 位 数	必 修 科 目	単 位 数	選 択 科 目				単 位 数		
知能情報メディア	3	科目番号がGB20, GB30, GB40で始まる科目	18~	2	線形代数A	2	確率論 統計学 数値計算法 論理と形式化 電磁気学 論理システム実験	10~	2	総合科目(フレッシュマン・セミナー、学問への誘い)	1~	2	総合科目(フレッシュマン・セミナー、学問への誘いを除く)	6~	71	125
	3	科目番号がGB2, GB3, GB4, GA4で始まる科目	0~18	2	線形代数B	2	微分積分A		3	総合科目(フレッシュマン・セミナー、学問への誘いを除く)	1~	2	総合科目(フレッシュマン・セミナー、学問への誘いを除く)	6~	71	125
卒業研究A	3	科目番号がGB2, GB3, GB4, GA4で始まる科目	0~18	2	微分積分B	2	微分積分B		3	体育	0~4	3	体育	0~4	54	125
卒業研究B (履修条件:注13)	3	情報科学特別演習 情報特別演習 I 情報特別演習 II		2	情報数学A	2	Computer Science in English A	2~	2	情報	0~4	4	外国語(英語)	0~4	54	125
専門語学A	2			3	専門英語基礎	1	情報システム実験		4	外国語		4	外国語		54	125
専門語学B	2			3	プログラミング入門	3	論理システム実験		3	情報		3	外国語		54	125
				3	コンピュータとプログラミング	3	情報システム実験		3	情報		3	外国語		54	125
				3	データ構造とアルゴリズム	3	情報システム実験		3	情報		3	外国語		54	125
				1.5	データ構造とアルゴリズム実験	1.5	情報システム実験		1.5	情報		1.5	外国語		54	125
				2	論理回路	2	情報システム実験		2	情報		2	外国語		54	125
				1.5	論理回路実験	1.5	情報システム実験		1.5	情報		1.5	外国語		54	125
単位合計	16		36	25		24		13	1~5	0	6~10	54	71	125		

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の数値を表す。
 2. 同一の授業科目を重複して、複数の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の複数の授業科目とすることはできない。
 3. 科目欄に掲げる記号及び番号は、当該記号及び番号で始まる科目番号をもつ授業科目のグループを表す。
 4. この表の専門科目及び専門基礎科目の必修・選択科目は、すべてGA又はGBで始まる科目番号をもつ授業科目のことである。
 5. 「総合科目」、「体育」、「外国語」、「芸術」、「情報」、「芸術」及び「国語」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものうちから履修する。
 6. 他学類又は他学類が開設する授業科目のうち、相当な部分に当該授業科目と内容の重複が認められる授業科目については、学類長は当該授業科目の一部又は全部をこの表に掲げる単位として認めないことがある。
 7. GBで始まる科目番号とそれ以外の科目番号を持つ科目は、GBで始まる科目番号の科目として履修すること。
 8. 留学生及び外国において中等教育を受けた学生は、「外国語(英語)」を「日本語」とすることができる。
 9. 単位互換協定に基づき、他大学において履修した授業科目及び修得単位数は、協定の内容に従い区分するものとする。
 10. 卒業に必要な履修科目の中から合計44単位以上修得していること。ただし、3年次編入学生は、この条件を満たさなくても履修を認める。
 11. 「論理回路実験」、「ソフトウェアイエンス実験A・B」を修得し、かつ、それらを合わせて卒業に必要な履修科目の中から合計100単位以上(卒業に必要な単位のうち未修得単位数が25単位以下)修得していること。
 12. 「論理回路実験」、「情報システム実験A・B」を修得し、かつ、それらを合わせて卒業に必要な履修科目の中から合計100単位以上(卒業に必要な単位のうち未修得単位数が25単位以下)修得していること。
 13. 「論理回路実験」、「情報システム実験A・B」を修得し、かつ、それらを合わせて卒業に必要な履修科目の中から合計100単位以上(卒業に必要な単位のうち未修得単位数が25単位以下)修得していること。
 14. 早期卒業に関わる者及び学類長が認めた3年次編入学生は、「卒業研究A・B」として修得すべき単位数を「特別卒業研究A・B」の履修により修得することができる。

(情報メディア創成学類)

主専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数										基礎科目			関連科目			計			合計					
	専門科目					専門基礎科目					共通科目			関連科目			計								
	必修科目数	選択科目数	単位数	自由科目数	単位数	必修科目数	選択科目数	単位数	自由科目数	単位数	必修科目数	選択科目数	単位数	自由科目数	単位数	必修科目数	選択科目数	単位数	自由科目数		単位数				
情報メディア創成	3	GC5	20~35	—	—	2	GC2	32~47	—	—	2	総合科目 (フレックスマン・セミナー、学問への誘い)	2	総合科目 (フレックスマン・セミナー、学問への誘いを除く)	1~4	—	—	—	—	—	50	74	0	124	
卒業研究A	3	GA4				2	GA1				4	総合科目 (フレックスマン・セミナー、学問への誘い)	4	総合科目 (フレックスマン・セミナー、学問への誘いを除く)	0~2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卒業研究B (履修条件:注9)	3	GA4				2	GA1				2	総合科目 (フレックスマン・セミナー、学問への誘い)	2	総合科目 (フレックスマン・セミナー、学問への誘いを除く)	0~2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報メディア実験A	3					2					4	情報	4	体育	0~2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報メディア実験B	3					2					2	体育	2	外国語	0~6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
専門英語A	1					2					4	外国語(英語)	4	英語	0~2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
専門英語B	1					3					2	芸術	2	芸術	0~6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
単位合計	14		20~35	0	24	32~47		0	12	1~10	0	0	0	6~15	50	74	0	124							

- (注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最小の数値を表す。
 2. 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。
 3. 各科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを表す。
 4. 「総合科目」、「情報」、「体育」、「外国語」、「国語」及び「芸術」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものから、「基礎科目(共通科目)の履修方法」に従って履修する。
 5. 「他学群又は他学類の授業科目(GA, GB, GC, GE, 共通科目、及び教職に関する科目以外)」に該当する科目番号で履修しても、同一科目がGA, GB, GC, GE, 共通科目、教職に関する科目として開設されている場合は、それをGA, GB, GC, GE, 共通科目、教職に関する科目として修得した単位とみなす。
 6. 専門基礎科目・必修科目および専門科目・必修科目は、GAまたはGCの科目を表す。
 7. 専門基礎科目・選択科目のGA1は専門基礎科目・必修科目で指定した科目を除く。
 8. 留学生及び外国において中等教育を受けた学生は、「外国語」を「日本語」とすることができ、その場合の「外国語」の卒業に必要な修得単位数は、この表の規定にかかわらず、4単位とする。
 9. 卒業研究A・Bの履修に当たっては、情報メディア実験A・Bを修得し、かつ、それらを含めて卒業に必要な履修科目の中から合計100単位以上修得している(卒業に必要な未修得単位数が24単位以下となっている)こと(早期卒業希望者を除く)。

卒業に必要な履修科目及び必修得単位数																					
主専攻分野	専門科目			専門基礎科目			基礎科目			科目			合計								
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数		必修科目	単位数	自由科目	単位数				
知識科学	卒業研究	6	GE 6 (知識科学実習を除く)	16~	1	知識情報概論	1	GA 1 (必修科目に指定した科目を除く)	32~52	1	総合科目 (フレリッシュマン・セミナール、学期への誘いを除く)	2	総合科目 (フレリッシュマン・セミナール、学期への誘いを除く)	1~	1	GA、GB、GC、GE、及び共通科目に関する科目以外	41	83	0	124	
	専門英語 B	1			1	アカデミックスキルズ	1	GE 2			4	情報			0~	GB					
	専門英語 C	1			1	プログラミン入門 (情報学群または社会工学類開設)	3	GE 3			2	外国語			0~	GC					
	知識科学実習 A	1	GA 4	8~	2	情報数学 A	2				2	芸術									
	知識科学実習 B	1	GE 4		2	統計	2				2	外国語									
			GE 7		2	哲学	2				2	芸術									
			GE 8		1	専門英語 A1	1				4	外国語 (英語)									
			(GE 6 と共通開設の科目を除く)		1	専門英語 A2	1				2										
					2	知識情報演習 I	2				2										
					2	知識情報演習 II	2				2										
				2	知識情報演習 III	2				2											
単位合計	10			24~44	0		19		32~52	0	12		12	1~21	0	6~26	0	41	83	0	124
知識情報システム	卒業研究	6	GE 7 (知識情報システム実習を除く)	16~	1	知識情報概論	1	GA 1 (必修科目に指定した科目を除く)	32~52	1	総合科目 (フレリッシュマン・セミナール、学期への誘いを除く)	2	総合科目 (フレリッシュマン・セミナール、学期への誘いを除く)	1~	1	GA、GB、GC、GE、及び共通科目、及び教職に関する科目以外	41	83	0	124	
	専門英語 B	1			1	アカデミックスキルズ	1	GE 2			4	情報			0~	GB					
	専門英語 C	1			1	プログラミン入門 (情報学群または社会工学類開設)	3	GE 3			2	外国語									
	知識情報システム実習 A	1	GA 4	8~	2	情報数学 A	2				2	芸術									
	知識情報システム実習 B	1	GE 4		2	統計	2				2	外国語									
			GE 6		2	哲学	2				2	芸術									
			GE 8		1	専門英語 A1	1				4	外国語 (英語)									
			(GE 7 と共通開設の科目を除く)		1	専門英語 A2	1				2										
					2	知識情報演習 I	2				2										
					2	知識情報演習 II	2				2										
				2	知識情報演習 III	2				2											
単位合計	10			24~44	0		19		32~52	0	12		12	1~21	0	6~26	0	41	83	0	124

(知識情報・図書館学類)

卒業に必要な履修科目及び修得単位数																	
主専攻分野	専門科目					専門基礎科目					基礎科目					計	
	必修科目数	選択科目数	単位数	自由科目数	単位数	必修科目数	選択科目数	単位数	自由科目数	単位数	必修科目数	選択科目数	単位数	自由科目数	単位数	必修科目数	自由科目数
卒業研究	6	GE 8 (情報資源経営実習を1除く)	16~	—	—	1	知識情報概論	1	—	—	2	総合科目 (フレッシュマン・セミナー、学問への誘いを除く)	1~	—	—	—	—
	1	—	—	—	—	3	アカデミックスキルズ	1	—	—	4	情報 (フレッシュマン・セミナー、学問への誘いを除く)	0~	—	—	—	—
	1	—	—	—	—	2	情報学または社会学実習 (情報学)	1	—	—	2	総合科目 (フレッシュマン・セミナー、学問への誘いを除く)	0~	—	—	—	—
情報資源経営実習 A	1	GA 4	8~	—	—	2	情報学 A	2	—	—	4	情報	0~	—	—	—	—
	1	GE 4	—	—	—	2	統計	2	—	—	2	外国語	0~	—	—	—	—
	1	GE 6	—	—	—	2	哲学	2	—	—	2	外国語	0~	—	—	—	—
	1	GE 7	—	—	—	1	情報学 A1	1	—	—	2	芸術	0~	—	—	—	—
	1	(GE 8 と共通開設の科目を除く)	—	—	—	1	情報学 A2	1	—	—	4	外国語 (英語)	0~	—	—	—	—
情報資源経営実習 B	2	—	—	—	—	2	知識情報演習 I	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2	—	—	—	—	2	知識情報演習 II	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2	—	—	—	—	2	知識情報演習 III	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
単位合計	10	—	24~44	0	19	32~52	0	12	1~21	0	0	6~26	0	41	83	0	124

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の単位数を表す。

2. 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすることはできない。

3. 各科目欄に掲げる記号及び番号は授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを表す。

4. 「総合科目」、「情報」、「体育」、「外国語」、「国語」及び「芸術」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものうちから、「基礎科目 (共通科目) の履修方法」に従って履修する。

5. 知識情報・図書館学類長が教育上有益と認める場合は、この表の規定にかかわらず、必修科目の外国語 (英語) に代えて初修外国語または日本語、選択科目の外国語として日本語の選択を認めることがある。

6. 「GA、GB、GC、GE、共通科目、及び教職に関する科目以外」に該当する科目番号で履修しても、同一科目がGA、GB、GC、GE、共通科目、教職に関する科目として開設されている場合は、それをGA、GB、GC、GE、共通科目、教職に関する科目として修得した単位とみなす

7. 卒業研究の履修に当たっては、卒業に必要な履修科目の中から合計90単位以上修得している (卒業に必要な未修得単位が34単位以下となっている) こととする。

(7) 医学群履修細則

平成19年12月26日
医学群部局細則第1号

改正 平成20年医学群部局細則第1号
平成20年医学群部局細則第2号
平成20年医学群部局細則第3号
平成22年医学群部局細則第1号
平成23年医学群部局細則第1号
平成24年医学群部局細則第1号
平成25年医学群部局細則第1号
平成25年医学群部局細則第2号
平成26年医学群部局細則第1号
平成27年医学群部局細則第1号
平成28年医学群部局細則第1号
平成28年医学群部局細則第2号
平成29年医学群部局細則第1号
平成30年医学群部局細則第1号
平成30年医学群部局細則第 号

(趣旨)

第1条 この部局細則は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第1条の2第1項、第25条、第25条の2、第28条、第31条、第35条第3項及び第39条の規定に基づき、医学群における人材養成に関する目的その他教育研究上の目的（次条において「人材養成目的」という。）、教育課程の編成及びその履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(人材養成目的)

第1条の2 医学群では、よき医療者、すなわち優れた医療技術のみならず、しっかりしたコミュニケーション能力に裏打ちされた全人的対応のできるグローバルスタンダードに則った医療人、さらには医学、看護学、医療科学の分野における世界レベルの研究者を養成することを目的とする。

2 各学類の人材養成目的は、次の表のとおりとする。

学 類	人材養成目的
医 学 類	基本的な臨床能力と問題解決能力を備え、良好なコミュニケーションを通して、患者の立場を配慮した医療の行える人間性豊かな良医を養成するとともに、将来優れた臨床医、医学研究者、行政官として医療保健福祉の様々な分野で広く社会に貢献する人材を養成する。
看 護 学 類	広い教養と深い人間理解を基盤に、人々のニーズに合った質の高い看護を提供し、保健・医療・福祉チームの一員として協働できる優れた看護職を育成するとともに、保健医療分野における行政官、国際的な視野に立った看護職など、広く社会に貢献する人材を養成する。
医 療 科 学 類	医学・医療の様々な分野で活躍するために必要な医科学の基本的な知識、技能を修得し、医療人としての使命感と責任感を身につけ、将来、医療の向上と発展に貢献する医科学領域の研究・教育を推進する人材、また、診断や治療に必要な新たな技術の開発とその実践に関わって高度専門医療を担う人材を養成する。

(主専攻分野)

第2条 学群学則第25条の部局細則で定める主専攻分野は、次のとおりとする。

学 類	主 専 攻 分 野
医 学 類	医学、新医学
看 護 学 類	看護学、ヘルスケア
医 療 科 学 類	医療科学、国際医療科学

(履修方法)

第3条 医学群における主専攻分野別の「専門科目」、「専門基礎科目」及び「基礎科目」ごとの卒業に必要な履修科目及び修得単位数は、別表第1のとおりとする。

(履修科目等の指定)

第4条 専門科目を履修するための条件としてあらかじめ履修すべき授業科目及び単位数は、別表第2（看護学類及び医療科学類を除く。）のとおりとする。

(成績の評価)

第5条 学群学則第35条第3項の部局細則で定める合格及び不合格の評語を用いることができる授業科目は、「フレッシュマン・セミナー」及び「Japan-Expert フレッシュマン・セミナー」とする。

2 学群のGPA制度における学期GPA及び累積GPAの対象から除かれる科目は、次の表のとおりとする。

学 類	学期GPA及び累積GPA対象除外科目
医 学 類	基礎科目－関連科目－選択科目のうち、他学群、他学類開講の専門科目及び専門基礎科目
看 護 学 類	なし
医 療 科 学 類	なし

(雑則)

第6条 この部局細則に規定するもののほか、主専攻分野の選択時期、卒業研究の選択及び提出時期その他学類における授業科目の履修に関し必要な事項は、学類教育会議の議を経て、学類長が定め、学内に公示するものとする。

附 則

この部局細則は、平成19年12月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平20.4.1医学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平20.10.15医学群部局細則2号）

この部局細則は、平成20年10月15日から施行し、改正後の医学群履修細則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平20.10.24医学群部局細則3号）

- 1 この部局細則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平22.3.8医学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平23.2.15医学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平24.2.8医学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平25.2.15医学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平25.9.24医学群部局細則2号）

- 1 この部局細則は、平成25年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 平成24年度以前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平26.2.20医学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成26年2月1日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 平成24年度以前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平27.1.9医学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平28.1.13医学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平28.9.26医学群部局細則2号）

- 1 この部局細則は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平29.2.23医学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

の例による。

附 則（平 3 0 . 1 . 2 4 医学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 医学群部局細則 号）

- 1 この部局細則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

別表第1 (第3条関係)
(医学類)

専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数										計		合計					
	専門科目			専門基礎科目			基礎科目				関連科目							
	必修科目	選択科目	自由科目	必修科目	選択科目	自由科目	必修科目	選択科目	自由科目	必修科目	選択科目	自由科目		必修科目	選択科目	自由科目		
医学統計学	1	0~2	-	生物・化学実験	1	力学1 電磁気学I	-	総合科目 (ルッソ、フーリエ、 問への誘い)	-	-	-	医学類が開設する科目 (ただし専門科目、専門 基礎科目で指定する 科目を除く)	-	187	13	0	200	
医療・福祉現場でのふ れあい等	2			Clinical Communication in English	2	生物学II 化学2 化学3	5	体育	2	2	1	科目番号が FB, FC, FE, FF, FG, GC, BBで 始まる科目 (ただし医学類 が専門基礎科目で指定する 科目を除く)	1					
医療概論 I	2								2	2								
医学の基礎	11			TOEFL演習	1				4	4	0~4	科目番号がA, Bで始ま る科目	2					
機能・構造と病態 I	27			Medical Terminology I	1													
医療概論 II	2			Medical Terminology II	2				1									
機能・構造と病態 II	37																	
医療概論 III	3																	
クリニカル・クラークシッ ク準備学習	18																	
社会医学実習	2																	
M4クリニカル・クラー クシッ (Phase IA)	11																	
医療概論 IV	2																	
M5クリニカル・クラー クシッ (Phase IB, IIA)	22																	
M6クリニカル・クラー クシッ (Phase IIB)	4																	
M6アドヴァンスト・エレ クティヴズ	11																	
医療概論 V	2																	
医学総括	10																	
単位合計	167	0~2	0		7		5		13	1	0	0	0	0	0	0	0	200

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の数値を表す。
2. 「総合科目」、「体育」、「外国語」及び「国語」は、それぞれ当該
授業科目として開設しているものうちから履修する。

(医学類 第2年次編入学者)

主専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数																											
	専門科目				専門基礎科目				基礎科目						関連科目					計								
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数
医学の基礎B	6	-	-	-	Clinical Communication in English	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
機能・構造と病態 I	27	-	-	-	TOEFL演習	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
医療概論 II	2	-	-	-	Medical Terminology I	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
機能・構造と病態 II	37	-	-	-	Medical Terminology II	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
医療概論 III	3	-	-	-			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
クリニカル・クラークシップ準備学習	18	-	-	-			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
社会医学実習	2	-	-	-			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
クリニカル・クラークシップ (Phase IA)	11	-	-	-			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
医療概論 IV	2	-	-	-			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
M5クリニカル・クラークシップ (Phase IB, IIA)	22	-	-	-			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
M6クリニカル・クラークシップ (Phase IIB)	4	-	-	-			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
M6アドヴァンスト・エレクトィヴズ	11	-	-	-			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
医療概論 V	2	-	-	-			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
医学総括	10	-	-	-			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
単位合計	157	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計																												

(注) 卒業に必要な単位数 200単位のうち、残り 37単位については、入学時に単位認定する。

別表第1 (第3条関係)
(医学類)

主専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数											計			合計						
	専門科目				専門基礎科目				共通科目			関連科目									
	必修科目	選択科目	自由科目	単位数	必修科目	選択科目	自由科目	単位数	必修科目	選択科目	自由科目	単位数	必修科目	選択科目		自由科目	単位数				
医学統計学	1	専門外国語	0~2	1	生物・化学実験	1	総合科目 (ルッフェン・セッケン・セッケン・学問への誘いを除く)	2	総合科目 (ルッフェン・セッケン・セッケン・学問への誘いを除く)	1	1	総合科目 (ルッフェン・セッケン・セッケン・学問への誘いを除く)	2	医学類が開設する科目 (ただし専門科目、専門基礎科目で指定する科目を除く)	1	1	187	13	0	200	
医療・福祉現場でのふれあい等	2			2	Clinical Communication in English	2															
医療概論 I	2																				
医学の基礎	11			1	TOEFL演習	1		4	第2外国語 (初修外国語)	0~4											
機能・構造と病態 I	27			1	Medical Terminology I	1		4													
医療概論 II	2			2	Medical Terminology II	2		1													
機能・構造と病態 II	37																				
医療概論 III	3																				
クリニカル・クラークシップ 準備学習	18																				
社会医学実習	2																				
M4クリニカル・クラーク シップ(Phase IA)	11																				
医療概論 IV	2																				
M5クリニカル・クラーク シップ(Phase IB, IIA)	22																				
研究室実習	15																				
医療概論 V	2																				
医学総括	10																				
単位合計	167		0~2	7				13		1	0	0	0	7	0	0	187	13	0	200	

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の数値を表す。
2. 「総合科目」、「体育」、「外国語」及び「国語」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものうちから履修する。

専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数											計															
	専門基礎科目				共通科目				基礎科目			関連科目	必修科目数	選択科目数	自由科目数												
	必修科目数	選択科目数	自由科目数	単位	必修科目数	選択科目数	自由科目数	単位	必修科目数	選択科目数	自由科目数	単位															
看護学	基礎看護学概論 1	1			人間関係論 1	1			総合科目 (17科目中、6科目を 含む)	2	1		哲学通論 (全学対象)	2				化学				116	8	0	124		
	基本看護技術 3	3			心の健康と相談活動 1	1			総合科目 (7科目中、5科目を 含む)	2	1							物理学									
	基本看護技術演習 2	2			行動科学 2	2			総合科目 (7科目中、5科目を 含む)	2	1							生物学									
	フィンカルケアシステム 1	1			看護専門英語 1	1			総合科目 (7科目中、5科目を 含む)	2	1							人間学群心理学類 及び履修科学期間 設の授業科目 (共通科目は除く)									
	看護学概論 1	1			コミュニケーション・メンバワメント論 2	2			総合科目 (7科目中、5科目を 含む)	2	1							体育									
	看護学概論 1	1			人体機能学 2	2			総合科目 (7科目中、5科目を 含む)	2	1							第1外国語 (英語)									
	看護学概論 1	1			人体構造学 2	2			総合科目 (7科目中、5科目を 含む)	2	1							情報									
	看護学概論 2	2			臨床薬理学 1	1			総合科目 (7科目中、5科目を 含む)	2	1							国語									
	地域看護学概論 1	1			遺伝と健康 2	2			総合科目 (7科目中、5科目を 含む)	2	1																
	臨床看護学概論 1	1			微生物学 2	2			総合科目 (7科目中、5科目を 含む)	2	1																
	臨床看護学概論 2	2			医学史 1	1			総合科目 (7科目中、5科目を 含む)	2	1																
	臨床看護学演習(クリティカルケア) 2	2			医療の成り立ちと回復促進 2	2			総合科目 (7科目中、5科目を 含む)	2	1																
	臨床看護学演習(セルフケア) 2	2			医療者生命倫理 1	1			総合科目 (7科目中、5科目を 含む)	2	1																
	精神看護学概論 1	1			疾病の成り立ちと回復促進 2	2			総合科目 (7科目中、5科目を 含む)	2	1																
	精神看護学演習 2	2			臨床看護学演習(クリティカルケア) 2	2			総合科目 (7科目中、5科目を 含む)	2	1																
	高齢者看護学 分野	2			臨床看護学演習(セルフケア) 2	2			総合科目 (7科目中、5科目を 含む)	2	1																
	母性看護学分野	2			精神看護学概論 1	1			総合科目 (7科目中、5科目を 含む)	2	1																
	衛生看護学分野	2			精神看護学演習 2	2			総合科目 (7科目中、5科目を 含む)	2	1																
	発達看護学分野	1			高齢者看護学概論 1	1			総合科目 (7科目中、5科目を 含む)	2	1																
	在宅看護学分野	1			高齢者看護学演習 2	2			総合科目 (7科目中、5科目を 含む)	2	1																
	在宅看護学演習	2			ウィメンズヘルス看護学概論 1	1			総合科目 (7科目中、5科目を 含む)	2	1																
	在宅看護学演習	2			母性看護学演習 2	2			総合科目 (7科目中、5科目を 含む)	2	1																
	在宅看護学演習	2			衛生看護学演習 2	2			総合科目 (7科目中、5科目を 含む)	2	1																
	在宅看護学演習	2			小児・発達看護学概論 1	1			総合科目 (7科目中、5科目を 含む)	2	1																
	在宅看護学演習	2			小児・発達看護学演習 1	1			総合科目 (7科目中、5科目を 含む)	2	1																
	在宅看護学演習	2			小児・発達看護学演習(病院実習) 1	1			総合科目 (7科目中、5科目を 含む)	2	1																
	在宅看護学演習	2			小児・発達看護学演習(病院実習) 1	1			総合科目 (7科目中、5科目を 含む)	2	1																
	在宅看護学演習	2			在宅看護学概論 1	1			総合科目 (7科目中、5科目を 含む)	2	1																
	在宅看護学演習	2			在宅看護学演習 2	2			総合科目 (7科目中、5科目を 含む)	2	1																
	在宅看護学演習	2			ヘルスプロモーションと看護 1	1			総合科目 (7科目中、5科目を 含む)	2	1																
	在宅看護学演習	2			家族病理解とメンタルヘルス 1	1			総合科目 (7科目中、5科目を 含む)	2	1																
	在宅看護学演習	2			看護マネジメント 1	1			総合科目 (7科目中、5科目を 含む)	2	1																
	在宅看護学演習	2			災害看護学 1	1			総合科目 (7科目中、5科目を 含む)	2	1																
	在宅看護学演習	2			国際看護学 1	1			総合科目 (7科目中、5科目を 含む)	2	1																
	在宅看護学演習	2			応用看護学演習 I (NSCE) 1	1			総合科目 (7科目中、5科目を 含む)	2	1																
	在宅看護学演習	2			応用看護学演習 II (IBT) 1	1			総合科目 (7科目中、5科目を 含む)	2	1																
	在宅看護学演習	2			研究方法概論 2	2			総合科目 (7科目中、5科目を 含む)	2	1																
	在宅看護学演習	2			看護学探究概論 2	2			総合科目 (7科目中、5科目を 含む)	2	1																
	在宅看護学演習	2			看護学探究演習 6	6			総合科目 (7科目中、5科目を 含む)	2	1																
	在宅看護学演習	2			ヘルスプロモーション実習 I 2	2			総合科目 (7科目中、5科目を 含む)	2	1																
	在宅看護学演習	2			ヘルスプロモーション実習 II 2	2			総合科目 (7科目中、5科目を 含む)	2	1																
	在宅看護学演習	2			医療チーム連携演習 1	1			総合科目 (7科目中、5科目を 含む)	2	1																
	在宅看護学演習	2			応用看護学演習 2	2			総合科目 (7科目中、5科目を 含む)	2	1																
単位合計		72	0	0		29				29	1	0			13	1	0					6	0	116	8	0	124

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の単位数を示す。
 2. 「総合科目」、「体育」、「外国語」、「情報」及び「国語」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものうちから履修する。
 3. 実習科目の履修は、履修段階を積み重ねていくこととする。
 4. 各領域の実習科目を履修するには、原則として、各領域に関連するすべての講義科目の単位を取得していることとする。
 5. 応用看護学実習を履修するには、原則として、すべての必修実習科目の単位を取得していることとする。

主専攻分野	専門科目				専門基礎科目				基礎科目				関連科目				合計
	必修 単位数	選択 単位数	自由 単位数	合計 単位数	必修 単位数	選択 単位数	自由 単位数	合計 単位数	必修 単位数	選択 単位数	自由 単位数	合計 単位数	必修 単位数	選択 単位数	自由 単位数	合計 単位数	
ヘルスケア	基礎看護学概論	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	基礎看護学技術	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	基礎看護学分分野	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	基礎看護学分分野	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	看護学概論	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	看護学概論	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	地域看護学分分野	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	地域看護学分分野	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	臨床看護学分分野	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	臨床看護学分分野	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
ヘルスケア	精神看護学分分野	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	精神看護学分分野	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	高齢者看護学分分野	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	高齢者看護学分分野	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	母性看護学分分野	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	母性看護学分分野	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	発達看護学分分野	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	発達看護学分分野	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	在宅看護学分分野	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	在宅看護学分分野	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
ヘルスケア	ヘルスプロモーションと看護	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	家族病理とメンタルヘルス	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	看護マネジメント	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	災害看護学	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	国際看護学	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	研究方法概論	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	看護学探究概論	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	国際ヘルスケア演習	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	国際ヘルスケア概論	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	ヘルスケア実習 I (介護施設)	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
ヘルスケア実習 II (医療施設)	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
単位数合計	55	0	0	32	10	0	0	28	1~4	0	0	0	0	0	0	136	

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の数を表す。
 2. 「総合科目」、「体育」、「外国語」、「情報」及び「国際」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものうちから履修する。
 3. 実習科目の履修は、履修段階を積み重ねていくこととする。
 4. 各領域の実習科目を履修するには、原則として、各領域に関連するすべての講義科目の単位を修得していることとする。

主専攻 区分 科目 名	専門科目		専門基礎科目		基礎科目		共通科目		選		計		合			
	必 修 科 目	単 位 数	必 修 科 目	単 位 数	必 修 科 目	単 位 数	必 修 科 目	単 位 数	選 択 科 目	単 位 数	選 択 科 目	単 位 数				
国際医療科学	生物化学分野	3	生物化学分野	2	人体の構造と機能分野	2	総合科目Ⅰ	2	総合科目Ⅱ	2.5	物理学	1	0~1.5	89	36.5	125.5
	細胞・生体防御分野	2	細胞・生体防御分野	1	人体の構造と機能分野	1	総合科目Ⅱ	3	総合科目Ⅲ	1	化学	1	0~1.5			
国際医療科学	免疫検査学	2	免疫検査学	1	免疫検査学の基礎分野	1	免疫検査学	1	免疫検査学	1	免疫検査学	1		3	3	3
	免疫検査学	2	免疫検査学	1	免疫検査学の基礎分野	1	免疫検査学	1	免疫検査学	1	免疫検査学	1				
国際医療科学	輸血学	1	輸血学	1	輸血学	1	輸血学	1	輸血学	1	輸血学	1		1	1	1
	国際感染症学	1	国際感染症学	1	国際感染症学	1	国際感染症学	1	国際感染症学	1	国際感染症学	1				
国際医療科学	生理機能検査学	4	生理機能検査学	4	生理機能検査学	4	生理機能検査学	4	生理機能検査学	4	生理機能検査学	4		4.5	4.5	4.5
	検査機器学	2	検査機器学	2	検査機器学	2	検査機器学	2	検査機器学	2	検査機器学	2				
国際医療科学	臨床病態学	2	臨床病態学	2	臨床病態学	2	臨床病態学	2	臨床病態学	2	臨床病態学	2		2	2	2
	臨床薬理学	1	臨床薬理学	1	臨床薬理学	1	臨床薬理学	1	臨床薬理学	1	臨床薬理学	1				
国際医療科学	生理機能学	2	生理機能学	2	生理機能学	2	生理機能学	2	生理機能学	2	生理機能学	2		2	2	2
	血液検査学	2	血液検査学	2	血液検査学	2	血液検査学	2	血液検査学	2	血液検査学	2				
国際医療科学	臓器検査学	1	臓器検査学	1	臓器検査学	1	臓器検査学	1	臓器検査学	1	臓器検査学	1		1	1	1
	肝臓検査学	1	肝臓検査学	1	肝臓検査学	1	肝臓検査学	1	肝臓検査学	1	肝臓検査学	1				
国際医療科学	研究演習	4	研究演習	4	研究演習	4	研究演習	4	研究演習	4	研究演習	4		4	4	4
	卒業研究	8	卒業研究	8	卒業研究	8	卒業研究	8	卒業研究	8	卒業研究	8				
国際医療科学	医学科学応用分野	6	医学科学応用分野	6	医学科学応用分野	6	医学科学応用分野	6	医学科学応用分野	6	医学科学応用分野	6		6	6	6
	医療科学基礎Ⅰ	1	医療科学基礎Ⅰ	1	医療科学基礎Ⅰ	1	医療科学基礎Ⅰ	1	医療科学基礎Ⅰ	1	医療科学基礎Ⅰ	1				
国際医療科学	医療科学基礎Ⅱ	1	医療科学基礎Ⅱ	1	医療科学基礎Ⅱ	1	医療科学基礎Ⅱ	1	医療科学基礎Ⅱ	1	医療科学基礎Ⅱ	1		1	1	1
	医療科学演習	1	医療科学演習	1	医療科学演習	1	医療科学演習	1	医療科学演習	1	医療科学演習	1				
国際医療科学	先端医学	4	先端医学	4	先端医学	4	先端医学	4	先端医学	4	先端医学	4		4	4	4
	先端医学	4	先端医学	4	先端医学	4	先端医学	4	先端医学	4	先端医学	4				
国際医療科学	先端医学	8	先端医学	8	先端医学	8	先端医学	8	先端医学	8	先端医学	8		8	8	8
	先端医学	8	先端医学	8	先端医学	8	先端医学	8	先端医学	8	先端医学	8				
国際医療科学	先端医学	25	先端医学	25	先端医学	25	先端医学	25	先端医学	25	先端医学	25		25	25	25
	先端医学	25	先端医学	25	先端医学	25	先端医学	25	先端医学	25	先端医学	25				
国際医療科学	先端医学	7.5	先端医学	7.5	先端医学	7.5	先端医学	7.5	先端医学	7.5	先端医学	7.5		7.5	7.5	7.5
	先端医学	7.5	先端医学	7.5	先端医学	7.5	先端医学	7.5	先端医学	7.5	先端医学	7.5				
国際医療科学	先端医学	16.5	先端医学	16.5	先端医学	16.5	先端医学	16.5	先端医学	16.5	先端医学	16.5		16.5	16.5	16.5
	先端医学	16.5	先端医学	16.5	先端医学	16.5	先端医学	16.5	先端医学	16.5	先端医学	16.5				
国際医療科学	先端医学	4.5	先端医学	4.5	先端医学	4.5	先端医学	4.5	先端医学	4.5	先端医学	4.5		4.5	4.5	4.5
	先端医学	4.5	先端医学	4.5	先端医学	4.5	先端医学	4.5	先端医学	4.5	先端医学	4.5				
国際医療科学	先端医学	0~1.5	先端医学	0~1.5	先端医学	0~1.5	先端医学	0~1.5	先端医学	0~1.5	先端医学	0~1.5		0~1.5	0~1.5	0~1.5
	先端医学	0~1.5	先端医学	0~1.5	先端医学	0~1.5	先端医学	0~1.5	先端医学	0~1.5	先端医学	0~1.5				
国際医療科学	先端医学	36.5	先端医学	36.5	先端医学	36.5	先端医学	36.5	先端医学	36.5	先端医学	36.5		36.5	36.5	36.5
	先端医学	36.5	先端医学	36.5	先端医学	36.5	先端医学	36.5	先端医学	36.5	先端医学	36.5				

* 医学検査学、医学検査学実習は、2年次のみ履修可。
 ** 臨床薬理の履修には薬科学応用分野を除く必修科目および選択科目のうち医学検査学、医学安全管理学、医療安全管理学実習、生理機能検査学実習、画像検査学実習、生化学検査学実習、輸血学実習、病態検査学実習の単位修得が必要。
 (注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の単位数を表す。
 2. 「総合科目Ⅰ」、「総合科目Ⅱ」、「総合科目Ⅲ」、「体育」、「外国語」、「情報」及び「芸術」は、それぞれ当該履修科目として開設しているものうちから履修する。
 3. 臨床検査技師の免許を取得しようとする者は臨床実習を含む科目の単位を必要単位を修得しなければならぬ。

別表第2 (第4条関係)

(医学類)

専 門 科 目	左欄の専門科目を履修するための条件としてあらかじめ履修しなければならない授業科目及び修得単位数			
	区分	授業科目	修得単位数	
機能・構造と病態 I 医療概論 II	専門科目	医学統計学	1	
		医療・福祉現場でのふれあい等	2	
		医療概論 I	2	
		医学の基礎	11	
	専門基礎科目	力学 I 電磁気学 I 生物学 I 生物学 II 化学 2 化学 3	5	
		生物・化学実験	1	
機能・構造と病態 II 医療概論 III	科 専 目 門	機能・構造と病態 I	27	
		医療概論 II	2	
クリニカル・クラークシップ準備学習 社会医学実習 M4クリニカル・クラークシップ (Phase IA) 医療概論 IV	科 専 目 門	機能・構造と病態 II	37	
		医療概論 III	3	
	専門基礎科目	Clinical Communication in English	2	
		TOEFL 演習	1	
		Medical Terminology I	1	
		Medical Terminology II	2	
	基礎科目	共通科目	総合科目	3
			体育	2
			第 1 外国語 (英語)	4
			情報	4
国語 I			1	
科 関 目 連	(別表1で指定している科目)	7~		
M5クリニカル・クラークシップ (Phase IB, IIA)	専門科目	クリニカル・クラークシップ準備学習	18	
		社会医学実習	2	
		M4クリニカル・クラークシップ (Phase IA)	11	
		医療概論 IV	2	
M6クリニカル・クラークシップ (Phase IIB) M6アドヴァンスト・エレクティブズ (医学専攻) 研究室実習 (新医学専攻) 医療概論 V 医学総括	専門科目	M5クリニカル・クラークシップ (Phase IB, IIA)	22	

(医学類 第2年次編入学者)

専 門 科 目	左欄の専門科目を履修するための条件としてあらかじめ履修しなければならない授業科目及び修得単位数		
	区分	授業科目	修得単位数
機能・構造と病態Ⅱ 医療概論Ⅲ	専門科目	医学の基礎B	6
		機能・構造と病態Ⅰ	27
		医療概論Ⅱ	2
クリニカル・クラークシップ準備学習 社会医学実習 M4クリニカル・クラークシップ (Phase IA) 医療概論Ⅳ	専門科目	機能・構造と病態Ⅱ	37
		医療概論Ⅲ	3
	専門基礎科目	Clinical Communication in English	2
		TOEFL 演習	1
	Medical Terminology I	1	
	Medical Terminology II	2	
M5クリニカル・クラークシップ (Phase IB, IIA)	専門科目	クリニカル・クラークシップ準備学習	18
		社会医学実習	2
		M4クリニカル・クラークシップ (Phase IA)	11
		医療概論Ⅳ	2
M6クリニカル・クラークシップ (Phase IIB) M6アドヴァンスト・エレクティヴズ (医学専攻) 研究室実習 (新医学専攻) 医療概論Ⅴ 医学総括	専門科目	M5クリニカル・クラークシップ (Phase IB, IIA)	22

(8) 体育専門学群履修細則

〔平成16年6月16日〕
体育専門学群部局細則第2号

改正 平成17年体育専門学群部局細則第1号
平成18年体育専門学群部局細則第1号
平成18年体育専門学群部局細則第3号
平成19年体育専門学群部局細則第1号
平成22年体育専門学群部局細則第1号
平成23年体育専門学群部局細則第1号
平成23年体育専門学群部局細則第3号
平成25年体育専門学群部局細則第1号
平成26年体育専門学群部局細則第1号
平成26年体育専門学群部局細則第2号
平成27年体育専門学群部局細則第1号
平成28年体育専門学群部局細則第1号

体育専門学群履修細則

(趣旨)

第1条 この部局細則は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第1条の2第1項、第25条、第28条、第31条、第33条、第35条第3項、第39条及び第40条の規定に基づき、体育専門学群における人材育成に関する目的その他教育研究上の目的（次条において「人材養成目的」という。）、教育課程の編成及びその履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(人材養成目的)

第1条の2 体育専門学群は、優れた運動技能と幅広い運動経験を基盤に、体育・スポーツ及び健康に関する総合的な知識と最新の科学的知見を活かしながら、組織を適確にマネジメントして諸々の問題解決を図ることのできる知・徳・体を具備した体育・スポーツ界のリーダーを養成することを目的とする。

(主専攻分野)

第2条 学群学則第25条に規定する主専攻分野は、次の表のとおりとする。

学 群	主 専 攻 分 野
体 育 専 門 学 群	体育学

(修得単位数等)

第3条 体育専門学群における主専攻分野別の「専門科目」、「専門基礎科目」及び「基礎科目」ごとの卒業に必要な履修科目及び修得単位数は、別表第1のとおりとする。この場合において、「共通科目・体育」の単位については、「専門基礎科目」の「実技理論・実習」の履修により修

得した単位をもって充てるものとする。

(履修科目の登録の上限)

第4条 学群学則第33条第1項に規定する履修科目の登録の上限は、45単位とする。ただし、教職に関する科目、休業期間中に行われる集中講義及び当該年度の途中で開講が決定された授業科目を除く。

2 学群学則第33条第2項に規定する上限を超えて履修科目の登録を認めることができる場合の要件及び単位数は、次の表のとおりとする。

学 群	要 件	単位数
体育専門学群	2年次以上で、専門に関する科目の修得単位数の80パーセント以上が「A+」及び「A」の成績である者。ただし、卒業要件科目を40単位以上取得していること。	55単位

(成績の評価)

第5条 学群学則第35条第3項に規定する合格及び不合格の評語を用いることができる授業科目は、「フレッシュマン・セミナー」、及び「卒業研究」とする。

(早期卒業)

第6条 学群学則第40条に規定する早期卒業の申請に関する条件等（以下「対象者」という。）及び卒業判定基準は、次の表のとおりとする。

学 群	対 象 者	卒業判定基準
体育専門学群	次の基準を満たしている者 2年次末までの全科目の修得単位数の80パーセント以上が「A+」及び「A」評価の成績であること。指導教員の推薦があること。3年次春学期末までに卒業研究に着手していること。これらすべての基準を満たしている者。	学群の卒業要件を満たしていること。

(雑則)

第7条 この部局細則に規定するもののほか、卒業研究の選択及び提出時期その他体育専門学群における授業科目の履修に関し必要な事項は、体育専門学群教育会議の議を経て、学群長が定め、学内に公示するものとする。

附 則

- 1 この部局細則は、平成16年6月16日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平17.9.28 体育専門学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平18.1.25 体育専門学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平18.9.27 体育専門学群部局細則3号）

- 1 この部局細則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平19.11.21 体育専門学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平22.1.20 体育専門学群部局細則1号）

この部局細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平23.1.19 体育専門学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。ただし、第7条にあつては、平成20年度入学者から適用する。

附 則（平23.9.21 体育専門学群部局細則3号）

この部局細則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平25.3.8 体育専門学群部局細則1号）

この部局細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平26.6.18 体育専門学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成26年6月18日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 別表第1の自由科目（特設）を関連科目の自由科目とする内容については、平成26年4月1日現在の在籍者から適用する。

附 則（平 26. 12. 3 体育専門学群部局細則 2 号）
この部局細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 27. 12. 2 体育専門学群部局細則 1 号）
この部局細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 28. 3. 4 体育専門学群部局細則 1 号）
この部局細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 (第3条関係)
(体育専門学群)

主専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数												計			合計			
	専門科目				専門基礎科目				基礎科目				関連科目						
	必修科目数	単位数	選択科目	単位数	必修科目数	単位数	選択科目	単位数	必修科目数	単位数	選択科目	単位数	必修科目数	単位数	選択科目		単位数		
体育学	専門語学B (卒業研究領域別)	2	分野別専門科目 (科目番号がW15で始まる科目)	10	専門語学A	1	体育・スポーツ学領域科目 (科目番号がW87で始まる科目)	10	フレッシュマンセミナー	1	総合科目 (フレッシュマンセミナー、学問へのいざないを除く)	1	1~3	-	他学群の開 設科目	12~ 20	-	-	124
	卒業研究	6	キャリア支援科目 (科目番号がW16で始まる科目)	7	専門基礎共通演習	1	コーチング学領域科目 (科目番号がW88で始まる科目)	4	総合科目 学問へのいざない	1					教職に関する 科目(教育実 習を除く。)				
	保健体育科(体力づくり運動)指導 法	1	卒業研究領域科目 (科目番号がW18で始まる科目)	6	体育科学シンポジウム	1	健康体力学領域科目 (科目番号がW89で始まる科目)	10							博物館に関 する科目				
	種目別コーチング 演習Ⅰ~Ⅱ	3	体育専門学群で開設する専門 科目	5~ 20	体育・スポーツ専門 英語基礎演習	1	実技理論・実習(A群からG 群まで各群から1単位ずつ履 修すること。)	7	第1外国語(英 語)	4	芸術	0~3	0~3		自由科目 (特設) *注5				
スポーツキャリア 形成Ⅰ~Ⅲ	3			臨海実習	1	体育専門学群で開設する専門 基礎科目	0~ 8	情報 国語	4	第2外国語 (初修外国語)	0~4			教育実習	0~5				
単位合計	15	28~43		6	31~39	12	1~ 10	33	91	124									

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の数値を表す。
 2. 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。
 3. 「総合科目」、「第1外国語」及び「第2外国語」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものうちから履修する。
 4. 外国人留学生又は外国において中等教育を受けた学生は、「第1外国語」の(英語)を(日本語)に替
 換することができる。
 5. 自由科目(特設)については、4単位を上限として卒業に必要な単位として含めることができる。

(9) 芸術専門学群履修細則

平成16年6月16日
芸術専門学群部局細則第2号

改正 平成18年芸術専門学群部局細則第1号
平成19年芸術専門学群部局細則第1号
平成21年芸術専門学群部局細則第1号
平成22年芸術専門学群部局細則第1号
平成23年芸術専門学群部局細則第1号
平成23年芸術専門学群部局細則第3号
平成24年芸術専門学群部局細則第1号
平成25年芸術専門学群部局細則第1号
平成27年芸術専門学群部局細則第1号
平成28年芸術専門学群部局細則第1号
平成28年芸術専門学群部局細則第2号
平成31年芸術専門学群部局細則第1号

芸術専門学群履修細則

(趣旨)

第1条 この部局細則は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第1条の2第1項、第25条、第28条、第33条、第35条第2項、第39条第1項及び第40条の規定に基づき、芸術専門学群における人材養成に関する目的その他教育研究上の目的（次条において「人材養成目的」という。）、教育課程の編成及びその履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(人材養成目的)

第1条の2 芸術専門学群は、学際的・国際的な視野と確かな学力を持ち、かつ柔軟な発想力と豊かな表現力を備え、創造的活力に満ちた美術及びデザインの専門家を養成することを目的とする。

(主専攻分野)

第2条 学群学則第25条の部局細則で定める主専攻分野は、次の表のとおりとする。

学 群	主 専 攻 分 野
芸術専門学群	芸術学 美術 構成 デザイン、日本芸術

(履修方法)

第3条 芸術専門学群における主専攻分野別の「専門科目」、「専門基礎科目」及び「基礎科目」ごとの卒業に必要な履修科目及び修得単位数は、別表第1のとおりとする。

(履修科目の登録の上限)

第4条 学群学則第33条第1項の部局細則で定める履修科目の登録の上限は、45単位（「教職に関する科目」及び「博物館に関する科目」を除く。）とする。

2 学群学則第33条第2項の部局細則で定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる場合の要件及び単位数は、次の表のとおりとする。

学 群	要 件	単位数
芸術専門学群	(1) 前年度までの総履修科目の90パーセント以上が「A+」又は「A」であること。 (2) 学群長が特別な事情があると認めた者	50単位

(成績の評価)

第5条 学群学則第35条第2項の部局細則で定める合格及び不合格の評語を用いることができる授業科目は、「フレッシュマン・セミナー」、「Japan-Expert フレッシュマン・セミナー」、「学外演習」、「学外実習」、「領域研究Ⅰ、Ⅱ」、及び「彫塑特別実習」とする。

(早期卒業)

第6条 学群学則第40条に規定する早期卒業の対象者及び基準は、次の表のとおりとする。

学 群	対 象 者	基 準
芸術専門学群	次の基準を満たしている者 2年次終了時までの総履修科目の90パーセント以上が「A+」又は「A」であること。	(1) 学群の卒業要件を満たしていること。 (2) 卒業研究の内容が優秀と認められること。

(雑則)

第7条 この部局細則に定めるもののほか、卒業研究の選択及び提出時期その他芸術専門学群における授業科目の履修に関し必要な事項は、専門学群教育会議の議を経て、学群長が定め、学内に公示するものとする。

附 則

- 1 この部局細則は、平成16年6月16日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則 (平18. 1. 18芸術専門学群部局細則1号)

- 1 この部局細則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則 (平19. 12. 12芸術専門学群部局細則1号)

- 1 この部局細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則 (平21. 1. 21芸術専門学群部局細則1号)

- 1 この部局細則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平22. 1. 20芸術専門学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法、上限を超えて履修科目の登録を認めることができる場合の要件及び早期卒業の基準にあつては、改正後の第5条、第8条及び別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平23. 1. 19芸術専門学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平23. 9. 21芸術専門学群部局細則3号）

この部局細則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平24. 1. 25芸術専門学群部局細則1号）

この部局細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平25. 2. 20芸術専門学群部局細則1号）

この部局細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平27. 1. 21芸術専門学群部局細則1号）

この部局細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平28. 1. 20芸術専門学群部局細則1号）

この部局細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平28. 6. 15芸術専門学群部局細則2号）

この部局細則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平31. 1. 16芸術専門学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

別表第1(第3条関係)
(芸術専門学群)

主専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数											計			合計						
	専門基礎科目					基礎科目					関連科目										
	専門科目		共通科目			基礎科目			関連科目												
必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数				
卒業研究	6	40～64	1	1	2	1	1	2	1	1	1	2	1	1	1	0	18	28	96	0	124
卒業研究	6	40～64	1	1	2	1	1	2	1	1	1	2	1	1	1	0	18	28	96	0	124
領域研究 I	1		1	1	3	1	1	3	1	1	1	2	1	1	1	0	18	28	96	0	124
領域研究 II	1		1	1	3	1	1	3	1	1	1	2	1	1	1	0	18	28	96	0	124
領域特別演習 I	1		1	1	5～12	1	1	5～12	1	1	1	2	1	1	1	0	18	28	96	0	124
領域特別演習 II	1		1	1	5～12	1	1	5～12	1	1	1	2	1	1	1	0	18	28	96	0	124
領域特別演習 III	1		1	1	5～12	1	1	5～12	1	1	1	2	1	1	1	0	18	28	96	0	124
単位合計	11	50～64	5	5	13～20	5	5	12	12	1	12	12	1	12	6～24	6	24	28	96	0	124

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の数値を表す。
 2. 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。
 3. 各科目欄に掲げる記号及び番号は、当該記号及び番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを表す。なお、他学群の授業科目番号等において読み替える必要とする場合は、別途通知する。
 4. 「総合科目」、「体育」、「第1外国語」、「第2外国語」、「情報」及び「芸術」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものうちから履修する。
 5. 留学生及び外国において中等教育を受けた学生は、「第1外国語」を「日本語」とすることができる。

別表第1 (第3条関係)

(芸術専門学群) Japan-Expert (学士)プログラム日本芸術コース

主専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数										計									
	専門科目					基礎科目					共通科目		関連科目							
	必修科目	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	選択科目	単位数		
日本芸術	卒業研究	6	VAで始まる授業科目(領域研究I, II, IIIを除く)	40 ~ 64	-	芸術キャリア教育	1	美術史概説	2	総合科目 (Japan-Expertフレッシュエッセンス、フレッシュエッセンスセミナー、学期への誘い)	3	総合科目 (フレッシュエッセンス、フレッシュエッセンスセミナー、学期への誘いを除く)	1 ~ 3	-	-	-	新編に関する科目(博物館に関する科目及び自由科目(特設))	0 ~ 18	-	
	領域研究 I	1				アート&デザイン入門	1	デザイン史概説	3	体育	2	体育	0 ~ 2	-	-	-				
	領域研究 II	1				芸術と文化	1	VAで始まる基礎演習	3	第1外国語(日本語)	15	第1外国語(日本語)	0 ~ 4	-	-	-				
	領域特別演習 I	1	AB90, AB93, AC50, AC60で始まる科目	0 ~ 15		芸術と社会	1	VAで始まる概論	2	情報	4	第2外国語(初修外国語)	0 ~ 4	-	-	-				
	領域特別演習 II	1				Japan-Expert総論	1	VAで始まる授業科目	5 ~ 12											
	領域特別演習 III	1																		
	インターンシップ	1	FC45901, FH45051, FH45061, FH45071	0 ~ 5																
	単位合計	12		50 ~ 64		5				12 ~ 19		24		1 ~ 12					6 ~ 24	
																				41
																				95
																			0	
																			0	
																			136	

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の単位数を表す。
 2. 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすることはいはできない。
 3. 各科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを表す。なお、他学群の授業科目番号等において部み替えを必要とする場合は、別途通知する。
 4. 「総合科目」、「体育」、「第1外国語」、「第2外国語」、「情報」、「国語」及び「芸術」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものから履修する。

6. 地球規模課題学位プログラム（学士）の人材養成目的等に関する法人細則

平成29年10月19日
法人細則第17号

地球規模課題学位プログラム（学士）の人材養成目的等に関する法人細則

（趣旨）

第1条 この法人細則は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第46条の2に定める地球規模課題学位プログラム（学士）（以下「学位プログラム」という。）における入学、教育方法、卒業、その他学生の修学上に必要な事項等について、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（修業年限）

第2条 学位プログラムの修業年限は、学群学則第2条第1項に定める4年とする。

（人材養成目的）

第3条 学位プログラムは、地球規模課題全般を俯瞰する幅広い基礎知識を身に付け、人間と環境に関する課題を解決するために分野を超えて必要な情報・技術を自ら意欲的に求めていく姿勢を持ち、多くの選択肢の中から最適な解決を意思決定できる人材を養成することを目的とする。

（入学の時期）

第4条 入学の時期は、10月とする。

（入学者選抜に関する基本方針）

第5条 地球環境（気候変動、自然破壊、公害等）、人類社会（食糧、貧困、長寿社会等）の問題に関心を持ち、文系及び理系の知識を活用しながら、将来、国内外のグローバル企業、国際機関等で社会に貢献できる、又はイノベーションに貢献できる人材を選抜する。

（学群・学類又は学位プログラム間の移籍）

第6条 学位プログラムの学生が他の学群又は学類に移籍を志願した場合及び他の学群又は学類に所属する学生が学位プログラムに移籍を志願した場合は、学群学則第20条の規定を準用する。

（編入学者及び転学群又は転学類による移籍者の既に履修した授業科目等の取扱

い)

第7条 学群学則第22条の規定により学生が既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数及び在学年限については、学位プログラムへの編入学の取扱いについて及び学位プログラムにおける転学群・転学類の取扱いについてで定める。

(教育課程の編成方針)

第8条 学位プログラムは、地球規模課題を俯瞰するという明確な目的をもった総合的な知識を修得し、課題解決のために必要な情報を自ら収集し分析する能動的姿勢を身に付け、グローバルな交渉力とマネジメント力を培う教育課程を編成する。

(教育課程の編成等)

第9条 学位プログラムの授業科目、単位数及び履修方法については、学位プログラムにおける教育課程の編成等について(以下「教育課程の編成等」という。)で定める。

(主専攻分野)

第10条 学群学則第25条に規定する主専攻分野は、次の表のとおりとする。

学位プログラム	主専攻分野
地球規模課題学位プログラム(学士)	学際

(学位授与の方針)

第11条 所定の年限在学し、所定の単位数を修得した者に学士の学位を与える。

2 学位プログラムの卒業にあっては、以下の各号に到達していることを目標とする。

- (1)文理融合の立場から、地球規模課題を俯瞰できる幅広い知識を修得していること。
- (2)地球規模課題に関して、体系的な専門知識を身につけ、多角的な視点から総合的に分析し、創意工夫によって課題解決に取り組む能力を修得していること。
- (3)グローバル社会において自分自身の見解を論理的かつ説得的に主張しつつ、他者の意見にも十分耳を傾ける柔軟なコミュニケーション能力を有し、異分野・異文化の環境において積極的にリーダーシップを発揮し、社会に貢献できる能力を修得していること。
- (4)グローバル社会における高い倫理観及びダイバーシティに関する理解能力を修得していること。

(履修方法等)

第12条 学群学則第39条第1項に規定する学位プログラムにおける主専攻分野別の専門科目、専門基礎科目及び基礎科目ごとの卒業に必要な履修科目及び修得

単位数は、別表のとおりとする。

(履修科目の登録の上限)

第13条 学群学則第33条第1項に規定する履修科目の登録の上限は、45単位とする。ただし、夏季・冬季・春季休業期間中に行われる集中授業を除くものとする。

2 学群学則第33条第2項に規定する上限を超えて履修科目の登録を認めることができる場合の要件及び単位数は、次の表のとおりとする。

学位プログラム	要件	単位数
地球規模課題学位プログラム (学士)	(1) 前年度において、卒業要件として修得すべき単位を40単位(1年次にあっては20単位)以上修得し、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A」の割合が80%以上である場合 (2) 学位プログラムリーダーが特別な事情があると認めた場合	55単位

(学位授与)

第14条 第12条に定める学位プログラムの卒業要件を満たした者には、学士(学術)の学位を授与する。

(早期卒業)

第15条 学群学則第40条に規定する早期卒業の対象者及び卒業判定基準は、次の表のとおりとする。

学位プログラム	対象者	卒業判定基準
地球規模課題学位プログラム(学士)	3年次の秋学期終了時まで卒業の要件として必要な単位数を100単位以上修得し、かつ、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A」の割合が50%以上であること及び卒業研究を履修し、4年次の秋学期終了時に卒業要件をすべて満たすことが見込まれること。	(1) 学位プログラムの卒業要件を満たしていること。 (2) 卒業研究の内容が特に優秀と認められること。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第16条 学位プログラムに参画する教員は、Faculty Development(FD)・Staff Development(SD)研修会において、学位プログラムの人材養成目的、カリキュラムポリシー、教育指導法、成績評価等について意見交換・討論を行い、共通認識を持って教育に当たる。

2 学位プログラムに参画する教職員は、学位プログラムに関係する教職員の協力関係の構築及び学生指導活動の一層の充実を図るものとする。

(卒業論文の作成等の単位の取扱い)

第17条 卒業論文の作成等に関し、授業科目により指導し、その学修等を考慮して授与する単位数については、6単位とする。

(期末試験)

第18条 期末試験は、原則として、学年暦で定められた期末試験期間に行うこととする。ただし、前条に規定する科目については、平常の学修の成績等をもって試験に代えることができる。

(成績の評語)

第19条 学群学則第35条第3項に規定するP又はFの評語を用いることができる授業科目は、フレッシュマン・セミナーとする。

2 GPA制度における学群の学期GPA及び累積GPAの対象から除外する科目は、設定しない。

(雑則)

第20条 この法人細則に規定するもののほか、主専攻分野の選択時期、早期卒業の申請時期、卒業研究の選択及び提出時期その他学位プログラムにおける授業科目の履修に関し必要な事項は、学位プログラム教育会議の議を経て、学位プログラムリーダーが定め、学内に公示するものとする。

附 則

この法人細則は、平成29年10月19日から施行し、同年10月1日から適用する。

7. 筑波大学開設授業科目の科目番号指定について（平成31(2019)年度）

筑波大学において開設される学群の授業科目には、その開設学群・学類、区分及び分野等を表す基準の記号並びに番号を次の表のとおり定めており、履修上の便宜を図っています。

履修申請はすべてこの記号及び番号によって行われますので、間違えないように注意してください。

授業科目区分		頁	備 考
共通科目等	総合科目	277	
	体 育	278	
	外 国 語（英語・初修外国語・日本語）	280	
	芸 術	289	
	国 語	290	
	情 報	291	
	自由科目（特設）	292	
	教職に関する科目	293	
	博物館に関する科目	279	
専門基礎科目及び専門科目		298	

(総合科目)

コード							コードの内容																										
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7																				
							授業科目	総合科目の 区分	開設学群・学類				授業科目の整 理上の番号	授業の方法																			
1	1	01				1	総合科目	フレッシュマン ・セミナー	人文・文化学群	人文学類	授業科目の整 理上の番号		講義																				
		02				比較文化学類				演習																							
	2	03				3			学士基盤科目、 学問への誘い ^{いざな}	社会・国際学群			日本語・日本 文化学類	実習																			
		04				0							社会学類	講義・演習																			
		05																			その他												
		06																				国際総合学類											
		07																															
		08																															
		09																															
		10																															
		11																															
		12																															
	D	14																															
		15																															
	E	16																															
		17																															
	F	18																															
		19																															
	G	20																															
		21																															
	22																																
	23																									情報メディア 創成学類							
	24																																
	25																									知識情報・ 図書館学類							
	26																																
	27													医学群	医学類																		
	28																																
	29													看護学類																			
	30																																
	31													医療科学類																			
	32																																
	33													体育専門学群																			
	34																																
	35													芸術専門学群																			
	36																																
	37													その他																			
	38																																
	39													学問への誘い																			
	40																																
	41													英語コース																			

(体 育)

コ ー ド							コ ー ド の 内 容						
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
							授業科目	受講年次 区分等	授業科目の 種 類				授業の 方法
2	1	00				1	体育	1年次必修 (基礎体育)	合 気 道				講義
		01				2			ア ー チ ョ ー リ ー				演習
	2	02				3		2年次必修 (応用体育)	アメリカンフットボール				実技
		03							インラインスケート				
	3	04						3年次必修 (発展体育)	ウインドサーフィン				
		05							ウェルネス・スポーツ				
	4	06						4年次必修 (発展体育)	ウォールクライミング				
		07							空 手				
	5	08						1年次必修 (集中)	器 械 運 動				
		09							キ ャ ン ピ ン グ				
	6	10						3年次必修 (集中)	弓 道				
		11							剣 道				
	7	12						4年次必修 (集中)	ゴ ル フ				
		13							サ ッ カ ー				
	8	14						自由科目	シューティングスポーツ				
		15							柔 道				
		16							ジ ョ グ & ウ オ ー ク				
		17							水 泳				
		18							水 泳 (初 級 ・ 中 級)				
		19							ス ノ ー ス ポ ー ツ				
		20							ス ポ ー ツ ケ ア				
		21							ソ フ ト ボ ー ル				
		22							卓 球				
		23							ダ ン ス				
		24							つ く ば マ ラ ソ ン				
		25							テ ニ ス				
		26							テ ニ ス (中 級 ・ 上 級)				
		27							テ ニ ス の 科 学				
		28							東 洋 的 身 心 鍛 錬 法				
		29							ト ラ ッ ク & フ ィ ー ル ド (集 中)				
		30							ト リ ム 運 動				
		31							賑わい創造-地域を繋ぐスポーツ・イベントマネジメント実習				
		32							日 本 の 体 育 ・ ス ポ ー ツ 文 化				
		33							ニ ュ ー ス ポ ー ツ				
		34						バ ス ケ ッ ト ボ ー ル					

コード							コードの内容						
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
							授業科目	受講年次 区分等	授業科目の 種類				授業の 方法
		35							バドミントン				
		36							バレーボール				
		37							ハンドボール				
		38							ビーチスポーツ				
		39							氷上スポーツ				
		40							フィットネストレーニング				
		41							フラッグフットボール				
		42							ボウリング				
		43							ボディ・ワーク				
		44							マリンスポーツ				
		45							野外運動				
		46							ヨット				
		47							ランニングの世界				
		48							リフレッシュ体操				
		49							2019 へのスクラム				
		50							つくばマラソン中級				
		51							野球				
		52							トラック&フィールド				
		53							ボディ・ワーク(Ⅱ)				
		54							バスケットボール中級				
		55							親水スポーツ				
		56							日本の体育・ スポーツ文化(Ⅱ)				
		57							ポタツーリング				
		58							アスレティックトレーニン グ				

(英語及び初修外国語)

コード							コードの内容						
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
							授業科目	語学別科目名			授業の方法		
3	1	A				2	第1外国語・第2外国語	英語	English Critical Reading Strategies I	授業科目の整理上の番号			演習
		B				English Intercultural Communication I							
		C				English Integrated Skills I							
		E				English Critical Reading Strategies II							
		F				English Intercultural Communication II							
		G				English Integrated Skills II							
		H				English Reading Skills I							
		J				English Presentation Skills I							
		K				English Reading Skills II							
		L				English Presentation Skills II							
		9				G30用科目							

コード							コードの内容						
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
							授業科目	語学別科目名	専門英語基礎演習				授業の方法
3	1	3	1			2	第1外国語・第2外国語	英語	English Presentation I		授業科目の整理上の番号		演習
		4	1						English Writing I				
		3	3						English Scientific Discourse I				
		4	3						English Media Studies I				
		5	1						English Reading I				
		5	2						English Translation I				
		5	3						English Debate I				
		5	4						English Testing I				
		6	1						English Presentation II				
		7	0						English Writing II				
		7	1						English Scientific Discourse II				
		7	2						English Media Studies II				
		7	3						English Reading II				
		7	4						English Translation II				
		7	5						English Debate II				
		7	6						English Testing II				
		7	7						Clinical Communication in English I				
		7	8						Clinical Communication in English II				
		7	9										

コード							コードの内容						
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
							授業科目	語学別科目名	選択・自由科目名				授業の方法
3	1	8	0			2	第1外国語・第2外国語	英語	English Pronunciation I		授業科目の整理上の番号		演習
		8	1						English Grammar I				
		8	2						English Communication I				
		8	3						English with Media Arts I				
		8	4						Literature in English I				
		8	5						Intermediate English for General Academic Purposes I				
		8	6						Advanced English for General Academic Purposes I				
		8	7						TOEFL 関連科目				
		8	8										
		8	9										

コ ー ド							コ ー ド の 内 容							
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	
							授業科目	語学別科目名						授業の方法
3	2	A				2	第1外国語・第2外国語	ドイツ語	ドイツ語基礎A I	授業科目の整理上の番号			演 習	
		B							ドイツ語基礎B I					
		C							ドイツ語基礎A II					
		E							ドイツ語基礎B II					
		H							基礎ドイツ語A I					
		J							基礎ドイツ語B I					
		K							基礎ドイツ語A II					
		L							基礎ドイツ語B II					
		9							G30用科目					

コ ー ド							コ ー ド の 内 容						
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
							授業科目	語学別科目名	〇〇文化圏の言語と文化				授業の方法
3	2	3	1			2	第1外国語・第2外国語	ドイツ語	ヨーロッパ文化圏の言語と文化IA	授業科目の整理上の番号		演 習	
		3	4						ヨーロッパ文化圏の言語と文化IBC				
		5	1						ドイツ語圏の言語と文化A				
		5	4						ドイツ語圏の言語と文化B				

コ ー ド							コ ー ド の 内 容						
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
							授業科目	語学別科目名	選択・自由科目名				授業の方法
3	2	4	0			2	第1外国語・第2外国語	ドイツ語	応用ドイツ語講読 I	授業科目の整理上の番号		演 習	
		4	1						応用ドイツ語作文 I				
		4	2						応用ドイツ語会話 I				
		4	3										
		4	4										
		4	5						応用ドイツ語講読 II				
		4	6						応用ドイツ語作文 II				
		4	7						応用ドイツ語会話 II				
		4	8										
		4	9										

コード							コードの内容							
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	
							授業科目	語学別科目名			授業科目の整理上の番号			授業の方法
3	3	A				2	第1外国語・第2外国語	フランス語	フランス語基礎A I	授業科目の整理上の番号			演習	
		B	フランス語基礎B I											
		C	フランス語基礎A II											
		E	フランス語基礎B II											
		H	基礎フランス語A I											
		J	基礎フランス語B I											
		K	基礎フランス語A II											
		L	基礎フランス語B II											

コード							コードの内容						
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
							授業科目	語学別科目名	〇〇文化圏の言語と文化		授業科目の整理上の番号		授業の方法
3	3	3	1			2	第1外国語・第2外国語	フランス語	ヨーロッパ文化圏の言語と文化IIA	授業科目の整理上の番号			演習
		3	4	ヨーロッパ文化圏の言語と文化IIBC									
		5	1	フランス語圏の言語と文化A									
		5	4	フランス語圏の言語と文化B									

コード							コードの内容						
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
							授業科目	語学別科目名	選択・自由科目名		授業科目の整理上の番号		授業の方法
3	3	4	0			2	第1外国語・第2外国語	フランス語	応用フランス語講読 I	授業科目の整理上の番号			演習
		4	1	応用フランス語作文 I									
		4	2	応用フランス語会話 I									
		4	3										
		4	4										
		4	5	応用フランス語講読 II									
		4	6	応用フランス語作文 II									
		4	7	応用フランス語会話 II									
		4	8										
		4	9										

コード							コードの内容								
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3		4	5	6	7	
							授業科目	語学別科目名							授業の方法
3	4	A				2	第1外国語・第2外国語	中国語	中国語基礎A I		授業科目の整理上の番号			演習	
		B							中国語基礎B I						
		C							中国語基礎A II						
		E							中国語基礎B II						
		H							基礎中国語A I						
		J							基礎中国語B I						
		K							基礎中国語A II						
		L							基礎中国語B II						

コード							コードの内容							
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3		4	5	6	7
							授業科目	語学別科目名	〇〇文化圏の言語と文化					授業の方法
3	4	3	1			2	第1外国語・第2外国語	中国語	東アジア文化圏の言語と文化IA		授業科目の整理上の番号			演習
		3	4						東アジア文化圏の言語と文化IBC					
		5	1						中国語圏の言語と文化A					
		5	4						中国語圏の言語と文化B					

コード							コードの内容							
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3		4	5	6	7
							授業科目	語学別科目名	選択・自由科目名					授業の方法
3	4	4	0			2	第1外国語・第2外国語	中国語	応用中国語講読 I		授業科目の整理上の番号			演習
		4	1						応用中国語作文 I					
		4	2						応用中国語会話 I					
		4	3											
		4	4											
		4	5						応用中国語講読 II					
		4	6						応用中国語作文 II					
		4	7						応用中国語会話 II					
		4	8											
		4	9											

コード							コードの内容							
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	
							授業科目	語学別科目名						授業の方法
3	5	A				2	第1外国語・第2	ロシア語	ロシア語基礎A I	授業科目の整理上の番号			演習	
		B	ロシア語基礎B I											
		C	ロシア語基礎A II											
		E	ロシア語基礎B II											
		H	基礎ロシア語A I											
		J	基礎ロシア語B I											
		K	基礎ロシア語A II											
		L	基礎ロシア語B II											

コード							コードの内容						
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
							授業科目	語学別科目名	〇〇文化圏の言語と文化				授業の方法
3	5	3	1			2	第1外国語・第2外国語	ロシア語	ヨーロッパ文化圏の言語と文化IV A	授業科目の整理上の番号			演習
		3	4	ヨーロッパ文化圏の言語と文化IV BC									
		5	1	ロシア語圏の言語と文化A									
		5	4	ロシア語圏の言語と文化B									

コード							コードの内容						
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
							授業科目	語学別科目名	選択・自由科目名				授業の方法
3	5	4	0			2	第1外国語・第2外国語	ロシア語	応用ロシア語講読 I	授業科目の整理上の番号			演習
		4	1	応用ロシア語作文 I									
		4	2	応用ロシア語会話 I									
		4	3	ロシア語特設									
		4	4										
		4	5	応用ロシア語講読 II									
		4	6	応用ロシア語作文 II									
		4	7	応用ロシア語会話 II									
		4	8										
		4	9										

コード							コードの内容							
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	
							授業科目	語学別科目名						授業の方法
3	6	A				2	第1外国語・第2外国語	スペイン語	スペイン語基礎A I	授業科目の整理上の番号			演習	
		B							スペイン語基礎B I					
		C							スペイン語基礎A II					
		E							スペイン語基礎B II					
		H							基礎スペイン語A I					
		J							基礎スペイン語B I					
		K							基礎スペイン語A II					
		L							基礎スペイン語B II					

コード							コードの内容						
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
							授業科目	語学別科目名	〇〇文化圏の言語と文化				授業の方法
3	6	3	1			2	第1外国語・第2外国語	スペイン語	ヨーロッパ文化圏の言語と文化III A	授業科目の整理上の番号		演習	
		3	4						ヨーロッパ文化圏の言語と文化III BC				
		5	1						スペイン語圏の言語と文化A				
		5	4						スペイン語圏の言語と文化B				

コード							コードの内容						
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
							授業科目	語学別科目名	選択・自由科目名				授業の方法
3	6	4	0			2	第1外国語・第2外国語	スペイン語	応用スペイン語講読 I	授業科目の整理上の番号		演習	
		4	1						応用スペイン語作文 I				
		4	2						応用スペイン語会話 I				
		4	3										
		4	4										
		4	5						応用スペイン語講読 II				
		4	6						応用スペイン語作文 II				
		4	7						応用スペイン語会話 II				
		4	8										
		4	9										

コード							コードの内容							
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	
							授業科目	語学別科目名						授業の方法
3	7	A				2	第1外国語・第2外国語	朝鮮語	朝鮮語基礎A I	授業科目の整理上の番号			演習	
		B							朝鮮語基礎B I					
		C							朝鮮語基礎A II					
		E							朝鮮語基礎B II					
		H							基礎朝鮮語A I					
		J							基礎朝鮮語B I					
		K							基礎朝鮮語A II					
		L							基礎朝鮮語B II					

コード							コードの内容							
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	
							授業科目	語学別科目名	〇〇文化圏の言語と文化					授業の方法
3	7	3	1			2	第1外国語・第2外国語	朝鮮語	東アジア文化圏の言語と文化IIA	授業科目の整理上の番号			演習	
		3	4						東アジア文化圏の言語と文化IIBC					
		5	1						朝鮮語圏の言語と文化A					
		5	4						朝鮮語圏の言語と文化B					

コード							コードの内容							
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	
							授業科目	語学別科目名	選択・自由科目名					授業の方法
3	7	4	0			2	第1外国語・第2外国語	朝鮮語	応用朝鮮語講読 I	授業科目の整理上の番号			演習	
		4	1						応用朝鮮語会話 I					
		4	2											
		4	3											
		4	4											
		4	5						応用朝鮮語講読 II					
		4	6						応用朝鮮語会話 II					
		4	7											
		4	8											
		4	9											

(日本語)

コード							コードの内容								
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7		
							授業科目	語学別 科目名	受講対象			班別	6	授業の方法	
3	9	9	0			2	第1外国 語・第2 外国語	日本語	英語コース			クラス 分けに よる班 別の番 号	授業科 目の整 理上の 番号	演習	
															学群留学生及び帰国生徒
									短期留学生		総合日本語 漢字		授業科目の整理 上の番号		
									Japan-Expertプログラム						
									1	0	0	1	0		2

(芸術)

コード							コードの内容						
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
							授業科目	授業科目の種類					授業の方法
4		01				1	芸術	—	アートツアー		授業科目の整理上の番号		講義
		02				2			絵画実習				演習
		03				3			版画実習基礎				実習（実験・実技を含む。）
		04				4			日本画実習				講義・演習
		05							塑造実習				
		06				5			書				講義・実習
		07				6			色彩基礎演習、造形基礎				演習・実習
		08				7			現代アート入門				講義・演習 ・実習
		09				陶磁実習、木工実習							
		10				8			イラストレーション				その他
		11							絵本制作				
		12							大学を開くアート・デザインプロデュース演習				
		13							映像実習				

(国 語)

コ ー ド							コ ー ド の 内 容							
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	
							授業科目	区 分	受 講 対 象 の 学 群 ・ 学 類				授業の方法	
5	1	01			1	国 語	国 語 I	人文・文化学群	人 文 学 類		授業科目 の整理上 の番号		講 義	
	2	02							国 語 II	比 較 文 化 学 類 及 び 日 本 語 ・ 日 本 文 化 学 類				
		03						生 命 環 境 学 群	生 物 資 源 学 類					
		04							医 学 群	医 学 類				
		05								看 護 学 類				
		07					体 育 専 門 学 群							
		08					全 学 群							

(情報)

コ							ー							ド							の							内							容						
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4			5	6	7	1	2	3	4			5	6	7	1	2	3	4			5	6	7								
授業科目							科目名							受 講 対 象 の 類							班 別							授業の方法													
6	1	01					1	情 報	情報リテラシー (講義)	人文・文化学群	人 文 学 類			クラス分けによる班別の番号	-	講 義																									
		02	比 較 文 化 学 類			演 習																																			
	2	03					2	情 報 (実習)	社会・国際学群	日 本 語 ・ 日 本 文 化 学 類			実 習																												
		04	社 会 学 類																																						
	4	05					3	情報リテラシー (演習)	人間学群	国 際 総 合 学 類																															
		06	教 育 学 類																																						
	5	07						データサイエンス		心 理 学 類																															
		08	障 害 科 学 類																																						
		09	生 物 学 類																																						
		10	生 物 資 源 学 類																																						
		11	地 球 学 類																																						
		12	数 学 類																																						
		13	物 理 学 類																																						
		14	化 学 類																																						
		15	応 用 理 工 学 類																																						
		16	工 学 シ ス テ ム 学 類																																						
		23	社 会 工 学 類																																						
	24	情 報 科 学 類																																							
	25	情 報 メ デ ィ ア 創 成 学 類																																							
	26	知 識 情 報 ・ 図 書 館 学 類																																							
	17	医 学 類																																							
	18	看 護 学 類																																							
	19	医 療 科 学 類																																							
	20	体 育 専 門 学 群																																							
	21	芸 術 専 門 学 群																																							
	22	そ の 他																																							
	30	全 学 群 共 通																																							
90	英 語 コ ー ス																																								

(自由科目(特設))

コード							コードの内容							
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	
							授業科目	開設学群・学類						授業の方法
8	01					1	学内及び学外の諸活動に係る自由科目	人文・文化学群	人文学類	授業科目の整理上の番号	-	講義 演習 実習(実験・実技を含む。) 講義・演習 講義・実習 演習・実習 講義・演習 ・実習 その他		
	02				2	比較文化学類								
	03				3	日本語・日本文化学類								
	04							共通						
	05				4	社会・国際学群	社会学類							
	06				5		国際総合学類							
	07				6		共通							
	08													
	09				7	人間学群	教育学類							
	10						心理学類							
	11				0		障害科学類							
	12						共通							
	13					生命環境学群	生物学類							
	14						生物資源学類							
	15						地球学類							
	16						共通							
	17					理工学群	数学類							
	18						物理学類							
	19						化学類							
	20						応用理工学類							
	21						工学システム学類							
	22						社会工学類							
	23						共通							
	24					情報学群	情報科学類							
							情報メディア創成学類							
	25						知識情報・図書館学類							
	26						共通							
	27					医学群	医学類							
	28						看護学類							
	29						医療科学類							
	30						共通							
	31					体育専門学群								
	32					芸術専門学群								
33					その他									

教職に関する科目及び博物館に関する科目（教職に関する科目）

コ ー ド							コ ー ド の 内 容															
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7									
							科目区分	分野または授業科目名				5	6	授業の方法								
9	1	00		1	1	1	教職に関する科目及び博物館に関する科目	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	こころの発達		授業科目の整理上の番号	講	義									
		06							学習の心理													
	2	00							1	4				教職に関する科目及び博物館に関する科目	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		現代教育と教育理念	教育心理学	教育史概論		
		01														教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育社会学概論			教育の法と制度	学校経営概説
		02														道徳の理論及び指導法		道徳教育				
	03																					
	05																					
	06																					
	4	30							1	4				教職に関する科目	教科の指導法に関する科目	国語科教育概論		国語科教育演習		講	義	
		31														国語科指導法		講義・演習				
		32					英語科教育基礎論															
		33					英語科教育概説															
		34					中等英語科教育法															
		35					ドイツ語教育概説															
		36					ドイツ語科教育法・ドイツ語指導論															
		37					フランス語教育概説															
		38					フランス語科教育法・フランス語指導論															
		39					中国語教育概説															
		40					中国語科教育法・中国語指導論															
		41					中等社会・地理歴史科教育法															
42		中等社会・公民科教育法																				
43		社会科地理歴史指導法																				
45		社会科地理指導法																				
46		社会科公民指導法																				
48		地理歴史科指導法																				
		公民科指導法																				

コ ー ド							コ ー ド の 内 容							
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	
							科目区分	分野または授業科目名						授業の方法
		50								数学科教育概論				
		51								数学教育内容論				
		52								数学授業研究				
		53								数学科指導法				
		54								数学教材論				
		55								理科教育概論				
		56								中等理科教育論				
		57								中学校理科教育論				
		58								中学校理科教育実践論				
		59								福祉科指導法Ⅰ				
		60								福祉科指導法Ⅱ				
		61								農業科教育法概論				
		62								農業科指導法				
		63								技術科教育法概論				
		64								技術科指導法Ⅰ				
		65								技術科指導法Ⅱ				
		66								工業科指導法				
		67								情報科指導法Ⅰ				
		68								情報科指導法Ⅱ				
		69								保健体育科教育法概論Ⅰ				
		70								保健体育科教育法概論Ⅱ				
		71								保健体育科教育法概論Ⅲ				
		73								保健科教育法				
		74								美術科教育法概論Ⅰ				
		75								美術科教育法概論Ⅱ				
		76								美術科指導法Ⅰ				
		77								美術科指導法Ⅱ				
		78								美術科指導法演習Ⅰ				
		79								美術科指導法演習Ⅱ				
		80								造形教育論				
		81								工芸科教育法概論Ⅰ				
		82								工芸科教育法概論Ⅱ				
		83								工芸科指導法				
		84								工芸科指導法演習				
										書道科教育法				
										書道科教育法特講				

コ ー ド							コ ー ド の 内 容							
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	
							科目区分	分野または授業科目名						授業の方法
		85							体育理論の授業づくり					
		86							アダプテッド体育授業理論・実習					
		87							体育授業理論・実習Ⅰ					
		88							体育授業理論・実習Ⅱ					
		89							体育授業理論・実習Ⅲ					
		90							保健授業理論・実習					
	5	01				3	教育実習	国語					実習	
		02						英語						
		06						社会						
		07						地理歴史						
		08						公民						
		09						数学						
		10						理科						
		11						福祉						
		12						農業						
		13						技術						
		14						工業						
		15						情報						
		16						保健体育						
		17						美術						
		18						工芸						
		19						書道						
		22						養護実習						
	6	04				1	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む）	教育課程編成論					講義	
		05					教育の方法及び技術（情報機器の活用及び教材の活用を含む）	教育の方法と技術						
		06					特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育						
	7	01					特別活動の指導	特別活動の理論と実践						
		02												
		03												
		05												
		06												

コ ー ド							コ ー ド の 内 容							
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	
							科目区分	分野または授業科目名						授業の方法
	8	01					生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導（キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。）の理論及び方法 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。） 教職実践演習 総合的な学習の時間の指導法 教科に関する専門的事項 大学が独自に設定する科目	生徒指導						
			05					教育相談の基礎 教育相談の実際 教 育 相 談						
			02					進路指導・キャリア教育						
		03				教 職 論								
		06				教職実践演習（中・高） 教職実践演習（養護教諭）								
		07				総合的な学習の時間の指導法								
		0	01			職 業 指 導								
			05			情 報 と 職 業								
			04			介護等体験の意義								

教職に関する科目及び博物館に関する科目（博物館に関する科目）

コード							コードの内容						
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
							科目区分	分野	受講対象学群・学類 又は授業科目				授業の方法
9	9	01				1	教職に関する科目及び博物館に関する科目	博物館に関する科目	博物館学 I	授業科目の 整理上の番号			講義
						博物館学 II							
						博物館学 III							
						博物館資料保存論 I							
						博物館資料保存論 II							
						博物館展示論 I							
						博物館展示論 II							
						博物館情報・メディア基礎論							
						博物館教育基礎論							
					3		博物館実習					実習	

(専門科目及び専門基礎科目)

コ ー ド							コ ー ド の 内 容									
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7			
							学 群	学 類	主専攻分野等	分 野			授業の方法			
A	A	6	1	5	6	7	1	人文・文化学群共通	共通		授業科目 の整理上 の番号	6	講義			
							2	人文学類	哲学	哲学			演習			
							3			倫理学			実習（実験・実技を含む。）			
							0			宗教学						
									共通							
							7			史学			日本史	講義・演習		
							2-4						東洋史・西洋史	講義・実習		
							5						歴史地理学	演習・実習		
							0						共通			
							8	1-3		8				考古学・民俗学	先史学・考古学	卒業論文又は卒業研究
							4-6							民俗学・文化人類学		
							0							共通		
							9	1						言語学	一般言語学	その他
							2								応用言語学	
							3								日本語学	
	4						中国語学									
	5						英語学									
	6						仏語学									
	7						独語学									
	8						露語学									
	9						その他									
	0						共通									
	5	0					学類共通	共通								
	0	0					その他	その他								
	C	5	0	1	5	6	7	比較文化学類	学類共通	概論	授業科目 の整理上 の番号	6	7	専門導入基礎演習		
										第1専門外国語						
										第2専門外国語						
										比較文化研究						

コード							コードの内容								
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7		
							学群	学類	主専攻分野等	分野			授業の方法		
B	E	1	1					学類共通	国際社会科学	専門基礎科目（必修）					
			2							専門科目（必修）					
		2	1						国際社会科学	専門基礎科目（選択）					
			2						専門科目（選択）						
			3						自由科目（選択）						
C	A	1	0				人間学群	学群共通	共通						
			B						1				1	教育学類	学類共通
									2				1	教育学	専門科目共通
													2	人間形成系列	
													3	学校教育開発系列	
													4	教育計画・設計系列	
													5	地域・国際教育系列	
													6	専門研究	
													7	社会教育主事養成コース	
													0	その他	
	0	その他													
	C	1	2					1	心理学類				学類共通		
								2	心理学				専門科目共通		
								3	実験心理学						
								4	教育心理学						
								5	発達心理学						
								6	社会心理学						
								0	臨床心理学						
								0	その他						
								0	その他						
								0	その他						
	E	2	1					2	障害科学類				学類共通		
								3	障害科学				専門科目共通		
								4	障害原理論						
								5	視覚障害学						
								6	聴覚障害学						
								7	言語障害学						
8				運動障害学											
9				健康・高齢障害学											
9				知的・発達・行動・情緒障害学											
9				特別支援教育学											

コ ー ド							コ ー ド の 内 容													
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7							
							学 群	学 類	主専攻分野等	分 野			授業の方法							
C	E	3	1										障害福祉学							
			2										物理療法							
			0										そ の 他							
			0										そ の 他							
E	A	1	0				生命環境学	学群共通	共 通											
			B											1	0		生物学類	学類共通		
															1					専門基礎必修科目
															2					専門必修科目
															3					
															4					
															5					専門選択科目
															6					
															7					
															8					
															9					そ の 他
	2																			
	3																			
	4																			
	5																			
	6																			
	C	1	1	1				生物資源学類	学類共通		専門基礎科目(必修)									
				2											専門基礎科目(選択)					
				3											専門語学Ⅰ					
				4											専門語学Ⅱ					
				2											1	生物資源科学	農林生物学コース			
															2	専門科目Ⅰ	応用生命化学コース			
															3	環境工学コース				
															4		社会経済学コース			
		5	コース共通																	
		3	1	1	1				生物資源学類	学類共通		専門基礎科目(必修)								
					2											専門基礎科目(選択)				
3					専門語学Ⅰ															
4					専門語学Ⅱ															
2					1											生物資源科学	農林生物学コース			
					2											専門科目Ⅰ	応用生命化学コース			
					3											環境工学コース				
	4				社会経済学コース															
5	コース共通																			

コ ー ド							コ ー ド の 内 容															
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7									
							学 群	学 類	主専攻分野等	分 野			授業の方法									
E	C	4	1						横断領域科目	インターンシップ												
			2							食糧・環境・国際開発												
			3							そ の 他												
		5	1							卒業研究				卒業研究								
			0							そ の 他				そ の 他								
		E	1							1				地球学類	学類共通							
										2												
			2							1					地球環境学	人間環境系						
										2						自然環境系						
										3						共 通						
	3		1						地球進化学													
	4		1						地球環境システム学													
	5		1						卒業研究													
	0		0						その他													
	E	G	0						0								学群共通	生命環境学際共	専門基礎科目必修			
									1									専門科目 必修				
									2									専門基礎科目選択				
									3									専門科目 選択				
			1						0								生物学類	生命環境学際	専門基礎科目必修			
1				専門科目 必修																		
2						専門科目 選択																
			3																			
4			0	生物資源学類	生命環境学際	専門基礎科目必修																
			1			専門科目 必修																
5						専門基礎科目選択																
			6				専門科目 選択															
7			0	地球学類	生命環境学際	専門基礎科目必修																
			1			専門科目 必修																
			8			セミナー等																
			9			卒業研究																
8				専門基礎科目選択																		
	9			専門科目 選択																		
Z				学群共通	その他（生命環境学群開設）																	

コ ー ド							コ ー ド の 内 容																	
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7											
							学 群	学 類	主専攻分野等	分 野			授業の方法											
F	A	1					理 工 学 群	学 群 共 通	数学類開設															
		2							物理学類開設															
		3							化学類開設															
		4							応用理工学類開設															
		5							工学システム学類開設															
		6							社会工学類開設															
		0							共 通															
	B	A	1					数 学 類	数 学	1年次に履修するもの	1年次に履修するもの(但し平成24年以前入学者対象)	2年次に履修するもの	3年次に履修するもの	4年次に履修するもの										
			1							1														
		0	2							0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			3																					
			4																					
			0																					
	C	A						物 理 学 類	専門基礎(共通)		物 理 (1)	物 理 (2)	物 理 (3)	物 理 (4)										
			B																					
		C	2						2						3	4	4	4	4	4				
			3																					
	E	1	1					化 学 類	化 学		化 学 (1)	化 学 (2)	化 学 (3)	化 学 (4)										
			2																					
			3																					
			4																					
		0	0																					
	F	1	1					応 用 理 工 学 類	学類共通		応 用 物 理	電 子 ・ 量 子 工 学	物 性 工 学	物 質 ・ 分 子 工 学										
			2																					
			3																					
			4																					
			5																					
			0						0															
0	0	0																						

コ ー ド							コ ー ド の 内 容							
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	
							学 群	学 類	主専攻分野等	分 野			授業の方法	
F	G	1	0					工学シ ステム学類	学類共通	専門基礎必修				
			1							共通選択 設計 ・システム系				
			2							共通選択 材料 ・バイオ系				
			3							共通選択 実務系				
			4							専門基礎自由 (卒業要件内)				
			5							専門基礎自由 (卒業要件外)				
			6							自由・特別講義				
			7							専門基礎選択				
			8							共通必修				
		9	実験・研究											
		2	0					知的工学 システム	専門必修					
			1						専門選択 設計 ・システム系					
			2						専門選択 材料 ・バイオ系					
			3						専門選択 実務系					
			4						専門選択基幹					
			5						専門選択応用					
			9						実験・研究					
			3						0	機能工学 システム				専門必修
									1					専門選択 設計 ・システム系
		2						専門選択 材料 ・バイオ系						
		3						専門選択 実務系						
		4						専門選択基幹						
		5						専門選択応用						
		9						実験・研究						
		4						0	環境開発工学					専門必修
								1						専門選択 設計 ・システム系
			2					専門選択 材料 ・バイオ系						
			3					専門選択 実務系						
			4					専門選択基幹						
			5					専門選択応用						
			6					専門自由						
			9					実験・研究						

コード							コードの内容																				
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7														
							学 群	学 類	主専攻分野等	分 野			授業の方法														
F	G	5	0						エネルギー工学	専 門 必 修																	
			1							専 門 選 択 設 計 ・システム系																	
			2							専 門 選 択 材 料 ・バイオ系																	
			3							専 門 選 択 実 務 系																	
			4							専 門 選 択 基 幹																	
			5							専 門 選 択 応 用																	
			6							専 門 自 由																	
			9							実 験 ・ 研 究																	
			0							0				そ の 他	そ の 他 必 修												
		1	1	そ の 他 選 択																							
		6	6	そ の 他 自 由																							
		H	1	1	1				社会工学類	学 類 共 通	共 通																
	2				4											社会経済システム	戦 略 行 動 シ ス テ ム										
	5				5												共 通										
	6				6												計 量 分 析 シ ス テ ム										
	7				7												公 共 シ ス テ ム										
	3				2											3	2				経 営 工 学	共 通					
																	3										
			4	情 報 技 術																							
			5	数 理 工 学 モ デ ル 化																							
			5	共 通																							
	4		5	6	5				都 市 計 画	共 通																	
					6											環 境 と ま ち つ くり											
		7			都 市 構 造 ・ 社 会 基 盤																						
6	0	0	6				専 門 基 礎																				
			0											0	そ の 他	そ の 他											
K	1	1	1				Bachelor's Program in Interdisciplinary Engineering	Major Subjects・Required 専門																			
			2											2	Foundation Subjects for Major・Required 専門基礎												

コ ー ド							コ ー ド の 内 容						
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
							学 群	学 類	主専攻分野等	分 野			授業の方法
G	A	1				情報学群	学群共通		専門基礎科目				
		4		専門科目									
	B	1			情報科学類		学類共通		ソフトウェアサイエンス				
		2		情報システム									
		3		知能情報メディア									
		4		そ の 他									
		0											
	C	1			情報メディア創成学類		専門基礎・必修		専門基礎・選択				
		2		専門基礎・自由									
		3		専門・必修									
		4		専門・選択									
		5		専門・自由									
		6		そ の 他									
		0											
	E	1			知識情報・図書館学類		専門基礎・必修		専門基礎・選択				
		2		専門・学類共通									
		3		専門・学類共通									
		4		(必修・特論)									
		5		知識科学									
		6		知識情報システム									
		7		情報資源経営									
		8		そ の 他									
		0											

コード							コードの内容																																																																																						
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7																																																																																
							学群	学類	主専攻分野等	分野			授業の方法																																																																																
H	A	1	0				医学群	学群共通	共通																																																																																				
		B	1							1							医学群	医学類	専門基礎科目																																																																										
		2																								医学群	医学類	基礎科目																																																																	
		3	1																																医学群	医学類	専門科目	1年次で履修するもの																																																							
		2																																										医学群	医学類	専門科目	2年次で履修するもの																																														
	3									医学群																																					医学類				専門科目	3年次で履修するもの																																									
	4																																																			医学群				医学類	専門科目	4年次で履修するもの																																			
	5																																																									医学群				医学類	専門科目	5年次で履修するもの																													
	6																																																															医学群				医学類	専門科目	6年次で履修するもの																							
	7																																																																					医学群				医学類	専門科目	複数の学年で履修するもの																	
		C	1							0																																																																						看護学類	基礎科目	化学											
			1																																																																																			看護学類	基礎科目	生物学					
			2																																																																																					看護学類				基礎科目	物理学
			2							0																																																																																			看護学類
1											看護学類	専門基礎科目	人間と生命科学																																																																																
2															看護学類	専門基礎科目					生活支援科学																																																																								
3		0																							看護学類					専門科目	基礎看護学																																																														
1																																		看護学類					専門科目	地域看護学																																																					
2																																											看護学類					専門科目	臨床看護学																																												
3											看護学類	専門科目																																					精神看護学																																												
4																		看護学類	専門科目																														高齢者看護学																																												
5																												看護学類		専門科目																			母性看護学																																												
6																																					看護学類		専門科目										発達看護学																																												
7																																														看護学類		専門科目	在宅看護学																																												
0																																															看護学類		専門科目		看護学の発展																																										
1																																																								看護学類	専門科目																									保健師科目											
2																																																														看護学類	専門科目																			養護科目											
9	0																																																																			看護学類	ヘルスケア主専攻																								

コード							コードの内容								
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7		
							学群	学類	主専攻分野等	分野			授業の方法		
H	E	1	0					医療科学類	基礎科目	化学					
			1							生物学					
			2							物理学					
		2	0						専門基礎科目	人体の構造と機能					
			1							疾病の成り立ち及び医学検査の基礎					
			2							保険医療福祉と医学検査					
			3							医療工学・情報科学					
			4							共通					
			3							0				専門科目	臨床病態学
										1					形態検査学
		2							生物化学分析検査学						
		3							病因・生体防御検査学						
		4							生理機能検査学						
		5							検査総合管理学						
		6	分子病態学												
		7	病態医工学												
		8	環境病態学												
		9	臨地実習												
		4	0						国際医療科学主専攻専門科目						
V	B	1	0				グローバル教育院	地球規模課題学位プログラム(学士)	共通						
			0						共通						
		2	1						環境	地球環境					
			2							リスク・安全					
		3	0						人間	共通					
			1							社会共生					
			2							人の健幸					
		4							その他						

コ ー ド							コ ー ド の 内 容													
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7							
							学群・学類	主専攻分野等	分 野				授業の方法							
W	1	4				1	体育専門学群	体育学	共通	授業科目の整理 上の番号			講 義 演 習							
		2				分野別専門科目			実習(実験 ・実技を含 む。)											
		3											キャリア支援科目	講義・演習						
		4													実技系科目	講義・実習 演習・実習				
		5															卒業研究領域科目	講義・演習 ・実習		
		6																	専門基礎科目	卒業論文又 は卒業研究
		7																		
	8	1	8	0	専門基礎科目	体育・スポー ツ 学 領 域														
	8					コーチング学 領 域														
						健康体力学 領 域														
						9	1	9	0	専門基礎科目	実技理論	A群								
	実習 I	B群																		
		C群																		
		D群																		
		E群																		
		F群																		
		G群																		
		H群																		
	9	0	0	0	その他	実技理論・実習 II	そ の 他													
						そ の 他	そ の 他													

コ ー ド							コ ー ド の 内 容							
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	
							学群・学類	主専攻分野等	分 野				授業の方法	
Y	A	A				1	芸術専門学群	専門基礎科目	美術史領域	授業科目の整理 上の番号			講 義	
		B				2			芸術支援領域				演 習	
		C				3			洋画領域				実習(実験 ・実技を含 む。)	
		D							版画領域					
		E							日本画領域					
		F				4			彫塑領域				講義・演習	
		G				5			書 領 域				講義・実習	
		H				6			クラフト領域				演習・実習	
		J				7			総合造形領域				講義・演習 ・実習	
		K				8			構 成 領 域					
		L							0				ビジュアル デザイン領域	卒業論文又 は卒業研究 そ の 他
		N				情報・プロダクト デザイン領域								
		P				環境デザイン 領 域								
		Q				建築デザイン 領 域								
	X	共 通												
	Z													
	B	A						専門科目	美術史領域					
		B							芸術支援領域					
		C							洋画領域					
		D							版画領域					
		E							日本画領域					
		F							彫塑領域					
		G							書 領 域					
		H							クラフト領域					
		J							総合造形領域					
		K							構 成 領 域					
L		ビジュアル デザイン領域												
N		情報・プロダクト デザイン領域												
P	環境デザイン 領 域													
Q	建築デザイン 領 域													
X	共 通													

8. 学群学生の授業科目の履修方法等に関する要項

(平成18年3月1日)
 副学長 裁定
 改正 平成18年11月8日
 平成19年 3月27日
 平成20年 2月26日
 平成21年 3月 2日
 平成21年 7月31日
 平成23年 3月31日
 平成24年 3月31日
 平成25年 3月31日
 平成26年 3月 6日
 平成27年 3月17日
 平成28年 3月15日
 平成31年 2月19日

(趣旨)

1. 学群学生の授業科目の履修方法、単位の振り替え及び単位認定の対象となる学修に関する基準等については、他に別段の定めがあるもののほか、この要項の定めるところによる。

(共通科目の履修方法等)

2. 国立大学法人筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第24条第2項に規定する基礎科目のうち「共通科目」の区分及び修得しなければならない単位数は次の表のとおりとする。

区 分	単 位 数
総合科目	3単位（フレッシュマン・セミナー、学問への誘いを含む）以上で、学群・学類で定める単位
体 育	2～3単位
外 国 語 (第1外国語)	学群・学類で定める単位（ただし、4 単位以上）
(第2外国語)	学群・学類で定める単位
情 報	4単位（情報リテラシー、データサイエンス）
国 語	学群・学類で定める単位
芸 術	学群・学類で定める単位

3. 前項の共通科目の履修方法は、次のとおりとする。

- (1) 「総合科目」は、入学した年次において履修することを標準とする。ただし、広く各学年で履修することが望ましいとした科目については、この限りではない。
- (2) 「体育」の単位のうち2単位は、入学した年次及び第2年次にそれぞれ1単位を修得することを標準とする。
- (3) 「外国語」は、原則として2年次までに履修することを標準とする。
- (4) 「情報」は、入学した年次に履修することを標準とする。
- (5) 「国語」は、必修とする学群・学類にあっては、入学した年次に履修することを標準とする。
- (6) 「芸術」は、当該学群の履修細則に基づく学修計画に沿って履修するものとする。

(教育職員の免許等取得に関する授業科目及び履修方法)

4. 学群学則第26条に規定する教育職員の免許等の取得に係る授業科目及びその履修方法は、別表第1から別表第13までのとおりとする。

(秋学期入学者に対する教育課程)

5. 秋学期に入学した者（以下「秋学期入学者」という。）の1年次における教育課程については、別表第14のとおりとし、入学後の標準的な履修については、別表第15のとおりとする。

(履修を中断した授業科目の継続履修及び単位の授与)

6. 学群学則第47条第1項に規定する休学の許可を受けたもののうち、外国の大学又は短期大学（以下「外国の大学等」という。）で学修することを目的として休学した場合若しくは学群学則第51条第1項の規定に基づき留学した場合は、筑波大学における履修を中断した授業科目について、次項から第11項に定めるところにより継続履修及びそれに伴う単位認定を行うことができるものとする。
7. 前項の規定により学生が、継続履修を申請することができる授業科目は、休学又は留学した年度に履修を中断した授業科目で、翌年度において開設されている授業科目とする。
8. 学生が、継続履修を申請することができる授業科目の中断期間は、原則として1年以内とする。

(継続履修申請書)

9. 継続履修を申請しようとする学生は、休学又は留学期間終了後2週間以内に、履修を中断した授業科目のうち継続履修を希望する授業科目について、あらかじめ当該授業科目の担当教員の許可を得た上、別記様式第3号の継続履修申請書を所属学群長に提出しなければならない。

(継続履修承認書)

10. 学群長は、前項の継続履修申請書を受理したときは、これを審査し、継続履修を承認する場合は、別記様式第4号の継続履修承認書を交付するものとする。

(単位の授与)

11. 前項の規定により継続履修した授業科目については、次の各号に該当する場合に限り、単位を授与することができる。
- (1) 当該授業科目を履修した期間が、中断前と中断後の期間を合算して通常の履修期間と同等以上である場合
- (2) 当該授業科目の履修について、中断しないで履修し、単位を授与したものと同等以上の教育効果が得られたものと判断される場合

(履修報告及び単位認定申請)

12. 国立大学法人筑波大学学群学生の他大学等における授業科目の履修等に関する法人細則（平成17年法人細則第18号）第5条に規定する履修報告書は別記様式第5号、第9条第1項に規定する単位認定申請書は別記様式第6号、及び同条第2項に規定する単位認定通知書は別記様式第7号のとおりとする。

(単位を与えることができる学修)

13. 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第29条第1項の規定により、大学が単位を与えることができる学修を定める件（平成3年文部省告示第68号。次項において「告示」という。）第11号の規定に基づき、筑波大学が単位を与えることができるものは、別表第16及び第17のとおりとする。
14. 学群長は、別表第16及び第17に定めるもののほか、告示第11号の規定に基づき、筑波大学で単位を与えようとするときは、当該授業科目を開設する教育組織等があらかじめ設定した基準以上の成果を、単位と認める基準として定め、全学学群教育課程委員会の議を経て、教育を担当する副学長の承認を得なければならない。

附 記

この要項は、平成18年3月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成18年11月8日から実施し、改正後の学群学生の授業科目の履修方法等に関する要項の規定は、同年4月1日から適用する。

附 記

この要項は、平成19年4月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成20年4月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成21年4月1日から実施し、平成21年度入学者から適用する。

附 記

この要項は、平成21年8月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成23年4月1日から実施する。ただし、この要項改正前に筑波大学に入学した者にあつては、この要項の一部改正にかかわらず、なお従前の例による。

附 記

この要項は、平成24年4月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成25年4月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成26年4月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成27年4月1日から実施する。ただし、この要項改正前に筑波大学に入学した者にあつては、この要項の一部改正にかかわらず、なお従前の例による。

附 記

この要項は、平成28年4月1日から実施する。ただし、この要項改正前に筑波大学に入学した者にあつては、この要項の一部改正にかかわらず、なお従前の例による。

附 記

この要項は、平成31年4月1日から実施する。ただし、この要項改正前に筑波大学に入学した者にあつては、この要項の一部改正にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1～第13（略） 39頁～130頁参照

別表第14、15（略） 15頁参照

別紙様式第1号～第7号（略）

別表第17 (第13項関係)

筑波大学が単位を与えることができる学修について (英語能力判定のための学修)

学群・学類等		※TOEFL ペーパー版テストの点数 【インターネット版テストの点数】	※TOEIC	※IELTS
人文・文化学群	人文学類	565点以上【86点以上】 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	800点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)
	比較文化学類	565点以上【86点以上】 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	800点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)
	日本語・日本文化学類	565点以上【86点以上】 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	800点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)
国際学群	社会学類	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)
	国際総合学類	567点以上【86点以上】 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	800点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)
人間学群	教育学類	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)
	心理学類	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)
	障害科学類	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)
生命環境学群	生物学類	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)
	生物資源学類	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)
	地球学類	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)
理工学群	数学類	600点以上【100点以上】 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	800点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	7.0点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)
	物理学類	600点以上【100点以上】 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	800点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	7.0点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)
	化学類	600点以上【100点以上】 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	800点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	7.0点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)
	応用理工学類	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)
	工学システム学類	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)
	社会工学類	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)
情報学群	情報科学類	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)
	情報メディア創成学類	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)
	知識情報・図書館学類	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)
医学群	医学類	600点以上【100点以上】 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	800点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	7.0点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)
	看護学類	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)
	医療科学類	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)
体育専門学群	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	
芸術専門学群	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	
共通科目	グローバルコミュニケーション教育センター	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I,II(計2.0単位)

(注) TOEFLは550点【79点】、TOEICは730点、IELTSは6.0をグローバルコミュニケーション教育センターで定める最低の基準とし、学群・専門学群にあったそれ以上でなければならない。

9. 筑波大学学群試験実施要項

〔平成18年3月1日〕
副学長裁定

(趣旨)

1. 国立大学法人筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第34条及び第35条に規定する学群の授業科目の試験（以下「科目の試験」という。）の実施については、この要項の定めるところによる。

(科目の試験の期間)

2. 科目の試験は、原則として、期末試験（学期中に期間を定めて行うものをいう。以下同じ。）期間に実施するものとする。

(科目の試験の方法)

3. 科目の試験は、当該授業科目を担当する教員（以下「担当教員」という。）が筆記試験、口述試験、実技試験その他の方法により行うものとする。

(学生証の提示)

4. 科目の試験を受ける学生（科目等履修生を含む。以下同じ。）には、科目の試験時間中、学生証（科目等履修生にあつては、身分証明書。）を机上に提示させるものとする。

(科目の試験の結果報告)

5. 担当教員は、原則当該試験期間終了後2週間以内に、別表第1に規定する報告記号により、科目の試験結果を当該授業科目開設学群長に報告しなければならない。

(評価の特例)

6. 2つの学期にわたり授業を行う科目は、学期ごとに科目の試験を行い、その結果をその都度評価し、かつ、最終学期において総合評価するものとする。

(追試験)

7. 病気その他やむを得ない理由により、科目の試験を受けることができなかった学生については、当該授業科目開設学群長が特に必要があると認める場合に限り、追試験を行うことができる。

(追試験の手続)

8. 追試験の受験を希望する学生には、期末試験にあつては当該試験期間の初日から2週間以内に、卒業予定者の卒業判定に係る科目の試験については当該試験期間の最終日から2日以内に、別記様式第1号の追試験願を所属学群長を経て当該授業科目開設学群長に提出させるものとする。

(追試験の実施期限)

9. 追試験の実施期限は、春学期の期末試験に係るものについては秋学期の第2週まで、秋学期の期末試験に係るものについては3月25日とし、卒業予定者の卒業判定に係る科目の試験については当該期末試験終了後1週間以内とする。

(追試験の結果報告)

10. 担当教員は、春学期の期末試験に係るものについては追試験終了後1週間以内に、秋学期の期末試験に係るものについては3月25日までに、卒業予定者の卒業判定に係る科目の試験については当該追試験終了後2日以内に、別表第1に規定する報告記号により、追試験の結果を当該授業科目開設学群長に報告しなければならない。

(成績の通知)

11. 科目の試験結果については、あらかじめ指定された日時に受験者に通知する。

(成績の評語)

12. 成績の評語は、学群学則第35条第1項に定めるところにより表すものとし、その基準は、別表第1のとおりとする。

(不正行為)

13. 科目の試験の際に学生が不正行為を行った場合は、人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群又は医学群にあっては学類教育会議及び学群運営委員会、体育専門学群及び芸術専門学群にあっては専門学群教育会議（以下「教育会議等」という。）の議を経て学群長が次のいずれかの措置を講ずる。

- (1) 当該授業科目の受験の無効
- (2) 当該学期の全授業科目の受験の無効

14. 前項の不正行為は、同項に規定する措置のほか、学群学則第60条に規定する懲戒の対象となる。

(雑則)

15. この要項に定めるもののほか、科目の試験の実施に関し必要な事項は、教育会議等においてその都度定める。

(附記)

この要項は、平成18年3月1日から実施する。

(附記)

この要項は、平成19年4月1日から実施する。ただし、この要項改正前に筑波大学に入学した者については、この要項の一部改正にかかわらず、なお従前の例による。

(附記)

この要項は、平成23年4月1日から実施する。ただし、この要項改正前に筑波大学に入学した者のドイツ語に係る検定試験の実施にあっては、この要項の一部改正にかかわらず、なお従前の例による。

(附記)

この要項は、平成25年4月1日から実施する。

(附記)

この要項は、平成28年4月1日から実施する。

別表第1（第5項、第10項及び第12項関係）

評語	GP (評価点)	評価基準	参考（100点満点での目安）
A+	4.3	到達目標を達成し、きわめて優秀な成績をおさめている	90点以上
A	4	到達目標を達成し、優秀な成績をおさめている	80～89点
B	3	到達目標を達成している	70～79点
C	2	到達目標を最低限達成している	60～69点
D	0	到達目標を達成していない	60点未満
P	—	定められた学修水準に到達している	—
F	—	定められた学修水準に到達していない	—

別記様式第1号（略）

10. 履修科目登録単位数の上限設定及び早期卒業制度の実施に関するガイドライン

平成18年3月1日
学群・学類連絡会

(履修科目の登録の上限の基本方針)

1. 国立大学法人筑波大学学群学則(平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。)第33条に規定する履修科目の登録の上限については、次に掲げることを踏まえて要件及び単位数を定めるものとする。

項 目	基 本 方 針	備 考
1年間の履修科目登録単位数の上限	筑波大学としての上限は45単位とし、各学群・学類においては、それぞれの教育課程等を踏まえ、この範囲内で適切な上限を定める。	(左記単位数設定の考え方) 単位制度の実質化を図るという本制度の趣旨を踏まえつつ、筑波大学の教育課程の特色及び「教職に関する科目」等の取り扱いを勘案し、筑波大学における適切な上限単位数を設定した。
「所定の単位を優れた成績をもって修得した学生」を認定する基準	各学群・学類において、修得単位数、成績評価、必修科目の修得状況等による適切な基準を定める。	
上限を超えて履修科目の登録を認める場合の1年間の上限単位数	55単位を標準とし、各学群・学類において適切に定める。	
対象者(上限を超えた履修登録の許可を申請できる者)	第2年次から第4年次(原則として、修業年限を超えて在学している学生を除く。)までとする。ただし、学期単位で上限を定め、学期毎に上限を超えた履修登録の審査・認定を行う体制が整備されている場合は、第1年次の第2学期から申請を可能とする。	
申請時期(上限を超えた履修登録の許可を申請する時期)	原則として、履修申請期限内で、認定手続きに係る期間を考慮した時期とする。	
認定方法(上限を超えた履修登録を審査・認定するための手順)	学群・学類の対応委員会において、基準に基づき審査の上、学類及び学群の教員会議(人文・文化、社会・国際、生命環境、理工及び情報学群にあっては学群運営委員会。以下同じ。)で認定する。	

(早期卒業の基本方針)

2. 学群学則第40条に規定する早期卒業の基準については、次に掲げることを踏まえて定めるものとする。

項 目	本 方 針
学修の成果に係る評価の基準(授業に係る成績評価の基準)	学期末の試験のみでなく、学生の授業への出席状況、宿題への対応状況、レポート等の提出状況等、日常の学生の授業への取組と成果を考慮した多面的な基準を、各学群・学類において適切に定める。
学校教育法第55条の3に規定する卒業の認定の基準	各学群・学類において、修得単位数、成績評価、卒業論文/卒業研究等により、入学時からの成績を段階的に判定し、評価できる適切な基準を定める。
公表の方法	各学群の履修に関する部局細則に係る事項及び全学的な共通事項は履修要覧に掲載する。 その他制度の運用に関し必要な事項の公表については、シラバスやホームページ等、各学群・学類において取り組む。
履修科目として登録することができる単位数の上限設定及びその適切な運用	前項に準じて検討する。

対象者（早期卒業の希望者として適格な者）	各学群・学類において、各年次において前項の「所定の単位を優れた成績をもって修得した学生」を認定する基準を満たした者で、指導を行う上で適格者と判断するための基準を定める。
申請時期（早期卒業希望者が申請をする時期）	各学群・学類において、早期卒業のための授業計画等を考慮し、適切に定める。
認定方法（早期卒業希望者の適性及び早期卒業の審査・認定を行うための手順）	学群・学類の対応委員会において、上記の「学修の成果に係る評価の基準（授業に係る成績評価の基準）」に基づき審査の上、学類及び学群の教員会議で認定する。
卒業時期	各学群・学類において、学期の区分に従い、適切に定める。

（関連事項）

3. 前2項の規定にかかわらず、各学群及び学類において次の事項に留意のうえ、学群教育の運営に関する自己点検を行うものとする。

項目	基本方針
責任ある授業運営のための取組	教室外の学習についても学生の自主性にのみ任せるとはならず、例えばシラバスに明記する等の方法により、学生が事前に行う準備学習や事後の学習、レポートの提出などについて十分な指示を与える等、各学群・学類において取り組む。
厳格な成績評価のための取組	成績評価基準を明記した上で、これに基づいた成績評価が行われるよう、各学群・学類において取り組む。
適切な学習指導・相談体制の整備について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上限設定に係る履修指導（科目相互の履修順序を明確化、モデル的なコースを提示等） ・ 上限を超えた履修登録を許可した場合の履修指導（履修すべき科目の提示等） ・ 早期卒業を想定した授業計画（卒業論文、卒業研究の着手条件、時期、期間、指導体制等） ・ 成績評価基準 ・ 早期卒業の認定の基準 ・ オフィスアワーの設定 ・ その他上限設定、早期卒業、責任ある授業運営、厳格な成績評価等に関し必要な事項
a) 日常的に履修指導を行いうる指導大学教員等 クラス担任制度の活用その他、効果的な履修指導が行えるよう、各学群・学類において整備する。	
b) ガイダンス等の実施 新入生オリエンテーションや各学年ガイダンス等、各学群・学類において取り組む。	

（付記）

4. このガイドラインは、平成18年3月1日から実施する。
5. このガイドラインは、平成18年4月1日から実施する。
- ただし、このガイドライン改正前に筑波大学に入学した者については、このガイドライン一部改正にかかわらず、なお従前の例による。

11. 学群学則第54条第3号の適用及び除籍に関する取扱いについて

平成19年2月20日
副学長決定

1. 学群学則第54条第3号の「年間15単位以上（医学類にあっては、これに相当する単位を又は授業科目の履修）を修得することができない者（特別な理由により、あらかじめ学群長の許可を受けた者を除く。）」について、次のとおり適用するものとする。

(1) 「特別な理由により、あらかじめ学群長の許可を受けた者を除く。」について

その適用を受けることができる者は、次の各号の一に該当する者で、学群長が年間15単位以上を修得することが困難と認めた者とする。

- ① 学群学則第47条により休学を許可され、又は命じられた者
- ② 学群学則第51条により留学を許可された者
- ③ 学群学則第60条により停学を命じられた者
- ④ 筑波大学学群試験実施要項（平成18年3月1日副学長裁定）第13項の措置を受けた者
- ⑤ 当該学年において、特別の履修を許可された者
- ⑥ 病気その他止むを得ない理由により、長期にわたり、又は期末試験期間中に欠席した者
- ⑦ 前各号以外の理由により、年間15単位以上を修得することができない者であって、修学を指導することにより、翌年度年間15単位以上修得することが可能と認められる者（2年間（前各号により許可を受けた期間を除く。）継続して、年間修得単位が15単位未満である者を除く。）

(2) 前号⑤の適用について

当該年度内に卒業が予定されている者のうち、年度当初において、年間15単位未満の単位修得により、卒業要件を満たす予定で、かつ卒業研究等の受講が認められた者が、卒業を延期せざるを得なくなった場合に適用する。

この場合、当該学生は、クラス担任教員又は卒業研究等の指導教員による卒業を延期すべき理由を付した特別履修許可願を所属学類長（専門学群は除く。）を經由して、所属学群長に提出し、承認を得るものとする。

なお、特別な履修を許可した者全てについて、教育を担当する副学長に報告するものとする。

(3) 第1号⑦の適用について

学群長は、当該学生に対し、履修結果について警告・指導を行うとともに、当該学生から年間15単位以上修得に努める旨の誓約書を提出させるものとする。

(4) 適用除外

この取扱いに基づく許可は、学群学則第4条に定める在学年限内で卒業ができなくなるときはこれを行わないものとする。

2. 除籍について

(1) 除籍とは、その処分決定の日をもって大学の利用関係を廃止し、以後学籍を有しないこととするをいう。

(2) 除籍となった者の修得単位、在籍期間等については、本人の請求により、証明書を交付する。この場合において、除籍理由として、学群学第54条第1項各号又は大学院学則第60条第1項各号のうちから適用した号数を付記するものとする。

3. その他

この取扱いの適用に関し疑義が生じた場合は、学群・学類連絡会議又は大学院連絡会議の議に基づき、教育を担当する副学長が決定する。

付 記

1. この取扱いは、平成19年4月1日から実施する。

2. この取扱いの実施の際現に学群学則第54条第1項第3号の規定に基づき、学群長の許可を受けている者については、この取扱いの規定により許可を受けたものとみなす。

12. 筑波大学 GPA 制度に係わる実施要項（学群）

平成24年7月17日
平成24年度第4回学群教育会議決定
改正 平成27年 3月17日
改正 平成28年 2月16日

（目的）

第1条 この要項は、筑波大学（以下「本学」という。）におけるグレード・ポイント・アベレージ（履修科目の成績の平均値。以下「GPA」という。）を算出する制度を定めることにより、学生の学習意欲を高めるとともに、筑波スタンダードが掲げる教育の質の保証について一層の具体化を進め、適切な修学指導に資することを目的とする。

（評価及びGP）

第2条 学群学則第35条及び筑波大学学群試験実施要項に定める成績の評語、及びグレード・ポイント（各評価に与えられる数値（評価点）。以下「GP」という。）は、次表のとおりとする。

評語	GP (評価点)	評価基準	参考（100点満点での目安）
A+	4.3	到達目標を達成し、きわめて優秀な成績をおさめている	90点以上
A	4	到達目標を達成し、優秀な成績をおさめている	80～89点
B	3	到達目標を達成している	70～79点
C	2	到達目標を最低限達成している	60～69点
D	0	到達目標を達成していない	60点未満
P	—	定められた学修水準に到達している	—
F	—	定められた学修水準に到達していない	—

（GPAの種類と算出方法）

第3条 当該学期における学修の状況及び成果を示す指標としてのGPA（以下「学期GPA」という。）並びに在学中における全期間の学修の状況及び成果を示す指標としてのGPA（以下「累積GPA」という。）の2種類とする。

2 学期GPA及び累積GPAの計算式は、次の各号の定めるところによるものとし、算出された数値の小数点第3位以下は切り捨てるものとする。

(1) 学期GPAの計算式

$$\text{学期GPA} = \frac{(\text{当該学期の「A+」の単位数} \times 4.3 + \text{「A」の単位数} \times 4 + \text{「B」の単位数} \times 3 + \text{「C」の単位数} \times 2)}{\text{当該学期の総履修登録単位数}}$$

(2) 累積GPAの計算式

$$\text{累積GPA} = \frac{(\text{全期間の「A+」の単位数} \times 4.3 + \text{「A」の単位数} \times 4 + \text{「B」の単位数} \times 3 + \text{「C」の単位数} \times 2)}{\text{全期間の総履修登録単位数}}$$

(GPA対象科目)

第4条 当該学群の履修細則に規定する卒業要件に係わる授業科目とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、学期GPA及び累積GPA対象科目から除くものとする。

- (1) 本学で修得した単位と認定された授業科目
- (2) 第2条に定める「P」又は「F」で評価される授業科目
- (3) 学類長からの要請を踏まえ学群長が指定する授業科目

(成績評価の厳格化)

第5条 学群長及び共通科目等運営部会長は、関係学類又は関係共通科目等における成績評価分布の目標をあらかじめ定め、公表するものとする。

(成績通知と成績証明書)

第6条 各学期の成績通知においては、学期GPAと累積GPAを記載するものとする。

2 成績証明書にGPAを記載する場合には、算出方法などをあわせて記載する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、GPAの実施に関し必要な事項は、学群教育会議の議を経て、副学長（教育担当）が別に定める。

附則

この要項は、平成25年4月1日から実施し、平成25年度入学者から適用する。

附則

この要項は、平成27年4月1日から実施する。

附則

この要項は、平成28年4月1日から実施する。

GPA 制度への QA 学生用

2016.3

[平成 25 年度 GPA 制度導入時の概要と変更点]

- 平成 25 年度学群入学者から、GPA が適用されます。
- 評語 A が A+ と A に分割され、成績は A+, A, B, C, D の 5 段階評価となります。
- 履修放棄した科目の評価は D または F になります。

[平成 28 年度からの変更点]

- 平成 28 年 4 月 1 日から GP (評価点) が次のように改定されます。

評語	A+	A	B	C	D	P	F
新 GP	4.3	4	3	2	0	—	—
旧 GP	4	3	2	1	0	—	—

- 新しい GP は、GPA 対象学生 (平成 25 年度以降入学の学群生) 全員に適用されます。
- GP の改定は過去に遡って適用され、累積 GPA と平成 27 年度までの学期 GPA は、新 GP による値に計算しなおされます。
- 平成 28 年 4 月 1 日以降、TWINS の成績確認画面、成績証明書、及び保護者への成績通知における GPA は、新 GP により再計算された値となります。
- 平成 27 年度秋学期の成績通知における GPA は旧 GP による計算ですが、平成 28 年 4 月以降に TWINS で表示される GPA は新 GP で再計算した値です。再計算に関する保護者への説明は、平成 28 年春学期の成績通知送付時 (平成 28 年 9 月) に行います。

Q1 GPA とは何ですか？

A1 GPA は Grade Point Average の略称で、アメリカにおいて行われている学生の到達度評価方法の一種です。授業科目ごとの成績を何段階かで評価し、評語に対してグレードポイントを付与してその平均を計算したものです。

A+ や A が多く、C や D が少ないと GPA の値が大きく (良く) なります。履修放棄があると D を増やすことになり、GPA の値が小さく (悪く) なります。履修した科目は確実によい評価をとることが基本です。

Q2 GPA 制度を導入する目的は？

A2 成績の状況を具体的に示されることによって、学生は自分に合った履修計画を立てられます。筑波スタンダードが掲げる教育の質の保証の具体化につながります。

Q3 いつから GPA 制度が導入されますか？

A3 平成 25 年度以降の学群入学者に導入されます。平成 24 年度以前の入学者は GPA は計算されず、表示もされません。また、大学院への導入時期は未定です。

Q4 GPA はどこに表示されますか？

A4 TWINS の成績確認画面及び保護者に送付する成績通知書に表示されます。

Q5 成績評価の基準は変わりますか？

A5 はい、平成 25 年度から成績の評語と基準が次表のように変わります。学群・大学院を問わず、成績評価が 5 段階で行われます。A+, A, B, C と P が合格で単位修得でき、D と F が不合格で単位修得できません。授業に出ることをやめ、履修を放棄した場合、平成 24 年度までは TWINS で成績を参照した際に D でなく「-」が表示されることがありましたが、平成 25 年度からは履修放棄は全て不合格 (D または F) となります。

評語	GP (評価点)	評価基準	参考 (100 点満点での目安)
A+	4.3	到達目標を達成し、きわめて優秀な成績をおさめている	90 点以上
A	4	到達目標を達成し、優秀な成績をおさめている	80～89 点
B	3	到達目標を達成している	70～79 点
C	2	到達目標を最低限達成している	60～69 点
D	0	到達目標を達成していない	60 点未満
P	—	定められた学修水準に到達している	—
F	—	定められた学修水準に到達していない	—

Q6 履修登録の取り消しは可能ですか？

A6 当該科目の履修登録期間内であれば TWINS で履修の取り消しができます。期間後に取り消すことはできません。やむを得ない事情がある場合は、履修申請変更願を学群長に提出してください。

Q7 履修科目が不合格だった場合の影響は？

A7 平成 24 年度までの入学者の場合、従来もこれからも、成績証明書等に不合格科目は表示されず、不合格の多寡は第三者に判りません。平成 25 年度以降入学者の場合、成績証明書に不合格科目が表示されない点は同じですが、GPA から不合格の多さが推測できます(不合格の科目も GPA 計算の分母に算入されるため)。

Q8 GPA 計算の対象となる科目は？

A8 当該学群・学類の学群履修細則に規定する卒業要件に係わる科目が対象になります。ただし、卒業要件に含まれる場合であっても、本学で修得した単位と認定された授業科目、P または F で評価される授業科目は除外します。これ以外に GPA 計算の対象から除外する科目がある場合は、各学群・学類の学群履修細則に示されています。

Q9 GPA の計算方式は？

A9 GPA の対象科目を用いて計算します。「学期 GPA」は当該学期における学修の成果を示す指標で、当該学期の GPA 対象科目について基準時点（決められた日時）の GPA を算出したものです。「累積 GPA」は入学以来の全期間の学修の成果を示す指標で、入学以来の GPA 対象科目全てについて GPA を算出したものです。計算式は以下のとおりです。

$$\text{GPA} = \frac{(\text{A+})\text{の単位数} \times 4.3 + \text{Aの単位数} \times 4 + \text{Bの単位数} \times 3 + \text{Cの単位数} \times 2 + \text{Dの単位数} \times 0}{\text{GPA対象科目の総履修登録 単位数}}$$

なお、GPA は小数点第 2 位までとし、小数点第 3 位以下は切り捨てます。

参考のために簡単な計算例を示します。新入生の春学期の学期 GPA と累積 GPA は同じ値ですが、秋学期以降は異なります。

		A+	A	B	C	D	計	GPA
春学期	単位数	10	5	5	0	0	20	3.90
	GP	43	20	15	0	0	78	
秋学期	単位数	5	0	0	5	10	20	1.57
	GP	21.5	0	0	10	0	31.5	
秋学期時点の累積	単位数	15	5	5	5	10	40	2.73
	GP	64.5	20	15	10	0	109.5	

Q10 成績証明書に GPA は表示されますか？

A10 GPA が表示される成績証明書と、表示されない成績証明書があります。発行する際に学生自身が選択する事ができます。

Q11 GPA はいつ計算されるのですか？

A11 学期 GPA と累積 GPA は春 C と秋 C の成績入力期限直後の決められた日時に計算されます。その日以降に成績評価が変更されても学期 GPA には反映されません。累積 GPA は成績証明書を発行する都度、その時点の成績で再計算されますが、TWINS の画面には次の学期 GPA 計算時まで反映されません。

Q12 成績がついていない科目は GPA にどう影響しますか？

A12 成績が確定していない科目は GPA 計算に含みません。成績が確定した時点からは前項と同様です。

Q13 総合科目や体育など、履修制限を受けて第 2 希望の科目になったのですが、それでも GPA 計算の対象になりますか。

A13 はい、受講調整の有無と成績評価は無関係で、GPA 計算の対象になります。

Q14 他学群・他学類の開設科目も GPA 計算の対象になりますか？

A14 学群履修細則で卒業要件の対象となっている科目はすべて原則として GPA 計算の対象になります。GPA 計算の対象外となる科目は学群履修細則に明示されます。

Q15 資格関係の科目も GPA 計算の対象になりますか？

A15 資格取得のための科目であっても、学群履修細則で卒業要件の対象で、GPA 計算の対象外でなければ GPA 計算対象です。

Q16 留学先や他大学でとった成績は GPA に反映されますか？

A16 筑波大学とは評価基準が異なるので算入できません。入学前の修得単位も同じです。

Q17 GPA はどのように使われますか？

A17 主に修学指導に使われることを想定しています。

Q18 GPA が一定水準に達しないと、退学勧告が行われるのですか？

A18 現時点ではそのような利用は考えていません。

Q19 再履修した科目は、どちらの成績が GPA に反映されますか？

A19 どちらの成績も GPA の計算対象となります。分母には延べ単位数が加算されます。

13. 学群学生の大学院授業科目履修を許可する取扱い

〔平成18年12月14日
教育研究評議会承認〕
改正 平成23年2月15日
改正 平成25年2月22日
改正 平成28年3月15日

学群学生の大学院授業科目履修を許可する取扱い

趣 旨

学士課程の教育においては、専門の骨格を正確に把握させると同時に、学生が広い視野を持ち学問を総合的に把握し、課題を探究できるような幅広い教育を施すことが重要である。

また、大学院は教育機関としての本質を踏まえ、大学院教育の実質化、国際的な通用性、信頼性の向上を通じ、世界規模での競争力の強化を図ることを重要な視点として、教育研究機能の強化を推進していくことが肝要である。

このため、本学では、学群において優秀な成績を修め、かつ、筑波大学の大学院（以下「本大学院」という。）に進学を希望する学生には、高度の専門知識と深い思考力を養い、もって、本大学院入学後の大学院初期（導入）教育に資すること及び本大学院に進学を希望する学群学生に対し、より早い段階で大学院進学への動機付けを行うことを目的として、指定された大学院の授業科目の履修を認めるものとする。

なお、実施に当たっては、責任ある授業運営と厳格な成績評価の実施の具体的な取り組みを行うこととし、学群教育においては、単位制度の実質化（単位制度の趣旨に沿った十分な学習量の確保）、大学院においては、教育の課程の組織的展開の強化（大学院教育の実質化）の取組が十分に対応できていることに留意するものとする。

（履修の資格）

- 1 大学院授業科目（東京地区の専ら夜間の研究科・専攻を除く。以下、同じ。）を履修することができる学群学生は、次の各号に該当する者とする。
 - (1) 第3年次終了時点（秋学期入学者は第3年次3月終了時点、医学群医学類は第5年次終了時点）で、学生が所属する学群・学類（以下「学群等」という。）において成績優秀と認める者
 - － 成績優秀と認める者の基準については、学群等において関係研究科と調整の上、別に定める。－
 - (2) 本大学院に進学を希望する者

（履修の手続）

- 2 大学院の授業科目履修を希望する学群学生は、次の手続を行うものとする。
 - (1) 別記様式第1号の履修願、第3号の大学院授業科目登録申請書、第4号の単位修得状況調書、成績証明書を所属する学群長に申請する。
 - (2) 申請時期は別途定めるものとする。

（履修の制限）

- 3 大学院の授業科目履修に当たっては、次のとおりとする。

- (1) 履修可能な授業科目は、原則として10単位を限度とする。
- (2) 履修可能な授業科目は、進学を希望する研究科（1研究科に限る。）の授業科目とする。

（履修可能な大学院授業科目の指定）

- 4 履修可能な大学院授業科目については、研究科が指定する。

（学群における履修承認）

- 5 学群における大学院授業科目履修の承認は、次の手順により行う。
 - (1) 学群等において選考のうえ、学群長が承認する。
 - (2) 当該学群長は、履修を承認した学生について、当該学生が履修を希望する授業科目を開設する研究科長に通知する。

（大学院における履修許可）

- 6 大学院における授業科目履修許可は、次により行う。
 - (1) 前項において学群長から通知を受けた当該研究科長は、当該研究科において選考のうえ、大学院における授業科目履修の可否を決定する。
 - (2) 当該研究科長は、選考結果を当該学群長に通知する。
 - (3) 研究科長から通知を受けた当該学群長は、可と判定された学群学生に対し、別記様式第2号の許可書を交付するものとする。

（修得単位の取扱い）

- 7 本取扱いにより履修し修得した単位は、本大学院入学後に単位を授与するものとし、授与した単位は、本大学院入学後、当該研究科の規定に基づき、本大学院の修了の要件となる単位として認定する。

（その他）

- 8 本取扱いにより学群の学生が大学院の授業科目を履修するに当たっては、国立大学法人筑波大学科目等履修生細則（平成17年法人細則第24号。）にかかわらず、大学院の科目等履修生として履修したものと取り扱うものとする。
- 9 本取扱いにおける規定に基づき、学群又は研究科において個別の取扱いを定めるときは、副学長（教育を担当する副学長）、関係学群長及び関係研究科長等において協議のうえ、副学長（教育を担当する副学長）の承認を得るものとする。

以 上